

令和5年度 第6回 青梅市介護保険運営委員会次第

令和6年2月1日（木）
午後1時30分～
青梅市役所議会棟大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 協議事項

ア 第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）
について（第1章から第3章関係）……………【資料1】

イ 第9期における介護保険料について（第4章関係）……………【資料2】

ウ 青梅市介護保険条例の一部改正について……………【資料2】

エ 青梅市指定居宅介護支援等の人員および運営に関する基準条例
の一部改正について……………【資料2】

(2) 報告事項

ア 令和5年度第4・5回青梅市介護保険運営委員会議事要旨に
ついて……………【資料3】

イ 介護保険の実施状況について……………【資料4】

ウ 青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について…【資料4】

4 その他

(1) 地域支援事業等の委託等にかかる進捗状況について……………【参考資料】

(2) 来年度日程案について……………【資料5】

5 閉会

青梅市介護保険運営委員会委員名簿

(令和6年2月1日現在)

氏名	条例による 選出区分	所属団体等	備考
こやま とみお 小山 登美夫	被保険者 の代表	青梅市高齢者クラブ連合会の代表	
きむら せいじ 木村 誠志	被保険者 の代表	青梅市民生児童委員合同協議会の 代表	
おきやま さとし 沖山 哲	被保険者 の代表	市民から一般公募	
はしもと まちこ 橋本 満智子	被保険者 の代表	市民から一般公募	
こじま なおゆき 小嶋 直之	事業者 の代表	介護老人福祉施設の代表	
かくた あきふみ 角田 昭文	事業者 の代表	地域密着型サービス連絡会の代表	
あいざみ よしあき 相墨 欽章	事業者 の代表	青梅市ケアマネジャー連絡会の代表	
さかもと りゅう 坂本 竜	事業者 の代表	居宅サービス事業者の代表	
つちだ だいすけ 土田 大介	学識経験者	青梅市医師会の代表	
ももせ すみお 百瀬 澄雄	学識経験者	青梅市歯科医師会の代表	
たなか みつひろ 田中 三広	学識経験者	青梅市薬剤師会の代表	
あらい かずお 新井 一夫	学識経験者	青梅市接骨師会の代表	
すがぬま たかし 菅沼 隆	学識経験者	大学教授等	
うえだ たくや 植田 拓也	臨時委員	地方独立行政法人 東京都健康長寿医 療センター研究所	

「青梅市地域福祉総合計画」

第9期青梅市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画（案）



介護部分 抜粋

目次

第1編 総論

- 第1章 計画の策定に当たって
- 第2章 計画改定の考え方
- 第3章 データからみる市の現状
- 第4章 計画の全体像
- 第5章 計画の進行管理

第2編 地域福祉計画

- 第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題
- 第2章 計画の基本的な考え方と施策体系
- 第3章 取組内容
- 第4章 取組事例

第3編 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

- 第1章 高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題
- 第2章 計画の基本的な考え方と施策体系
- 第3章 取組内容
- 第4章 介護保険サービスの事業量見込と介護保険料の設定

第4編 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

- 第1章 障害者・児福祉を取り巻く現状と課題
- 第2章 計画の基本的な考え方と施策体系
- 第3章 取組内容
- 第4章 障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み

資料編

第1章 高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題

1 計画策定の背景

平成12年に開始した介護保険制度は、開始から約25年を迎え、高齢化の一層の進行、地域課題の多様化といった社会情勢にあわせて制度改正が行われる中で運用されてきました。平成24年度から開始した、第5期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画においては「2025年を見据えた地域包括ケアシステム」の考え方を提示し、その後も制度改正を通して介護予防・健康づくりや地域との共生の視点を深めてきました。今期の第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画は、令和7（2025）年を計画期間中に迎える計画であり、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

本市では令和3年に、市制施行70周年という節目の年を迎えることを契機として、いつまでも生きがいをもって暮らせるまちの実現に向け「青梅市高齢者憲章」を制定し、令和3年10月23日開催の市制施行70周年記念式典において発表を行いました。憲章には、高齢者が健康づくりに取り組み、地域で参加・活躍する中で、自立・共生して暮らす、高齢者が輝くまちを目指すことを掲げています。

第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画（以下、「高齢・介護計画」という。）は、地域包括ケアシステムの推進と高齢者憲章の具現化を図り、本市の高齢者施策を総合的に推進するための計画として策定します。

国の第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針について

国の基本指針においては、計画期間中に、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年を迎えることや、今後生産年齢人口が急減することを踏まえ、以下の3つの見直しのポイントが示されました。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みを適切に捉え、地域資源を有効に活用しながら介護サービス基盤を計画的に確保する
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加に対応するため、医療・介護の連携を強化する

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・地域包括ケアシステムを推進し、地域共生社会（制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、多様な主体が支え合う社会）を実現する基盤とする。
- ・地域包括支援センター等において、属性や世代を問わない包括的な相談支援の体制構築を図る。

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および介護現場の生産性向上

- ・介護人材の確保に向けて、人材育成や離職防止等の取組を推進する。

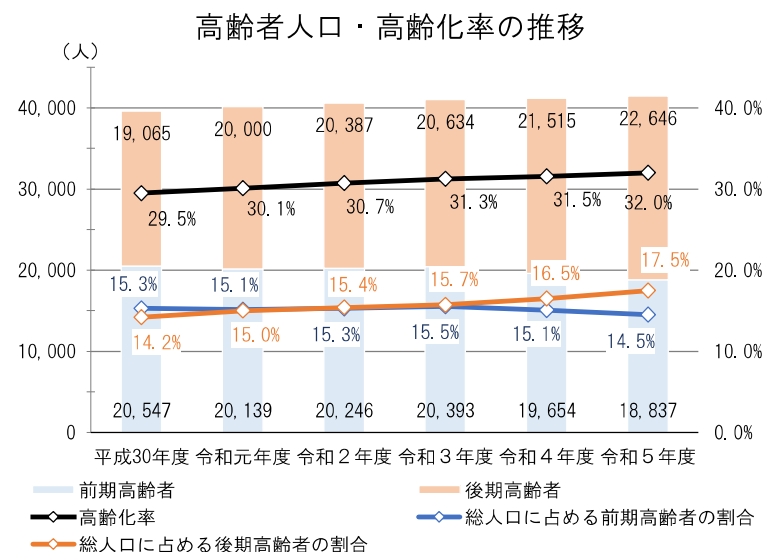
2 高齢者に関する統計等からみた地域の状況

(1) 高齢者人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和5年度（10月1日現在）では129,537人となっています。

一方で、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成30年度の39,612人（高齢化率29.5%）から、令和5年度の41,483人（高齢化率32.0%）へと、約2,000人の増となっています。

また、前期高齢者人口が減少する中で後期高齢者人口の増加が顕著となっており、平成30年に19,065人（総人口に占める後期高齢者の割合は14.2%）であったものが、令和5年度には22,646人（総人口に占める後期高齢者の割合は17.5%）と1.19倍に増加しています。



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	134,316	133,283	132,291	131,242	130,492	129,537
高齢者総数	39,612	40,139	40,633	41,027	41,169	41,483
前期高齢者(65～74歳)	20,547	20,139	20,246	20,393	19,654	18,837
後期高齢者(75歳以上)	19,065	20,000	20,387	20,634	21,515	22,646
高齢化率	29.5%	30.1%	30.7%	31.3%	31.5%	32.0%
総人口に占める前期高齢者の割合	15.3%	15.1%	15.3%	15.5%	15.1%	14.5%
総人口に占める後期高齢者の割合	14.2%	15.0%	15.4%	15.7%	16.5%	17.5%

資料：住民基本台帳（外国人登録含む）（各年10月1日現在）

(2) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、地理的条件、人口、社会的条件、医療・介護施設の整備状況などを勘案して定める区域のことです。

本計画（青梅市地域福祉総合計画）においては、前述（第2章計画策定の考え方－4圏域の考え方）のとおり、第1層（市全域）・第2層（日常生活圏域）・第3層の3層構造による圏域を設定しています。

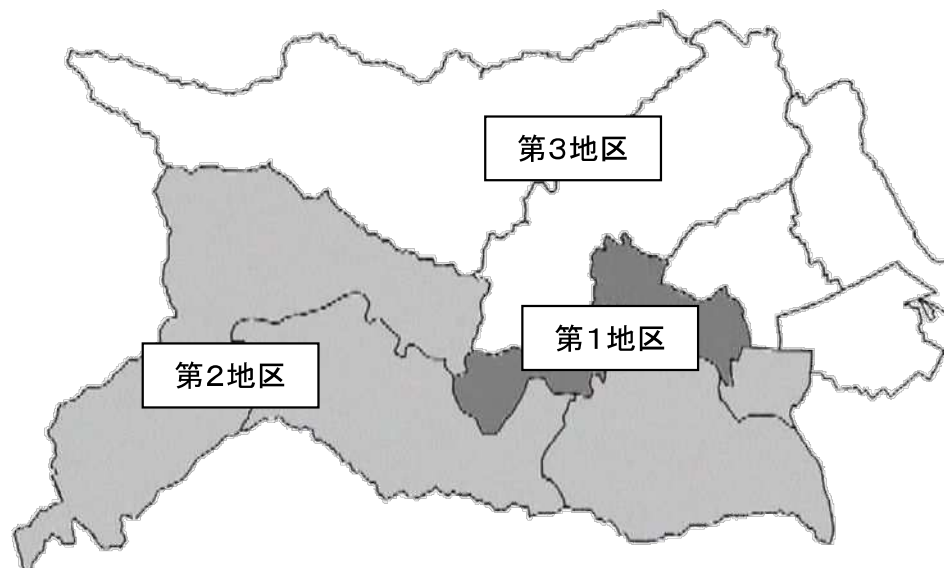
この他に、市全域を11地区に分割した「支会」別の目線も取り入れています。

高齢・介護計画においては、第2層の圏域を日常生活圏域と設定し、介護サービスのきめ細やかな提供や、住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けるための支援を推進します。

地域生活課題の把握や相談窓口、関係機関との連絡調整等に取り組む地域包括支援センターについても日常生活圏域ごとに設置しますが、第2地区・第3地区については高齢者人口が多く、地域課題へのよりきめ細かい対応に向けて支所を設置し、計5か所の拠点で地域包括ケアシステムを推進します。

第2層 (日常生活圏域)	支会	
第1地区	第1支会(青梅地区)	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田
	第8支会(東青梅地区)	東青梅、根ヶ布、師岡町
第2地区	第2支会(長淵地区)	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町
	第4支会(梅郷地区)	畑中、和田町、梅郷、柚木町
	第5支会(沢井地区)	二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山
	第10支会(河辺地区)	河辺町
第3地区	第3支会(大門地区)	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺
	第6支会(小曾木地区)	富岡、小曾木、黒沢
	第7支会(成木地区)	成木
	第9支会(新町地区)	新町、末広町
	第11支会(今井地区)	藤橋、今井

■ 青梅市の日常生活圏域 ■

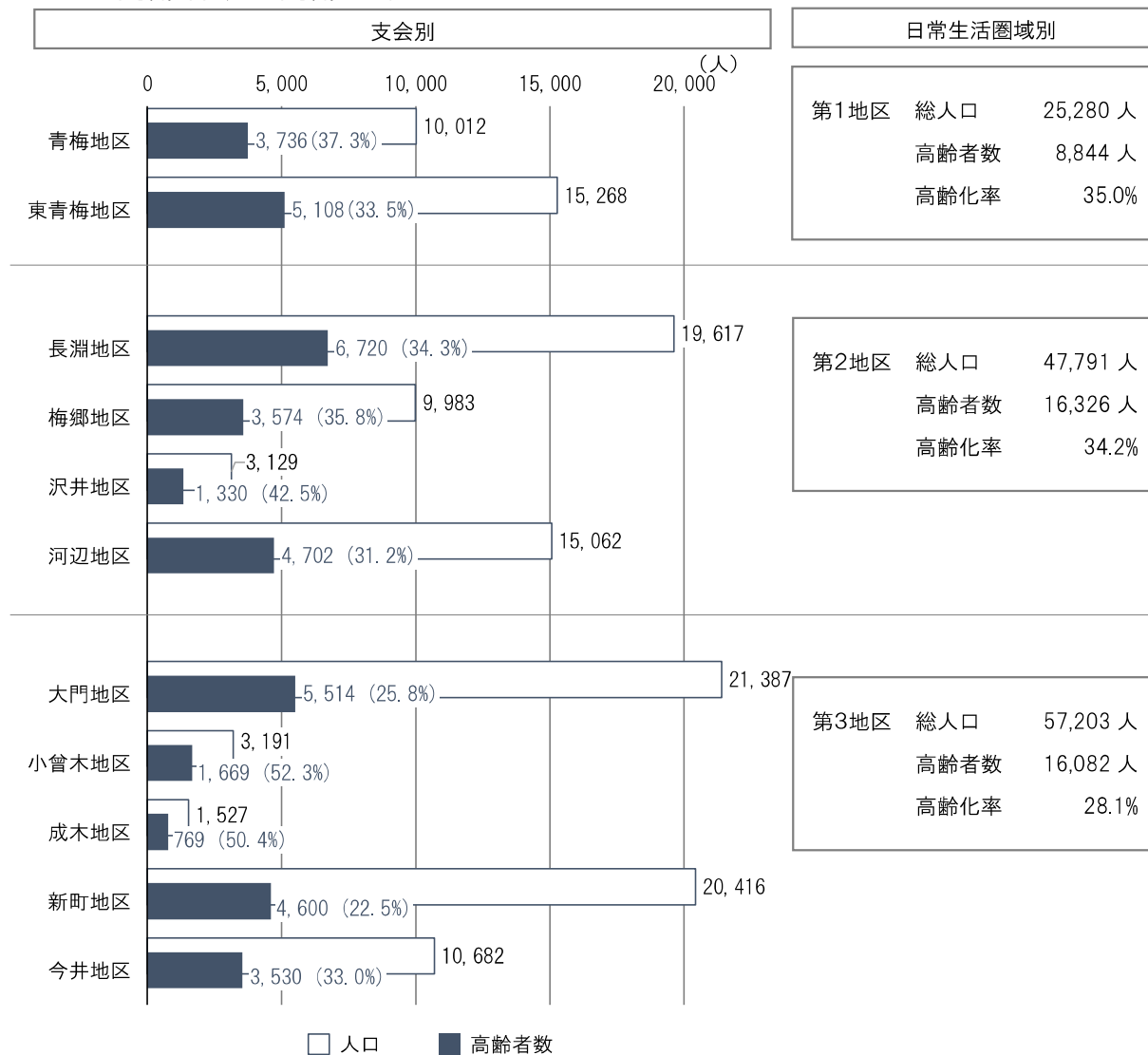


(3) 日常生活圏域別高齢者数・高齢化率

日常生活圏域別の高齢者数等をみると、第2地区では、高齢者数が16,326人と最も多くなっています。一方、第1地区では、総人口が25,280人と最も少ないこともあり、高齢者数も8,844人と最も少なくなっていますが、高齢化率は35.0%と最も高くなっています。

また、支会別でみると、高齢者数が最も多くなっているのは長淵地区の6,720人で、高齢化率が最も高くなっているのは小曾木地区の52.3%です。

人口・高齢者数・高齢化率



資料：住民基本台帳（外国人登録含む）（令和5年1月1日現在） ※（ ）内は高齢化率

(4) 支会別高齢者推計人口の状況

後期高齢者人口が最大になる年について地区別にみると、大門・新町・河辺を除く市内の多くの地区で令和2(2020)年～令和7(2025)年(白の斜線)となっており、本計画の期間が概ね後期高齢者数のピークと重なっていると考えられます。

一方で市の東部(大門地区や新町地区)においては令和32(2050)年～令和37(2055)年(赤の斜線)となっている地区が多く、今後後期高齢者数の増加が続くことが見込まれます。

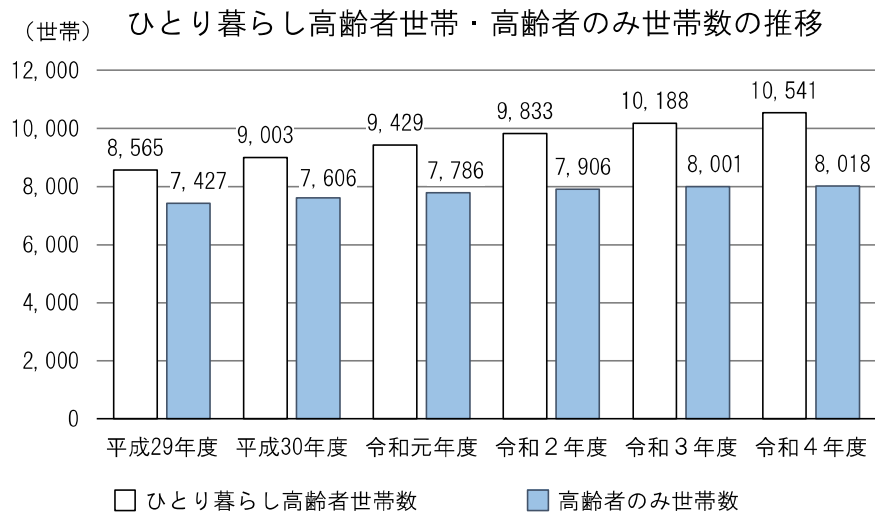
平成 27(2015)年～令和 47(2065)年のうち
後期高齢者数が最大になると見込まれる年



資料：「全国小地域別将来人口推計システム (<http://arcg.is/1LqC6qN>, 井上孝)」 「国土数値情報(国土交通省)」をもとに作成

(5) ひとり暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯数の推移

令和4年度の本市の高齢者世帯数は、ひとり暮らし高齢者世帯が10,541世帯、高齢者のみ世帯が8,018世帯で、共に年々増加しています。



資料：住民基本台帳

(各年度は2月1日現在、令和4年度のみ3月1日現在)

※高齢者のみ世帯とは、世帯の全員が65歳以上の世帯のうち、ひとり暮らし高齢者世帯を除いたもの。

(6) 支会別ひとり暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯の数と割合

ひとり暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯について地区別にみると、青梅地区・東青梅地区・河辺地区では、ひとり暮らし高齢者世帯数・割合が高くなっています。

新町地区・大門地区ではひとり暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯共に割合は低いものの数が多くなっています。

成木地区・沢井地区ではひとり暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯共に割合が高く、数は少なくなっています。

(図は次ページに掲載)

ひとり暮らし高齢者世帯割合

- ~12.5%
- 12.5~15%
- 15~17.5%
- 17.5~20%
- 20%以上
- ひとり暮らし高齢者世帯数(円の大きさ)



高齢者のみ世帯割合

- ~10%
- 10~12%
- 12~14%
- 14~16%
- 16%以上
- 高齢者のみ世帯数(円の大きさ)



(令和4年10月現在)

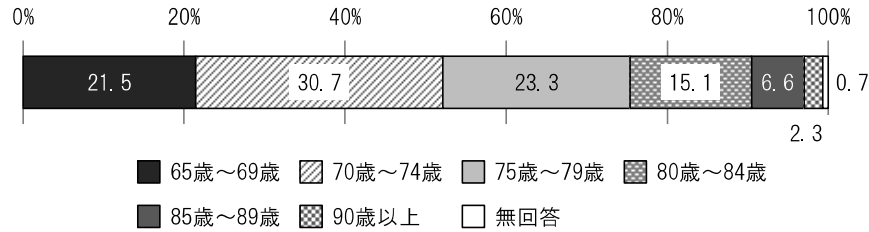
3 アンケート調査の実施概要

(1) 各調査の実施概要

区分	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護サービス事業所調査
対象者	65歳以上の市内在住者(施設入所者および介護認定要介護1から5までの被保険者を除く)	要支援・要介護認定を受けている方で、更新申請・区分変更申請で認定調査を受けた在宅の方	市内の介護サービス事業所および施設
調査方法	郵送による配布・回収	対象者のうち、自宅訪問により聞き取りに協力いただけた方を対象にアンケート調査(回収は郵送)	電子メール、電子申請システムおよび郵送によるアンケート調査
配布数・回収数	回収2,577／配布3,200 回収率80.5%	回収419／配布773 回収率54.2%	回収134／配布147 回収率91.2%
(前回)	回収2,567／配布3,200 回収率80.2%	回収139	回収138／配布147 回収率93.9%
調査内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の状況 ・身体機能の状況 ・市の高齢者施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の状況 ・在宅生活の継続に向け必要な支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の運営状況、意向 ・地域との関わり ・人材確保の状況 ・サービス利用者の状況
(項目)	<ol style="list-style-type: none"> 1 家族や生活状況 2 からだを動かすこと 3 食べること 4 毎日の生活 5 地域での活動 6 たすけあい 7 健康 8 認知症にかかる相談窓口の把握 9 介護サービスと住まい(暮らし)の意向 10 生きがいや充実感、週1回以上の活動状況 11 ボランティア活動 12 介護ボランティア制度 13 日常生活での不安・心配 14 移動支援 15 認知症の対策 16 市が充実させるべき取り組み 17 フレイル 18 自由意見 	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅限界点の向上のための支援・サービス提供体制 2 仕事と介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制 3 保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備 4 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制 5 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制 6 サービスの未利用の理由など 7 自立支援に必要なサービス 8 サービス料金の支払方法 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所の概要および運営 2 サービスの提供 3 事業所と地域等の関わり 4 介護老人福祉施設等への質問 5 第9期計画に参入を検討しているサービス 6 地域貢献や災害対策 7 介護保険制度への自由意見 8 在宅生活改善調査 9 居所変更実態調査 10 介護人材実態調査

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の回答者属性

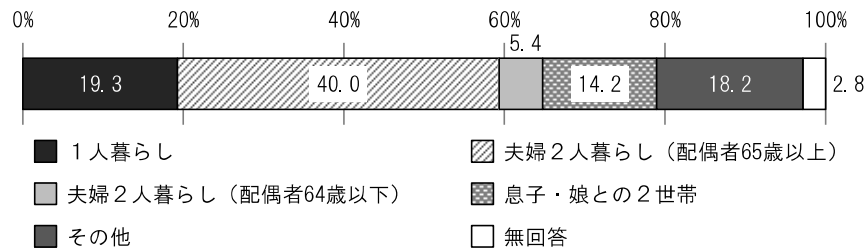
【年代】 (n=2,577)



【地区 (支会)】 (n=2,577)

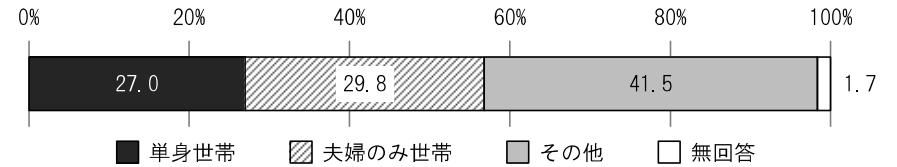
地区 (支会)	割合 (%)
河辺	12.1
今井	7.6
小曾木	3.3
新町	11.6
成木	1.7
青梅	9.2
大門	13.3
沢井	3.4
長淵	15.8
東青梅	12.4
梅郷	8.8
無回答	0.7

【世帯類型】 (n=2,577)

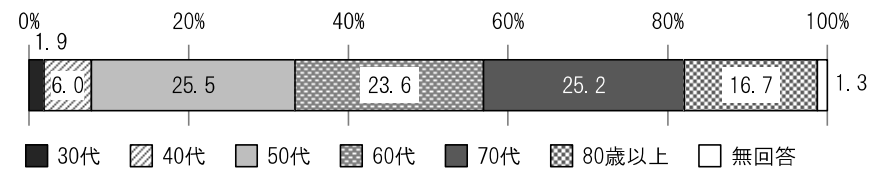


(3) 在宅介護実態調査の回答者属性

【世帯類型】 (n=419)

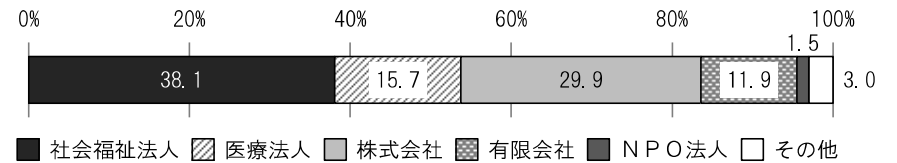


【主な介護者の年齢】 (n=318)



(4) 介護サービス事業所調査の回答者属性

【法人の種類】



【実施事業】 (介護予防含む) (いずれも n=134)

実施事業	割合 (%)
居宅介護支援・訪問系	22.4
訪問介護 (訪問型サービスを含む)	9.0
訪問看護	7.5
訪問入浴介護	2.2
訪問リハビリテーション	2.2
通所系	11.2
通所介護 (通所型サービスを含む)	9.7
地域密着型通所介護	3.0
認知症対応型通所介護	1.5
短期入所生活介護	0.0
短期入所療養介護	0.0
いずれも	0.0
施設系	15.7
介護老人福祉施設	5.2
認知症対応型共同生活介護	2.2
介護老人保健施設	1.5
介護療養型医療施設	0.8
特定施設入居者生活介護	0.8
多機能型・その他	1.5
小規模多機能型居宅介護	0.7
看護小規模多機能型居宅介護	2.2
福祉用具貸与	1.5
その他	1.5

4-1 健康づくり・介護予防に関する高齢者の現状

(1) 65歳健康寿命

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を言います。

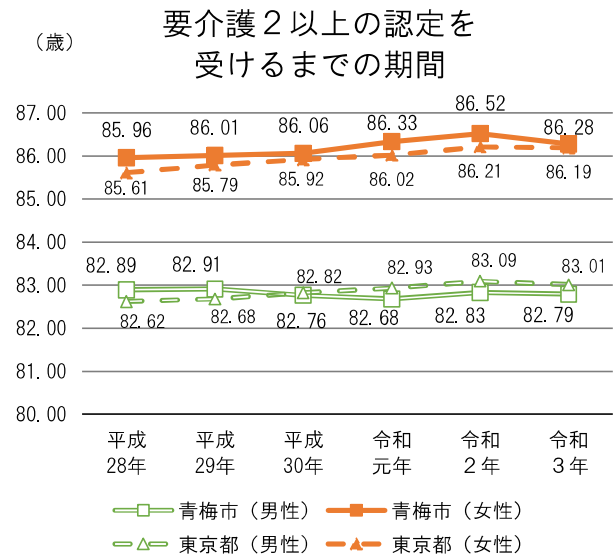
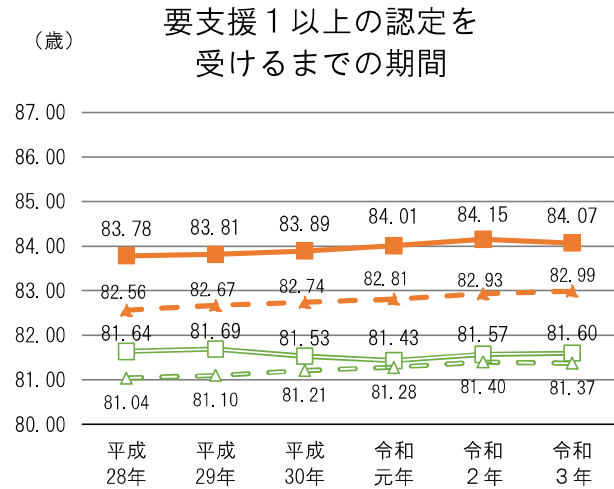
東京都では、健康寿命について、65歳の人何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すものを、東京保健所長会方式の65歳健康寿命として算出しています。

算出方法は、65歳の人何らかの要支援・要介護の認定を受けるまでの平均自立期間(※)を足したものであり、介護保険の要介護・要支援度を用いて「要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合」と、「要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合」の2つのパターンで算出しています。

本市と東京都を比較すると、「要支援1以上」の女性については本市が東京都を上回って推移しています。「要支援1以上」の男性については、平成29年以前では本市が東京都を0.6歳程度上回っていましたが、令和元年以降その差は0.2歳程度まで小さくなっています。

「要介護2以上」については、概ね東京都と同水準で推移しています。

※平均自立期間：要介護認定を受けるまでの期間の平均、健康と考える期間



資料：東京都都内各市区町村の65歳健康寿命

(2) 各種健康リスクの判定結果（日常生活圏域ニーズ調査）

健康リスクの該当者割合についてみると、前回調査と比較して「口腔機能リスク」「閉じこもりリスク」「心の健康リスク（うつ傾向）」の3項目で2ポイント以上の上昇がみられます。

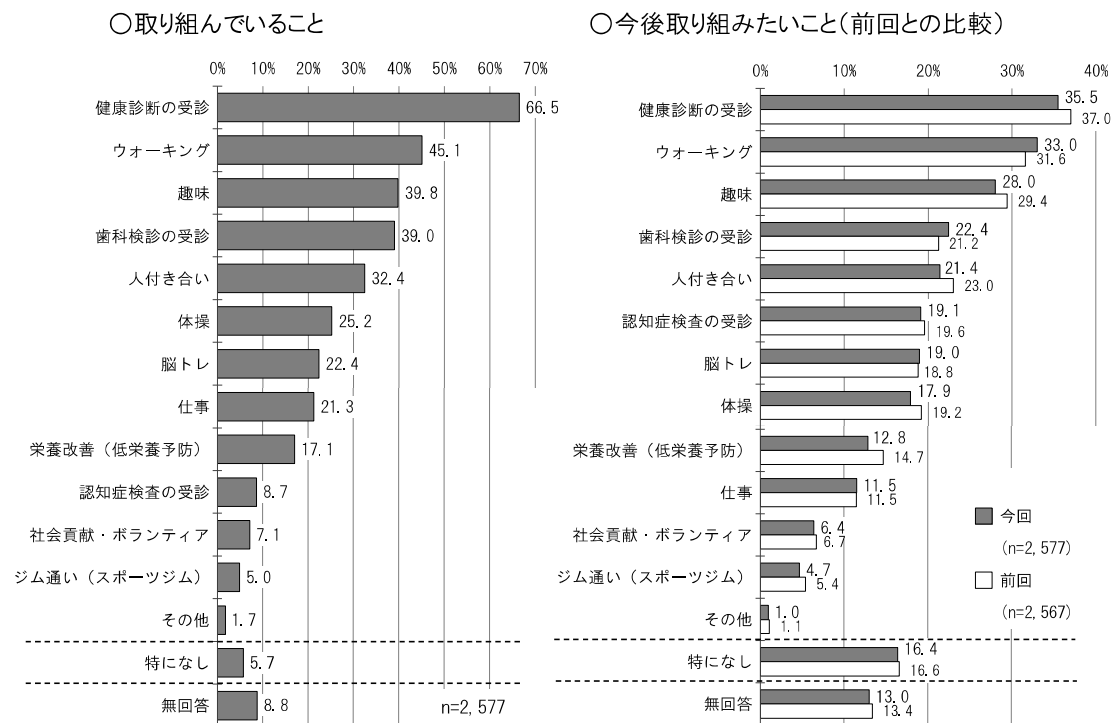
「運動機能リスク」「転倒リスク」については、概ね前回と同様の水準となっています。

リスク該当者割合 (%)	運動機能 リスク	転倒リスク	低栄養 リスク	口腔機能 リスク	閉じこもり リスク	もの忘れ リスク	心の健康 リスク
前回 (n=2,567)	13.0	27.3	0.9	22.3	15.1	(今回新規)	39.0
今回 (n=2,577)	12.7	27.6	1.7	25.7	17.3	40.8	42.1
変化	▲0.3	+0.3	+0.8	+3.4	+2.2	—	+3.1

(3) フレイル予防に取り組んでいることと今後取り組みたいこと（日常生活圏域ニーズ調査）

フレイル予防に取り組んでいることについてみると、「健康診断の受診」が66.5%と最も多く、「特になし」は5.7%となっています。取り組んでいることと今後取り組みたいことを比較すると、「認知症検査の受診」は今後取り組みたい割合の方が10ポイント程度高くなっています。

今後取り組みたいことについて前回調査と比較すると、大きな差はみられません。



4-2 生きがいづくり・社会参加に関する高齢者の現状

(1) 高齢者の就業状況

令和2年国勢調査の本市の高齢者就業者が就業者総数に占める割合は16.5%で、東京都と比較して3ポイント程度、全国と比較しても1.5ポイント程度高い水準となっています。

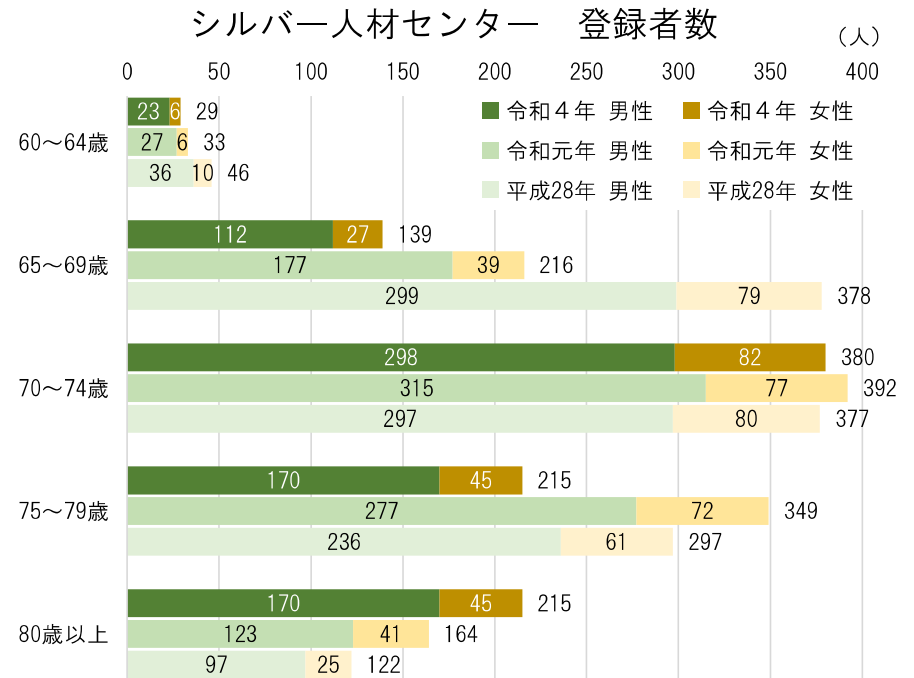
平成27年国勢調査と比較すると、65～74歳就業者・75歳以上就業者それぞれの就業者総数に占める割合は、いずれも東京都や全国を上回るペースで増加しています。

区分	青梅市	東京都	全国
就業者総数(15歳以上)	56,528	5,962,306	57,643,225
高齢者就業者数 (65歳以上)	9,338 (+1,828)	796,132 (+54,344)	8,724,474 (+1,198,895)
(就業者総数に占める割合)	16.5%(+3.2)	13.4%(+0.9)	15.1%(+2.1)
65～74歳 就業者数	7,188 (+1,029)	576,476 (+8,694)	6,697,603 (+757,982)
(就業者総数に占める割合)	12.7%(+1.8)	9.7%(+0.1)	11.6%(+1.3)
75歳以上 就業者数	2,150 (+799)	219,656 (+45,650)	2,026,871 (+440,913)
(就業者総数に占める割合)	3.8%(+1.4)	3.7%(+0.8)	3.5%(+0.8)

資料：国勢調査（令和2年）

(2) シルバー人材センター

シルバー人材センターの登録者数は、令和元年から令和4年にかけて80歳以上で増加している一方、65～69歳・75～79歳の区分で大きく減少しています。就業率については令和元年から1.9ポイント上昇し73.0%となっています。



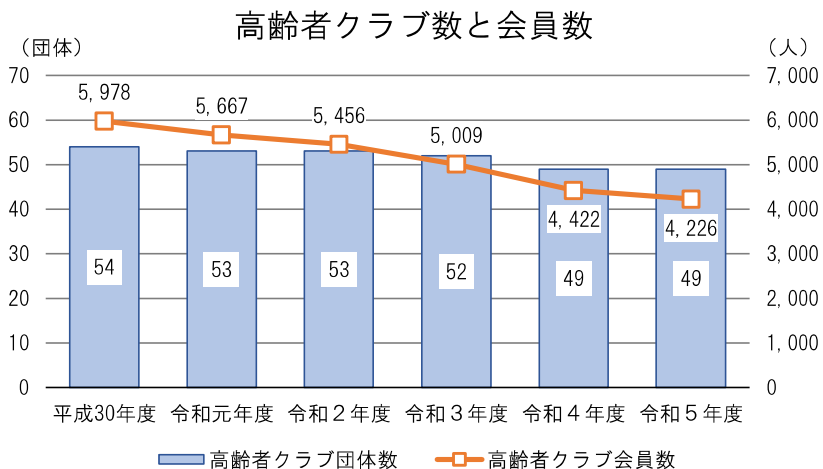
	就業率
平成28年	71.6%
令和元年	71.1%
令和4年	73.0%

資料：シルバー人材センター事業報告

(各年3月31日現在)

(3) 高齢者クラブ

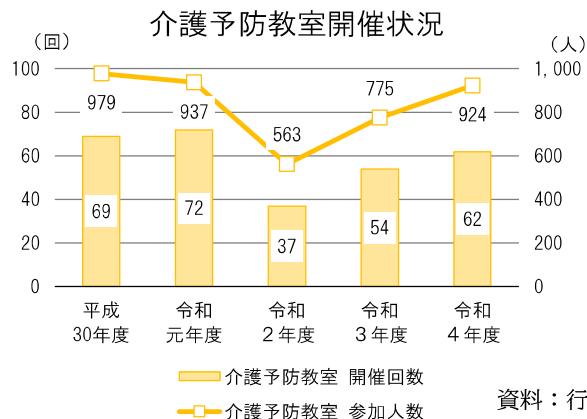
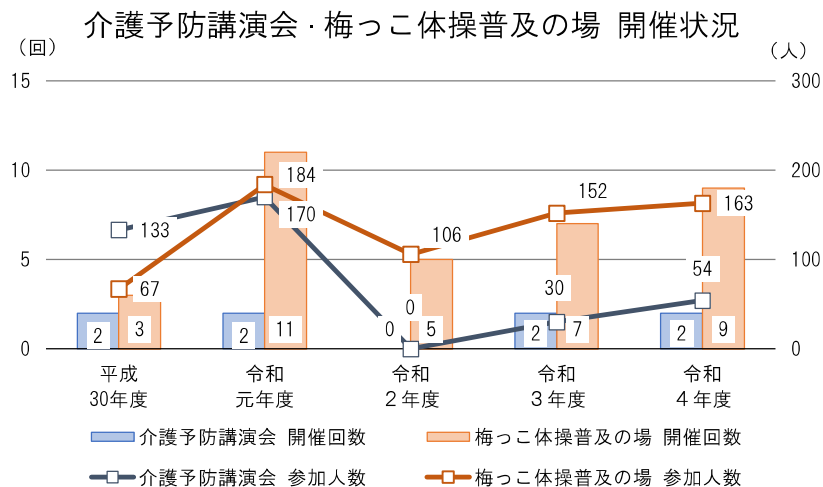
高齢者クラブ（おおむね60歳以上の市民が加入している団体）のクラブ団体数・会員数はともに減少傾向にあります。会員数については、特に令和2年度から令和4年度の期間で毎年500人程度の大きな減少がみられます。



(4) 介護予防に向けた各種事業や「通いの場」

介護予防に向けた各種事業や「通いの場」の開催状況についてみると、介護予防講演会・梅っこ体操普及の場・介護予防教室についてはいずれも参加人数が令和2年度に減少した後、回復傾向にあります。

通いの場の数については、令和3年度から令和4年度で3箇所減少し、24箇所となっています。



	「通いの場」の数
平成30年度	22箇所
令和元年度	23箇所
令和2年度	26箇所
令和3年度	27箇所
令和4年度	24箇所

資料：行政報告（各年4月1日現在）

(5) 地域活動への参加状況（日常生活圏域ニーズ調査）

地域活動（ボランティアのグループ、通いの場、高齢者クラブ、自治会）への参加状況についてみると、いずれの活動も概ね参加割合が減少傾向で推移しています。高齢者クラブについては前回から0.3ポイント増加していますが、前々回と比較すると低い値となっています。

地区別にみると、いずれの活動も日常生活圏域の第1地区で参加割合が高く、第3地区で参加割合が低くなっています。

週1回以上参加している割合		ボランティアのグループ	通いの場	高齢者クラブ	自治会
今回 (n=2,577)		1.7%	4.0%	3.1%	1.9%
経年	前回 (n=2,567)	2.5%	5.7%	2.8%	2.7%
	前々回 (n=2,636)	3.1%	—	4.3%	3.0%
地区別 (今回)	第1地区 (n=556)	2.3%	4.7%	4.0%	3.4%
	第2地区 (n=1,035)	1.8%	4.2%	3.6%	1.6%
	第3地区 (n=968)	1.2%	3.5%	2.1%	1.4%

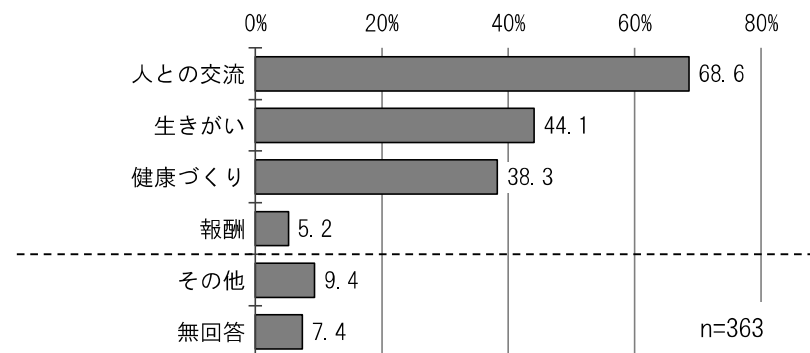
※前々回調査は、第7期計画策定に向けて実施した平成28年度の調査結果です。

※「通いの場」については前々回調査で設問が設定されていません。

(6) ボランティア活動に望むこと（日常生活圏域ニーズ調査）

ボランティア活動に望むことについてみると、「人との交流」が68.6%と最も多く、次いで「生きがい」「健康づくり」がともに4割前後となっています。

（最近ボランティア活動をしたことがある方のみ回答）



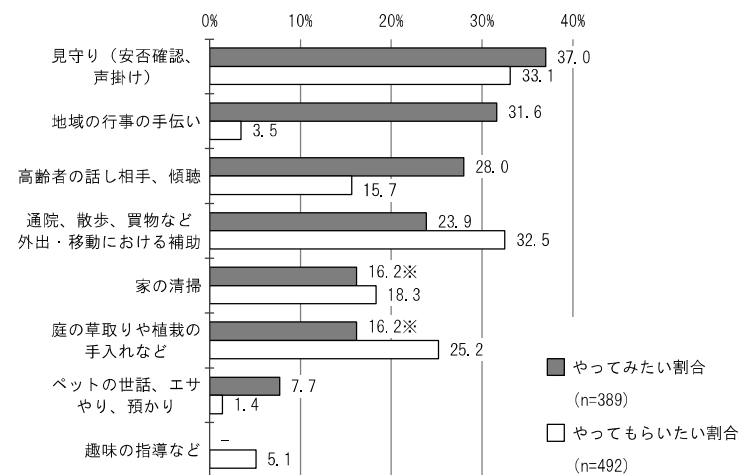
(7) 在宅での介護ボランティアに関する意向とニーズ

(日常生活圏域ニーズ調査)

在宅での介護ボランティア活動についてみると、「見守り（安否確認、声掛け）」については、やってみたい割合とやってもらいたい割合がいずれも高くなっています。

「通院、散歩、買物など外出・移動における補助」「庭の草取りや植栽の手入れなど」については、やってもらいたい割合がやってみたい割合を上回っています。

(それぞれ、いずれかの介護ボランティアをやってみたい／やってもらいたいと思う方のみ回答)



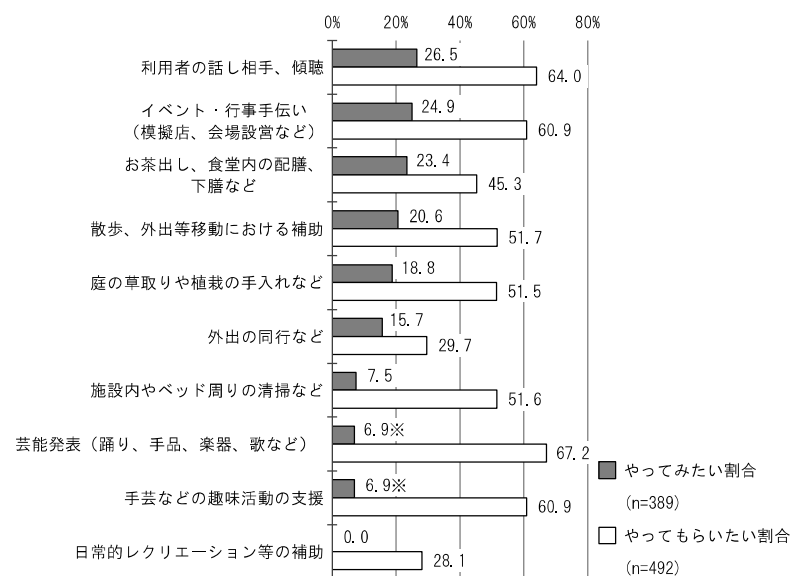
※「やってみたい割合」においては、「家の清掃・草取り等」として質問

(8) 施設での介護ボランティアに関する意向とニーズ

(やってみたい割合：日常生活圏域ニーズ調査／

やってもらいたい割合：事業所調査)

施設での介護ボランティア活動についてみると、「利用者の話し相手、傾聴」「イベント・行事手伝い」については、やってみたい割合・やってもらいたい割合のいずれにおいても高くなっています。「芸能発表」については、高齢者と事業所の間で意識の差がみられます。

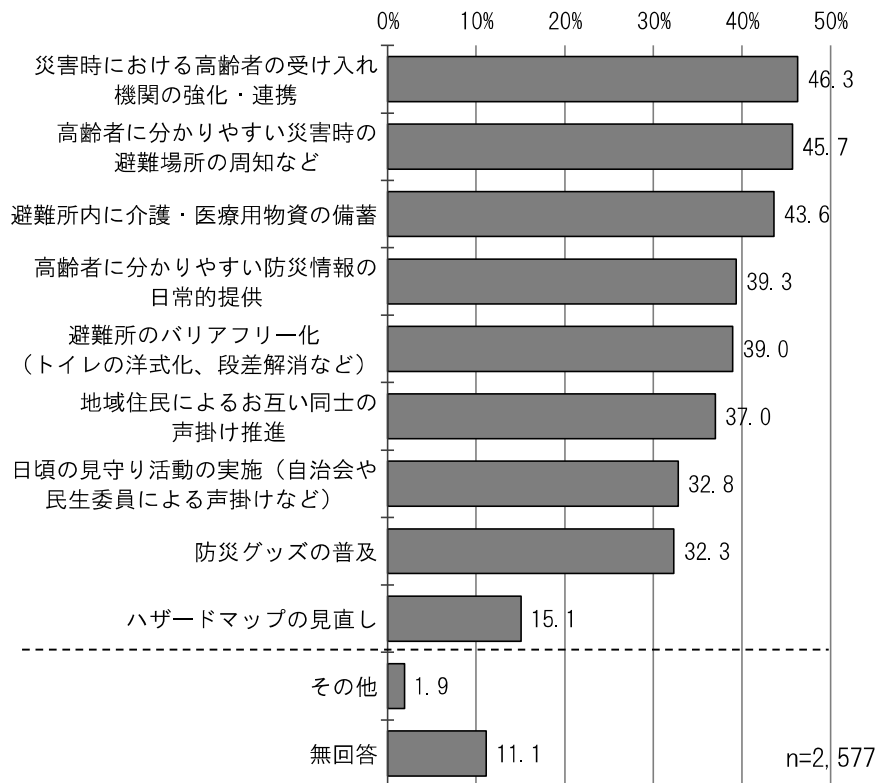


※「やってみたい割合」においては、「歌・踊り等の披露、趣味の指導など」として質問

4-3 安全・安心に暮らせるまちづくりに関する高齢者の現状

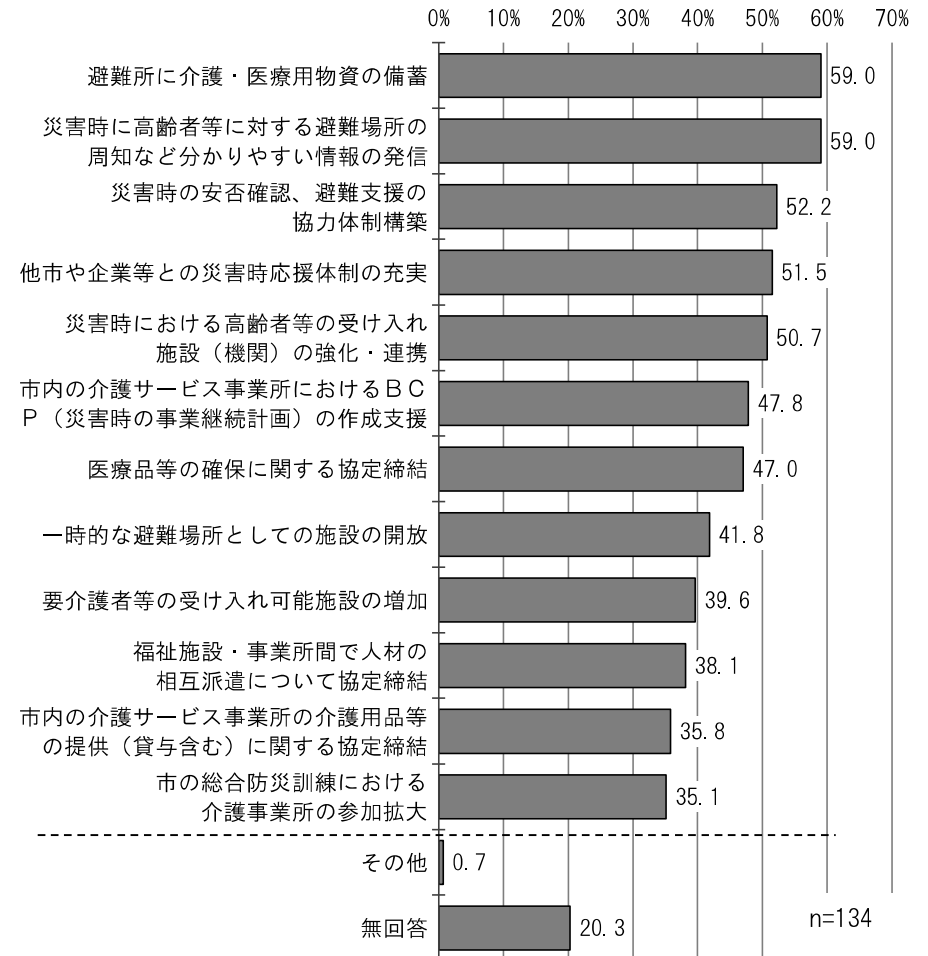
(1) 市が行うべき災害対策（日常生活圏域ニーズ調査）

市が行うべき災害対策についてみると、「災害時における高齢者の受け入れ機関の強化・連携」「高齢者に分かりやすい災害時の避難場所の周知など」が45%以上となっています。その他、合わせて8項目で3割以上となっています。



(2) 取り組むべき災害対策（事業所調査）

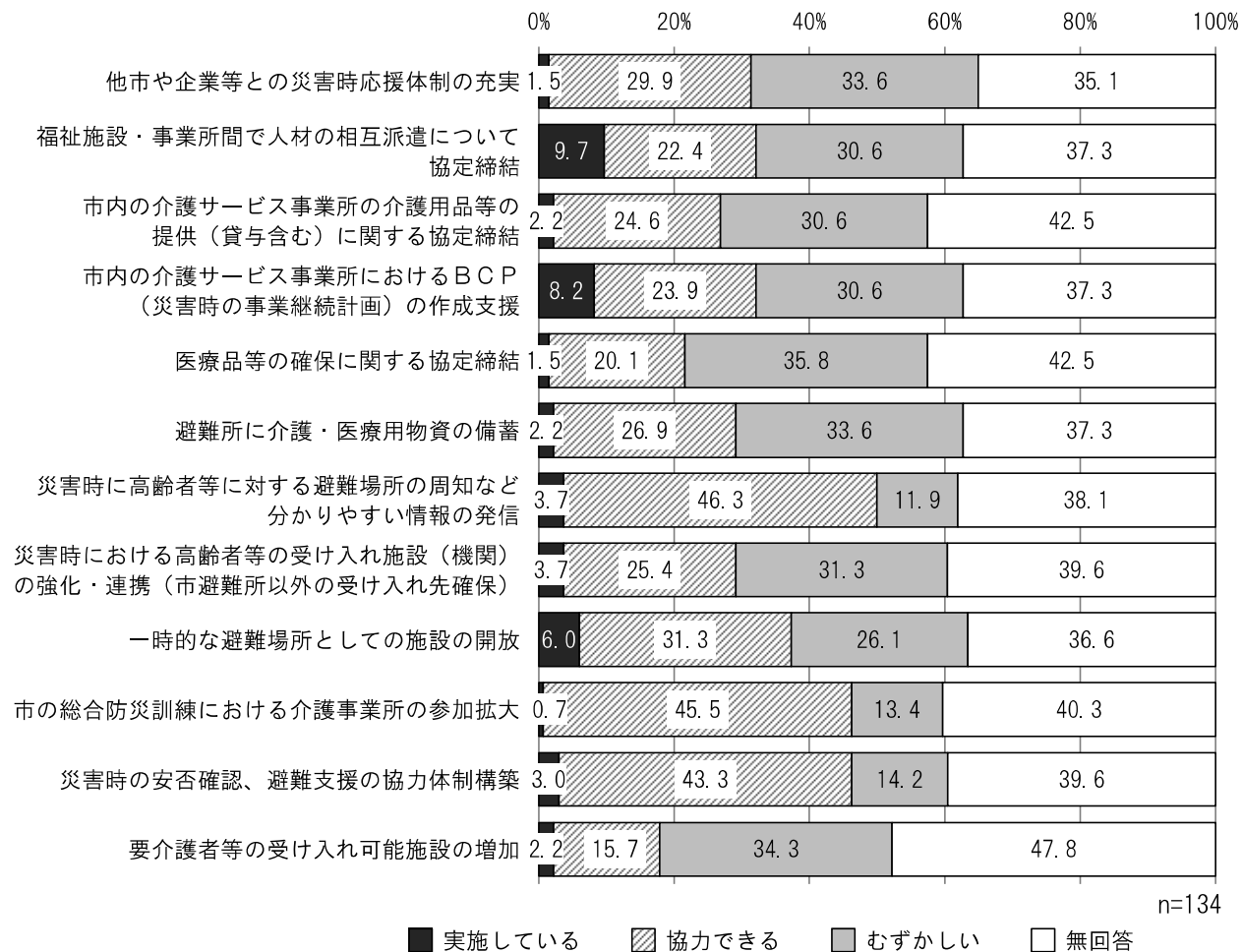
事業所調査における取り組むべき災害対策についてみると、「避難所に介護・医療用物資の備蓄」「災害時に高齢者等に対する避難場所の周知など分かりやすい情報の発信」が6割弱となっているほか、その他を除くすべての項目で3割以上となっています。



(3) 災害対策への協力意向（事業所調査）

災害対策への事業所の協力状況および意向についてみると、現在実施している割合はいずれの項目も1割未満となっているものの、「協力できる」については多くの項目で2割以上となっています。

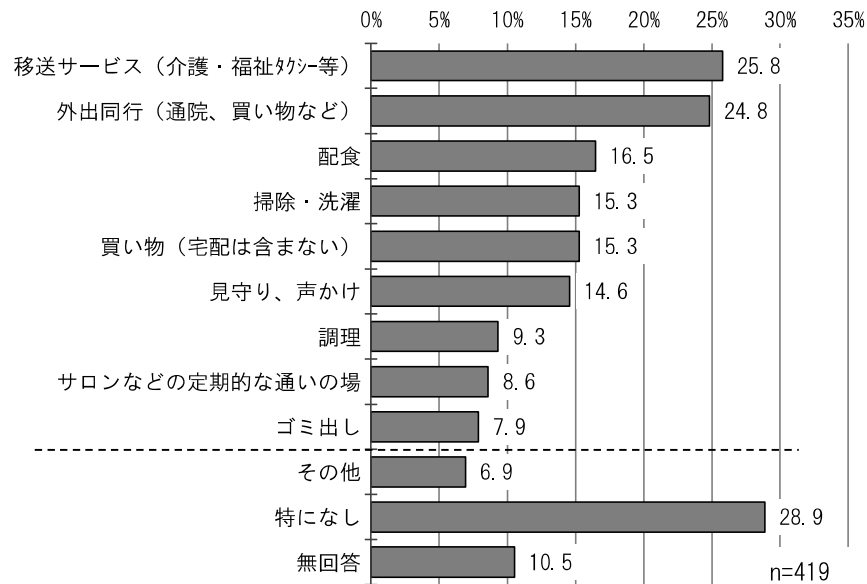
特に「災害時に高齢者等に対する避難場所の周知など分かりやすい情報の発信」、「市の総合防災訓練における介護事業所の参加拡大」、「災害時の安否確認、避難支援の協力体制構築」では協力意向が高くなっています。



4-4 住み慣れた地域で暮らし続けることに関する高齢者の現状

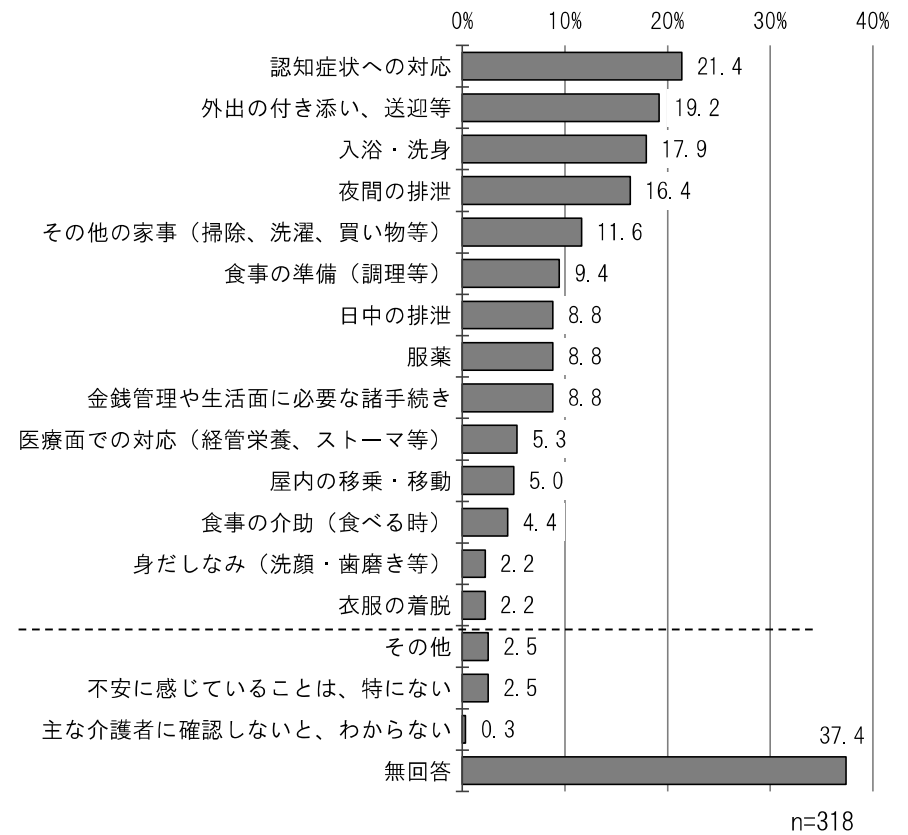
(1) 在宅生活継続に向けて必要なサービス（在宅介護実態調査）

在宅生活の継続に向けて必要だと思うサービスについてみると、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「外出同行（通院、買い物など）」が2割台半ばとなっています。



(2) 介護者が不安に感じる介護（在宅介護実態調査）

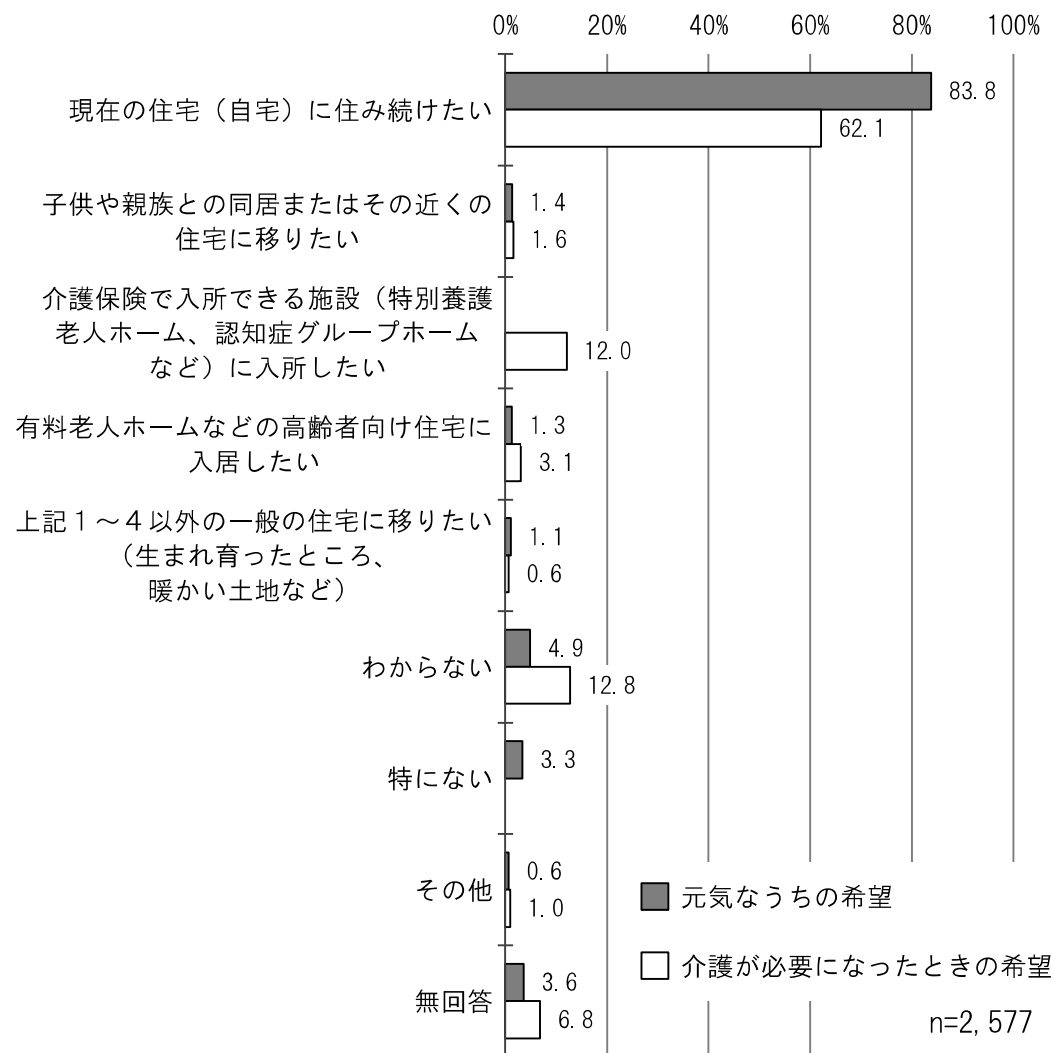
介護者が不安に感じる介護についてみると、「認知症状への対応」が21.4%、次いで「外出の付き添い、送迎等」「入浴・洗身」「夜間の排泄」が1割台後半となっています。



(3) 元気うち／介護が必要になったときの住まいの希望（日常生活圏域ニーズ調査）

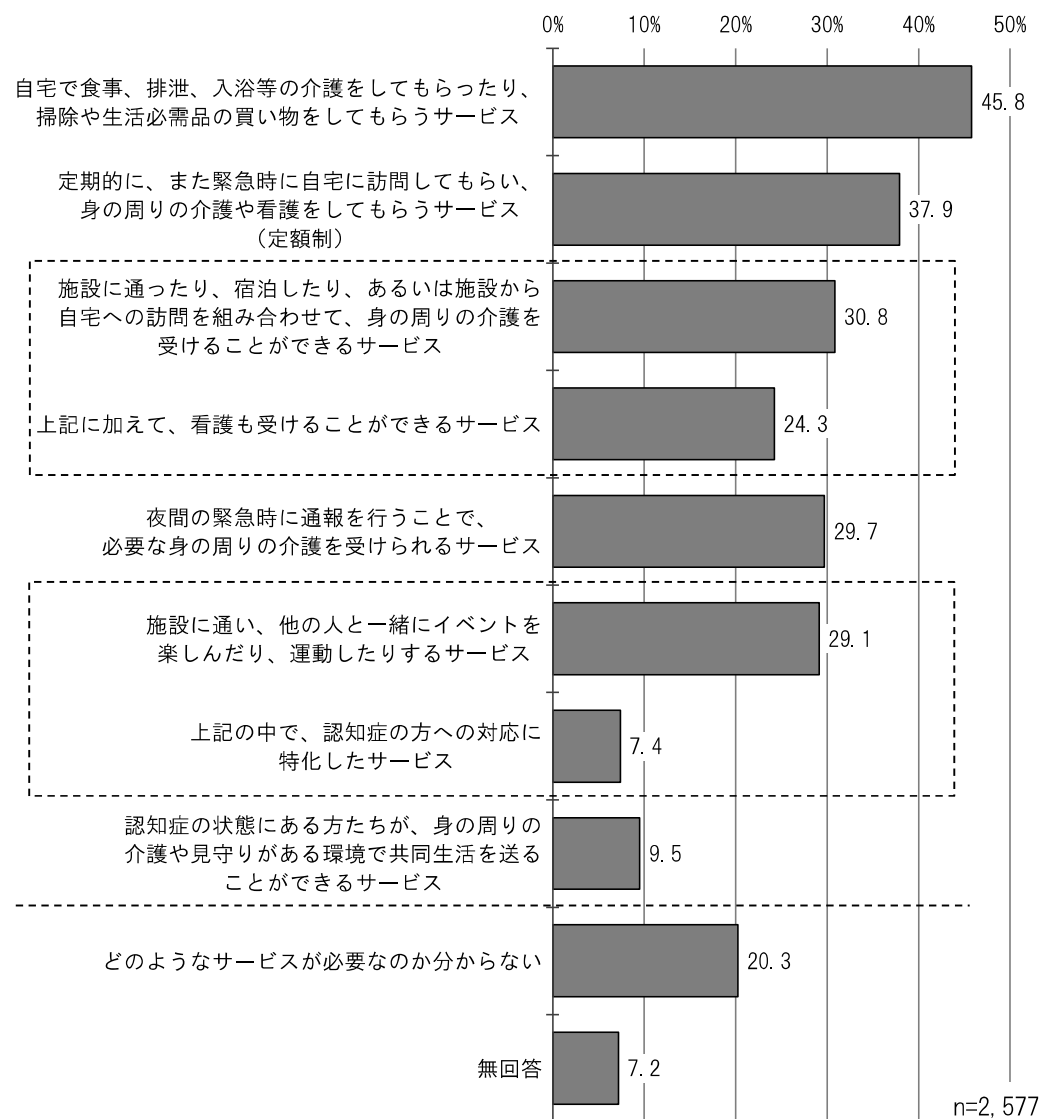
住まいの希望についてみると、「現在の住宅（自宅）に住み続けたい」が元気うちの希望で83.8%、介護が必要になったときの希望でも62.1%となっています。

介護が必要になったときの希望では、「わからない」「介護保険で入所できる施設に入所したい」が1割台前半となっています。



(4) 自宅で暮らしていくために必要なサービス（日常生活圏域ニーズ調査）

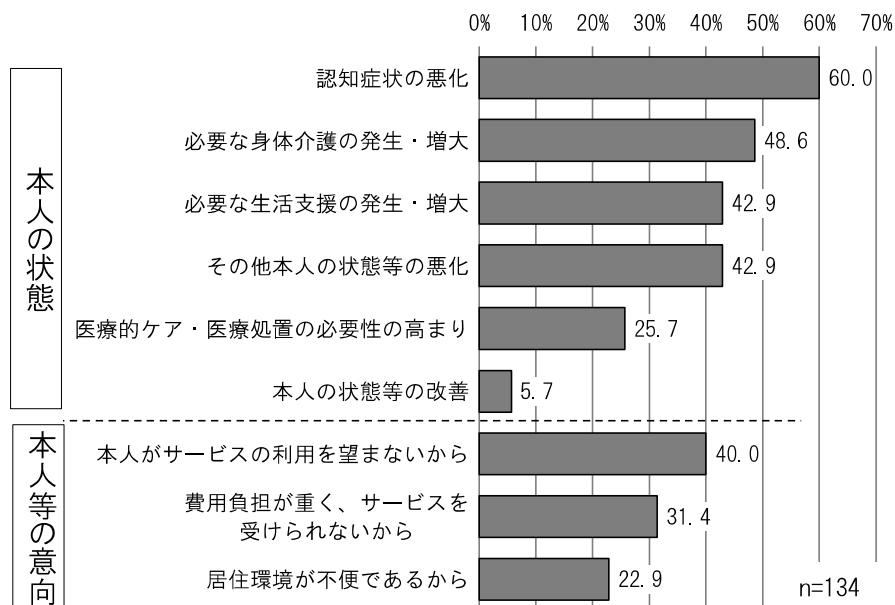
自宅で暮らしていくために必要だと思うサービスについてみると、「自宅で食事、排泄、入浴等の介護をしてもらったり、掃除や生活必需品の買い物をしてもらうサービス」が45.8%となっています。



(5) サービス利用者において在宅生活の維持が難しくなっている理由

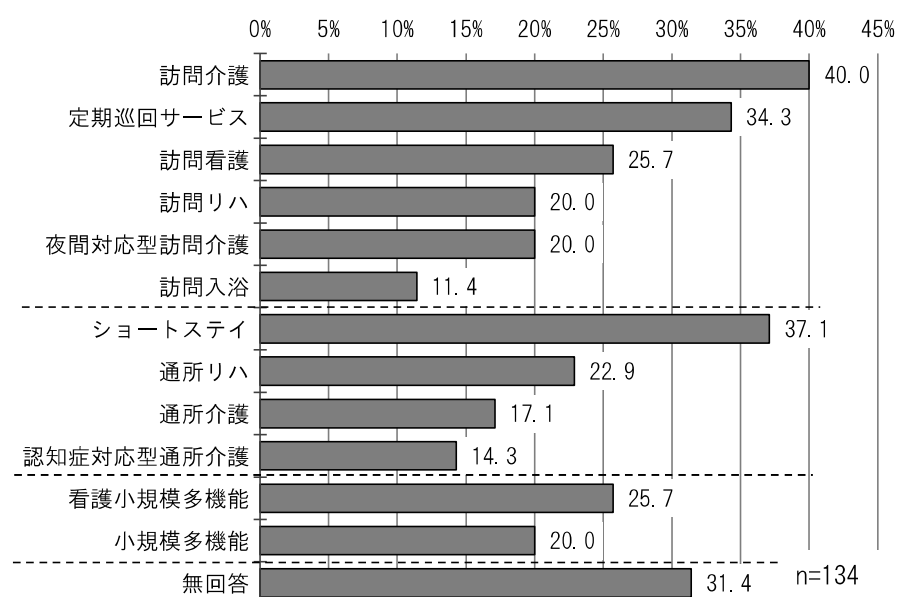
(事業所調査)

在宅生活の維持が難しくなっている理由についてみると、「認知症状の悪化」が60.0%となっています。



(6) 生活改善に必要だと思われるサービス (事業所調査)

生活改善に必要だと思われるサービスについてみると、「訪問介護」が40.0%、次いで「ショートステイ」が37.1%、「定期巡回サービス」が34.3%となっています。

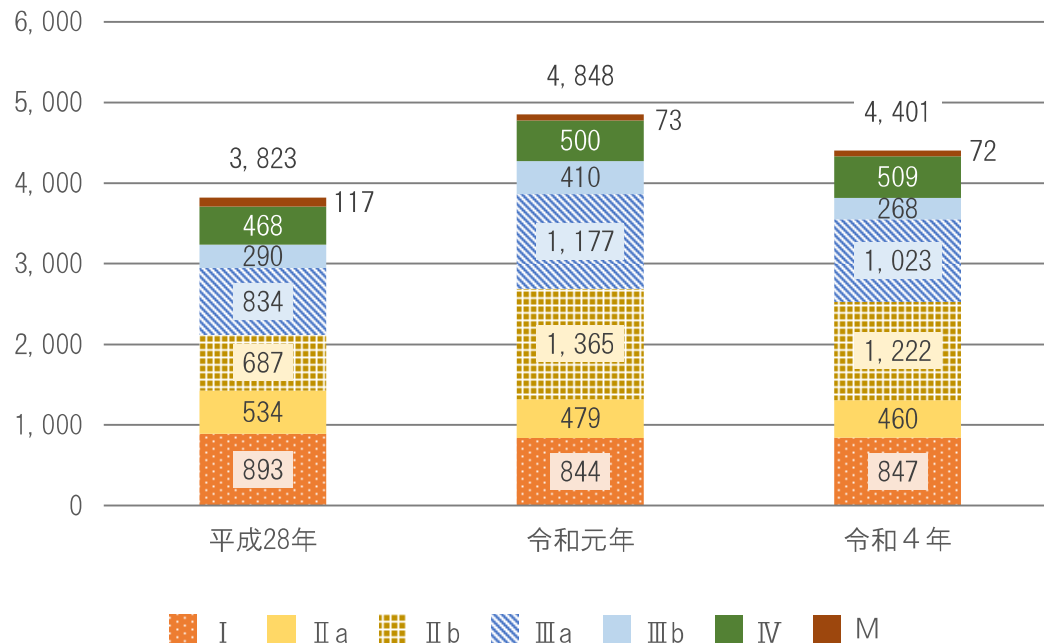


4-5 見守り施策・認知症施策に関する高齢者の現状

(1) 認知症高齢者の状況

要介護（要支援）認定を受けている方のうち、認知症高齢者と判定されている数は、令和4年10月現在では4,401人となっています。

認知症高齢者の状況



【統計への「新型コロナ特例」の影響について】

認知症高齢者数については、要介護認定における認定結果を集計したものとなっています。

令和4年時点の集計については、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、要介護認定の更新時において面会が困難な場合に、現在の認定有効期間を12か月「延長」という臨時的な取扱い（以下、「新型コロナ特例」という。）が行われていた期間の影響を受け、左のグラフでは認知症高齢者の数が減少しているように見えます。

しかしこれは、新型コロナ特例により、前回の要介護認定データが反映されず、「有効期間のみ延長」となった高齢者が多かったことから、見かけ上認知症高齢者の数が減少しているようなデータとなったと考えられます。

したがって、実際の認知症高齢者の数は、ここに示した数を上回って推移していると考えられます。

資料・時点：

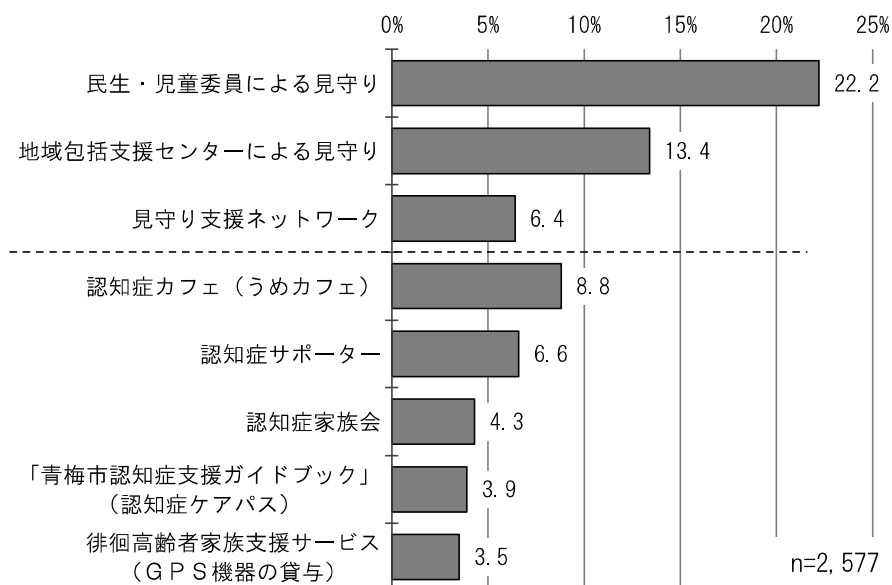
平成28年・令和元年：東京都認知症高齢者数等の分布調査（11月）

令和4年：介護保険見える化システム（10月）

(2) 市で行っている見守り施策・認知症施策の認知度

(日常生活圏域ニーズ調査)

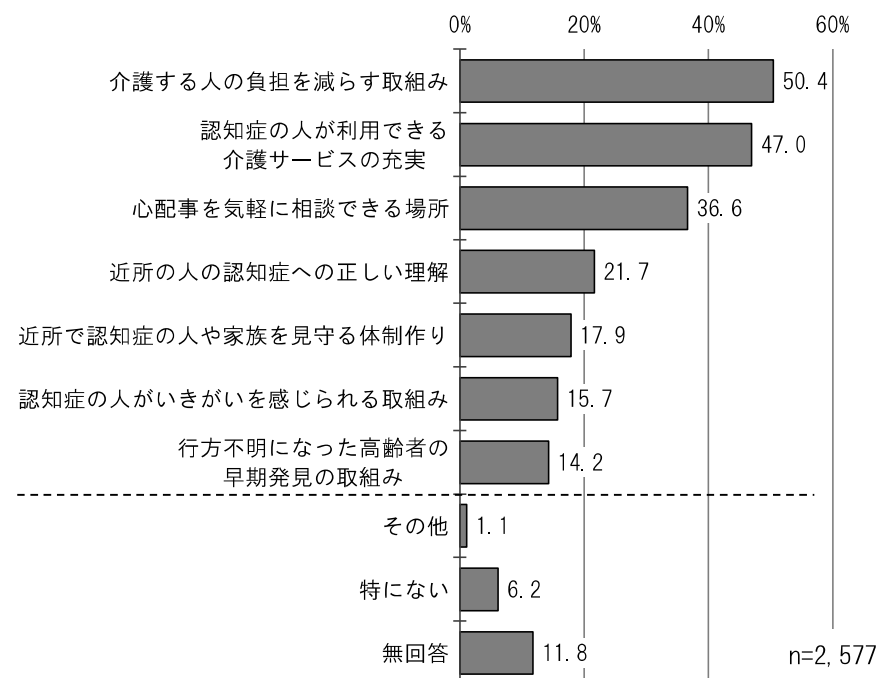
市で行っている見守り施策・認知症施策の認知度（「内容を含め詳しく知っている」「大体的内容は知っている」の合計）についてみると、「民生・児童委員による見守り」で22.2%と他の施策を上回っています。認知症施策についてはいずれも1割を下回っています。



(3) 認知症の人が安心して在宅で暮らせるために必要なもの

(日常生活圏域ニーズ調査)

認知症の人が安心して在宅で暮らせるために必要だと思うものについてみると、「介護する人の負担を減らす取組み」「認知症の人が利用できる介護サービスの充実」が約5割となっています。

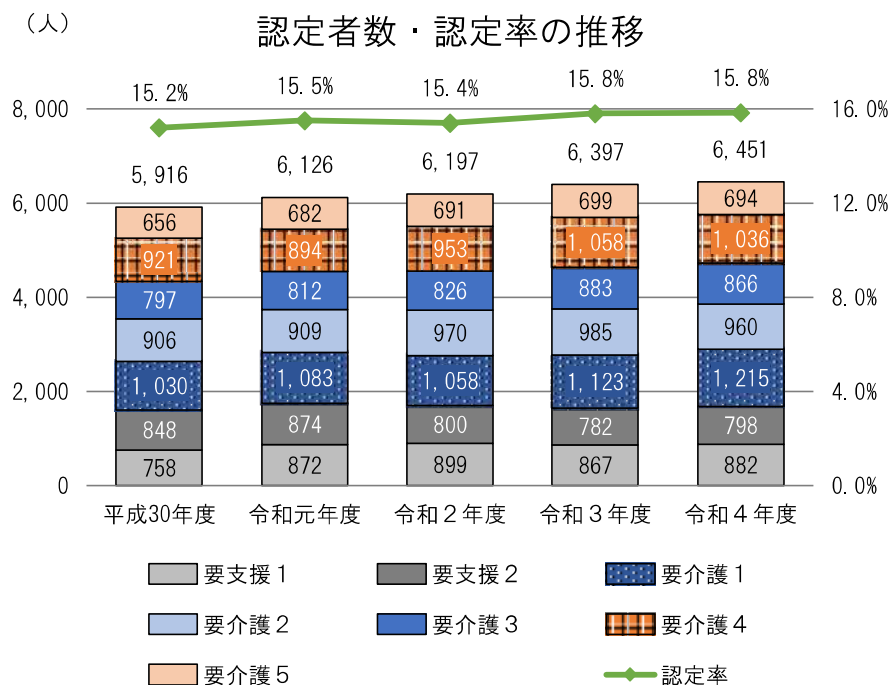


4-6 介護保険サービスの利用に関する高齢者の現状

(1) 要介護（要支援）認定者数等の現状

要介護（要支援）認定者数（第2号被保険者を含む）は年々増加しており、令和4年9月末現在では、6,451人となっています。認定率（第1号認定者数／第1号被保険者数）も上昇傾向にあり、令和4年9月末で15.8%となっています。

要介護度別にみると、要支援2を除くすべての区分で増加傾向にあり、要介護1では平成30年から令和4年の間の増加幅が185人と特に大きくなっています。



(2) 日常生活圏域別認定者数の比較

ア 日常生活圏域別認定者数の高齢者数・認定者数（65歳以上）

日常生活圏域別の高齢者数等をみると、第2地区では、認定者数（65歳以上）が2,495人と最も多くなっています。

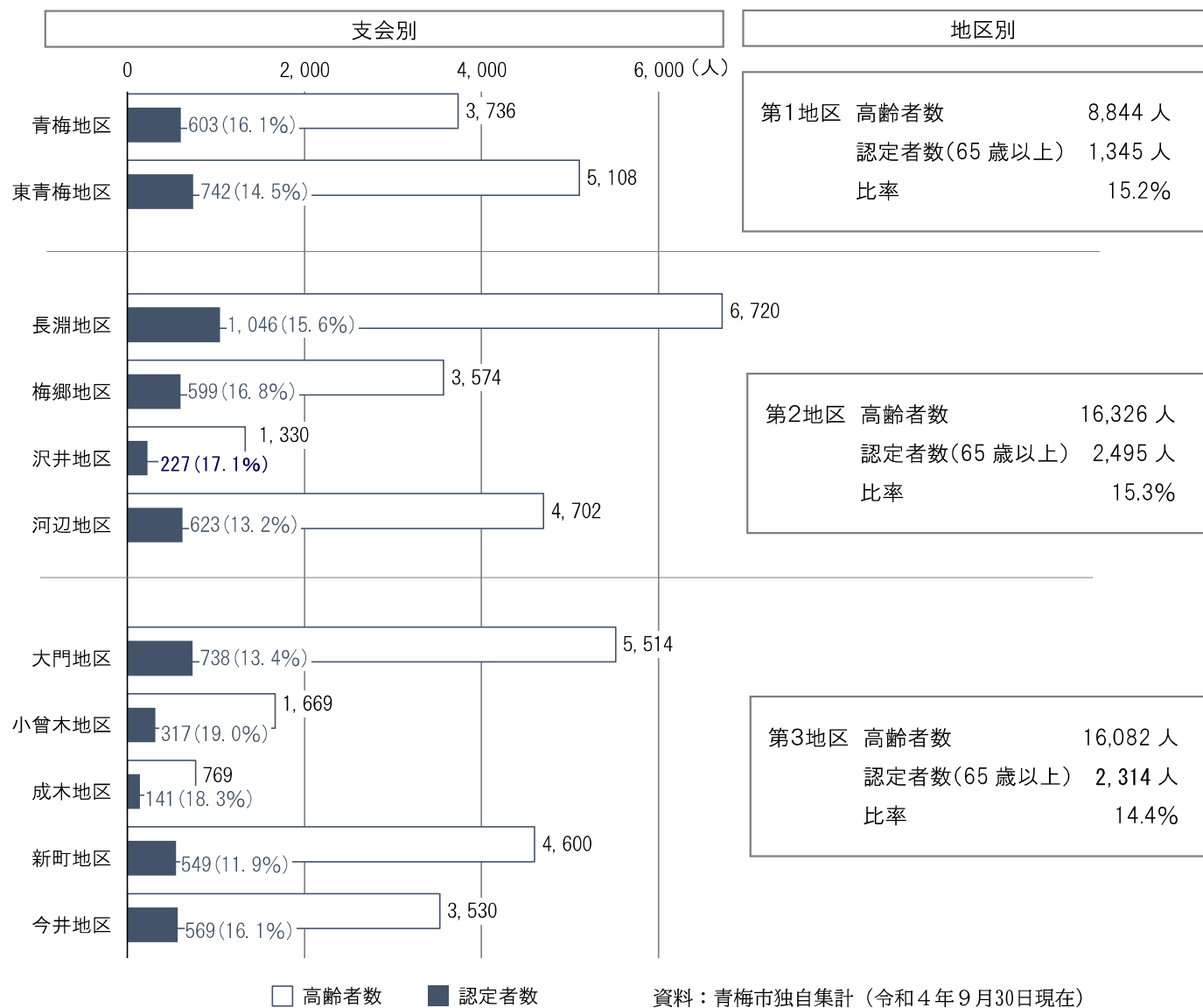
一方、第1地区では、高齢者数が8,844人と最も少ないこともあり、認定者数（65歳以上）も1,345人と最も少なくなっています。

また、支会別でみると、認定者数（65歳以上）が最も多くなっているのは長淵地区の1,046人で、認定者数（65歳以上）の高齢者数に対する比率が最も高くなっているのは小曾木地区の19.0%です。

（グラフは次ページ）

資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

高齢者数・認定者数（高齢者数に対する比率）



イ 日常生活圏域別の要介護度別にみた認定者数・認定率

日常生活圏域および支会別の要介護度別にみた認定者数・認定率については以下のとおりです。

日常生活圏域別にみると、第1地区・第2地区では要介護1が、第3地区では要介護4が最も多くなっています。

単位：人（太字は各地区において要介護度別にみて最も多い区分）

	第1号 被保険者数	事業 対象者数	認定者数 (65歳以上)	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	認定率
				1	2	1	2	3	4	5	
全体	39,423	67	6,154	866	722	1,176	900	828	964	648	15.6%
第1地区	8,538	6	1,345	215	179	271	205	162	195	118	15.8%
青梅地区	3,696	4	603	99	78	146	91	73	67	49	16.3%
東青梅地区	4,842	2	742	116	101	125	114	89	128	69	15.3%
第2地区	15,776	37	2,495	355	324	516	379	319	362	240	15.8%
長淵地区	6,390	14	1,046	131	117	205	161	136	182	114	16.4%
梅郷地区	3,455	2	599	88	81	112	93	79	83	63	17.3%
沢井地区	1,309	2	227	36	32	51	36	32	25	15	17.3%
河辺地区	4,622	19	623	100	94	148	89	72	72	48	13.5%
第3地区	15,109	24	2,314	296	269	389	316	347	407	290	15.3%
大門地区	5,350	8	738	112	94	145	117	96	101	73	13.8%
小曾木地区	1,415	0	317	38	21	40	42	48	79	49	22.4%
成木地区	733	0	141	14	17	22	16	25	27	20	19.2%
新町地区	4,474	8	549	72	73	117	78	85	64	60	12.3%
今井地区	3,137	8	569	60	64	65	63	93	136	88	18.1%

資料：青梅市独自集計（令和4年9月30日現在）

ウ 日常生活圏域別の年代別認定率

日常生活圏域および支会別の年代別認定率は以下の通りです。

日常生活圏域別にみると、第3地区で85歳以上認定率が市全体を1ポイント上回っています。

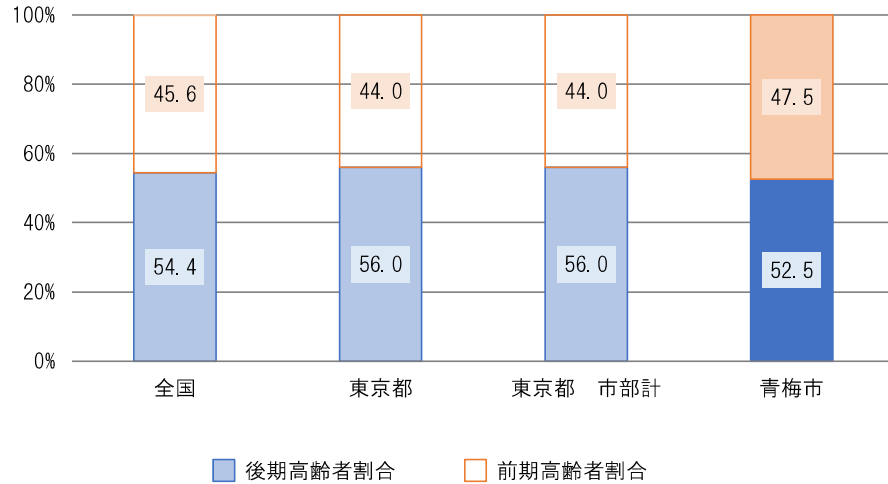
	65～74歳 認定率	75～84歳 認定率	85歳以上 認定率
全体	4.2%	15.9%	55.0%
第1地区	3.7%	15.6%	55.1%
青梅地区	3.6%	14.8%	56.1%
東青梅地区	3.7%	16.2%	54.3%
第2地区	4.4%	16.2%	54.1%
長淵地区	4.3%	17.2%	56.6%
梅郷地区	4.4%	15.7%	56.1%
沢井地区	3.0%	16.1%	52.4%
河辺地区	4.9%	15.5%	47.9%
第3地区	4.2%	15.7%	56.0%
大門地区	4.2%	14.4%	50.8%
小曾木地区	5.4%	22.2%	60.3%
成木地区	4.9%	17.6%	52.4%
新町地区	3.8%	12.8%	51.7%
今井地区	4.3%	18.2%	67.9%
東京都平均	4.8%	19.2%	60.0%
全国平均	4.4%	18.1%	59.0%

資料：青梅市独自集計（令和4年9月30日現在）

(3) 第1号被保険者に占める前期・後期高齢者割合

第1号被保険者に占める前期・後期高齢者割合についてみると、青梅市は全国・東京都・東京都の市部と比較して、後期高齢者割合が低くなっています。

第1号被保険者に占める前期・後期高齢者割合

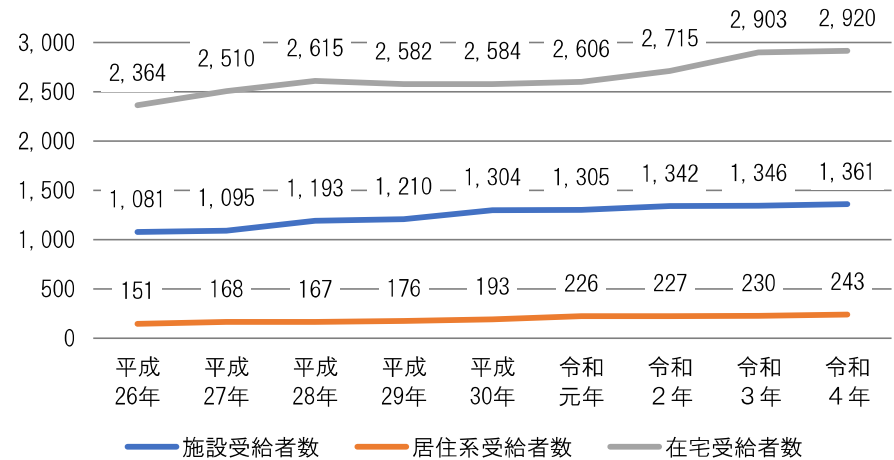


資料：介護保険事業状況報告（令和5年3月31日現在）

(4) サービス系統受給者数の推移

サービス系統別受給者数の推移をみるといずれのサービス系統においても増加傾向にあり、直近の平成30年以降については在宅受給者数の伸びが顕著となっています。

サービス系統別受給者数の推移



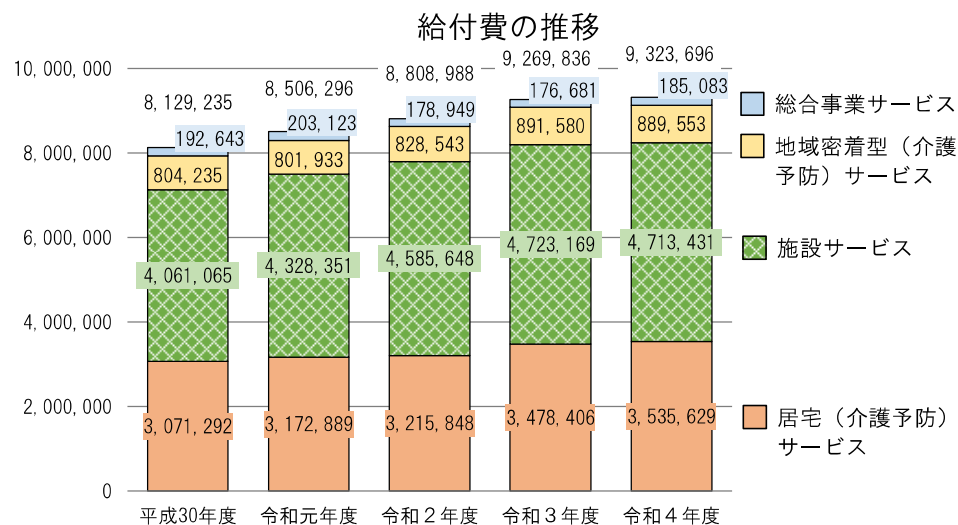
資料：介護保険事業状況報告（各年10月月報）

(5) サービス別給付費の推移

サービス給付費は年々増加しており、令和4年度で約93億円となっています。

内訳をみると、施設サービスでの伸びが大きくなっています。

また、居宅サービスの中でも訪問サービス、福祉用具・住宅改修サービス、特定施設入居者生活介護、介護予防・居宅介護支援では伸びがみられます。



サービス別給付費 (単位:千円)	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
合計	8,129,235	8,506,296	8,808,988	9,269,836	9,323,696
居宅(介護予防)サービス	3,071,292	3,172,889	3,215,848	3,478,406	3,535,629
訪問サービス	714,133	739,860	777,287	885,893	904,176
通所サービス	1,141,694	1,162,129	1,150,581	1,211,893	1,183,246
短期入所サービス	313,878	317,896	277,711	275,826	285,490
福祉用具・住宅改修サービス	286,688	283,087	304,344	337,897	359,995
特定施設入居者生活介護	230,081	271,472	285,558	294,682	314,536
介護予防支援・居宅介護支援	384,818	398,445	420,367	472,215	488,186
施設サービス	4,061,065	4,328,351	4,585,648	4,723,169	4,713,431
介護老人福祉施設	2,728,440	2,869,098	3,053,939	3,133,546	3,231,905
介護老人保健施設	949,073	1,079,780	1,127,114	1,275,518	1,249,676
介護医療院・介護療養型医療施設	383,552	379,473	404,595	314,105	231,850
地域密着型(介護予防)サービス	804,235	801,933	828,543	891,580	889,553
訪問サービス	3,003	3,285	1,803	1,575	3,474
通所サービス	392,252	383,530	373,942	401,182	412,739
多機能型居宅サービス	161,339	170,588	191,149	200,156	185,298
認知症対応型共同生活介護	247,641	244,530	261,649	288,667	288,042
総合事業サービス	192,643	203,123	178,949	176,681	185,083
訪問型サービス	30,387	32,663	31,203	30,046	29,955
通所型サービス	162,256	170,460	147,746	146,635	155,128

(6) 見える化システムによる他市との比較

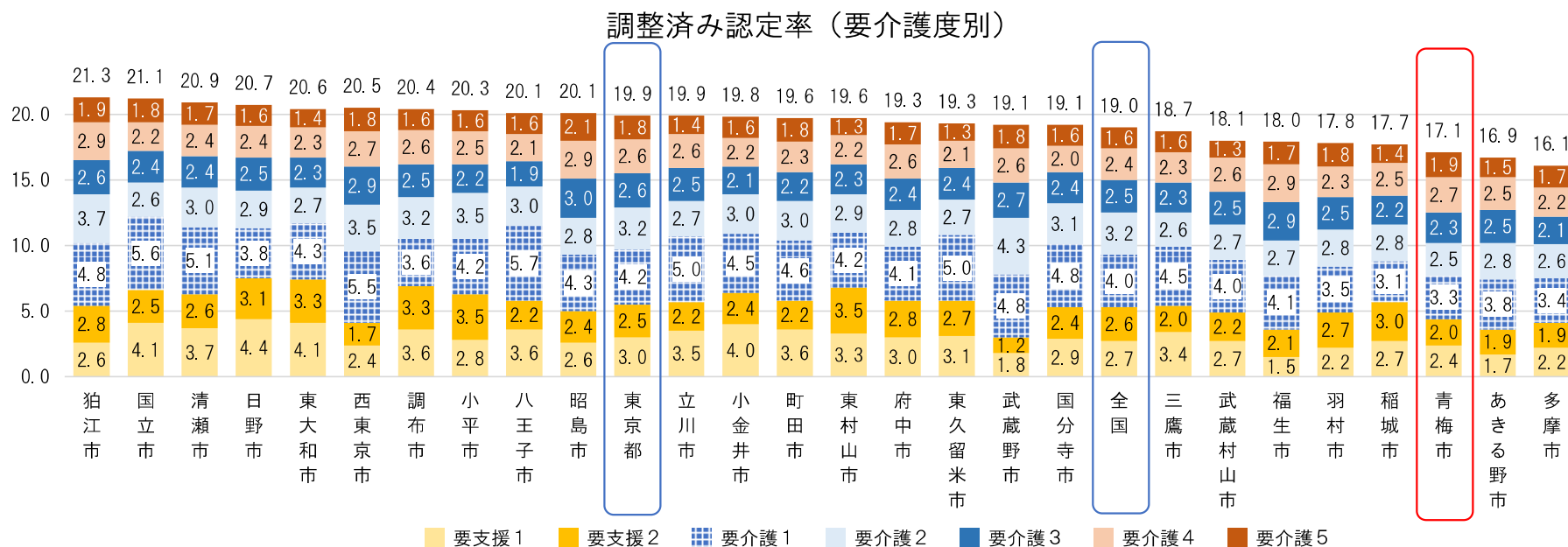
ア 調整済み認定率

調整済み認定率については、全国・東京都・都内他市と比較して低い水準にあります。

要介護度別にみると、要支援1から要介護3については東京都を下回っている一方で、要介護4・5については東京都を上回っており、都内他市と比較しても高い水準にあります。

※見える化システムとは、厚生労働省が運営するシステムで、介護保険事業に関する現状分析や将来推計等を行うことができるものです。

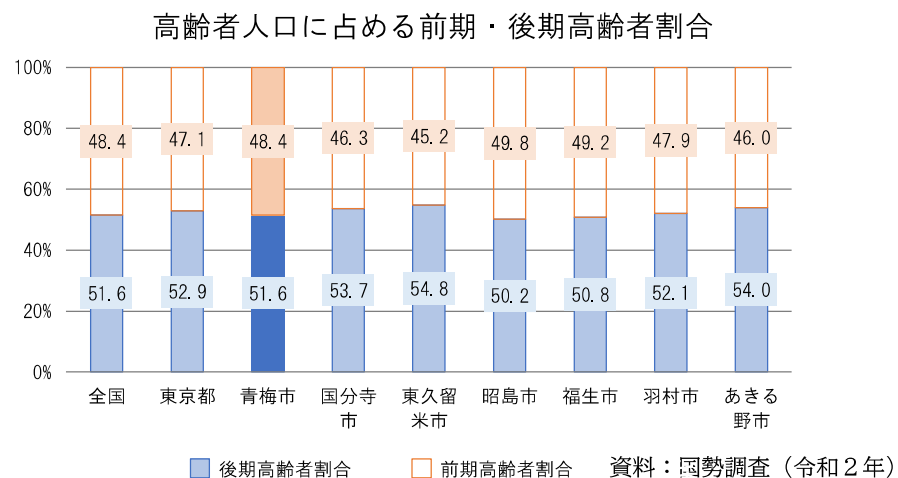
※調整済み認定率とは、第1号被保険者の性・年代別人口構成による影響を除外した認定率で、これらの要素を受けずに自治体間の比較が可能です。



資料：厚生労働省「介護保険事業報告（令和4年度年報）」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数（令和4年度）」

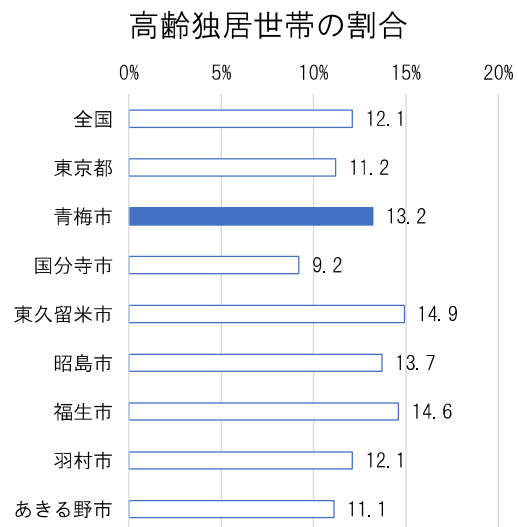
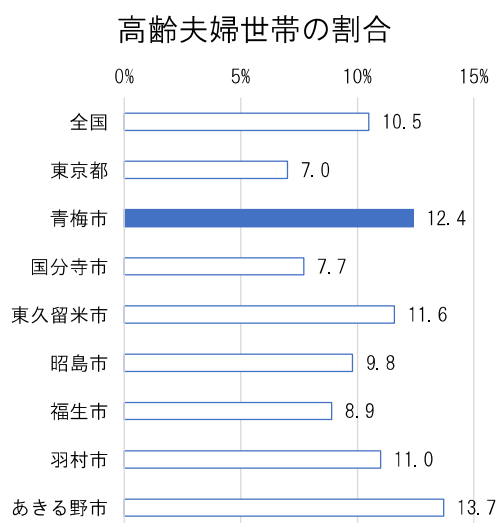
イ 高齢者人口に占める前期・後期高齢者割合

高齢者人口に占める前期・後期高齢者割合について、本市は東京都平均よりも後期高齢者割合が低く、都内同規模・近隣自治体の中では昭島市・福生市に次いで低くなっています。



ウ 高齢夫婦世帯の割合および高齢独居世帯の割合

高齢夫婦世帯の割合および高齢独居世帯の割合について、本市はいずれも東京都・全国を上回っています。都内同規模・近隣自治体の中でも、高齢独居世帯の割合はやや高い水準、高齢夫婦世帯の割合は高い水準にあります。

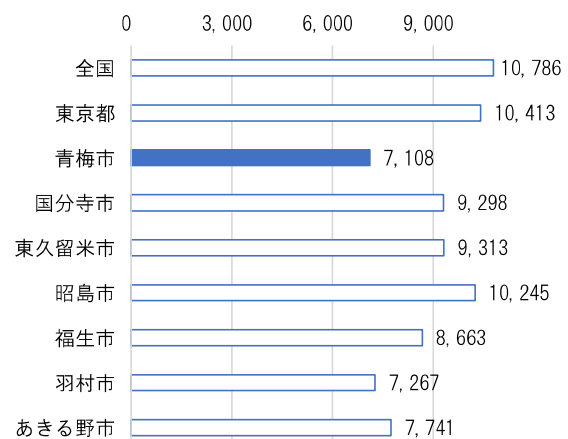


エ サービス系統別給付月額

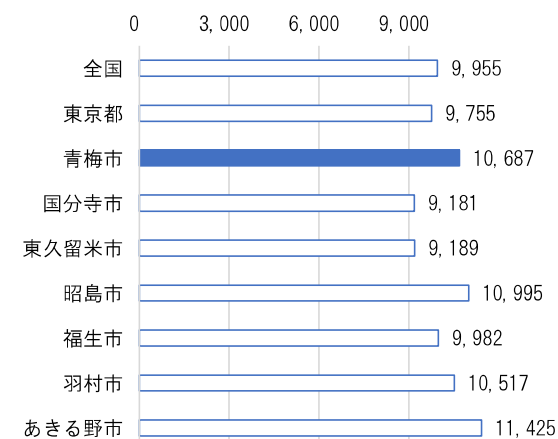
サービス系統別給付月額（調整済み第1号被保険者1人あたり）について、本市は在宅サービスでは全国・東京都や都内同規模・近隣自治体と比較して低い水準にあります。

施設および居住系サービスについては、全国・東京都に比べて高く、都内同規模・近隣自治体と比較してもやや高い水準です。

調整済み 第1号被保険者1人あたり
給付月額（在宅サービス）



調整済み 第1号被保険者1人あたり
給付月額（施設および居住系サービス）

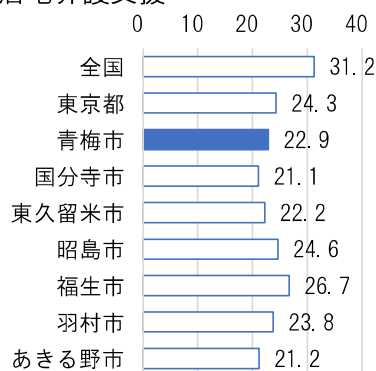


資料：介護保険総合データベースおよび住民基本台帳人口（令和2年）

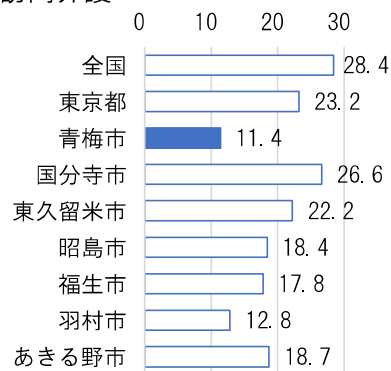
オ サービス提供事業所数

人口10万人当たりのサービス提供事業所数について、居宅介護支援および訪問介護は全国・東京都より低く、訪問看護は全国・東京都と同水準となっています。訪問リハビリテーションは全国・東京都より高くなっています。

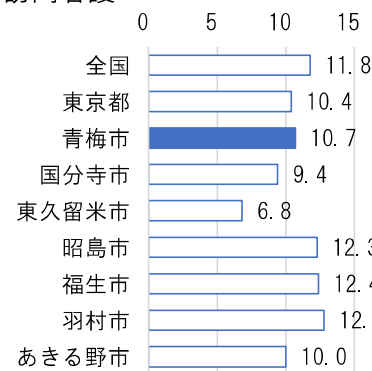
居宅介護支援



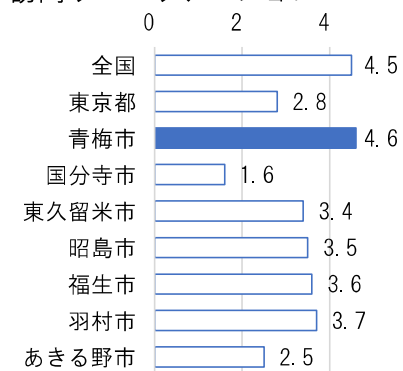
訪問介護



訪問看護

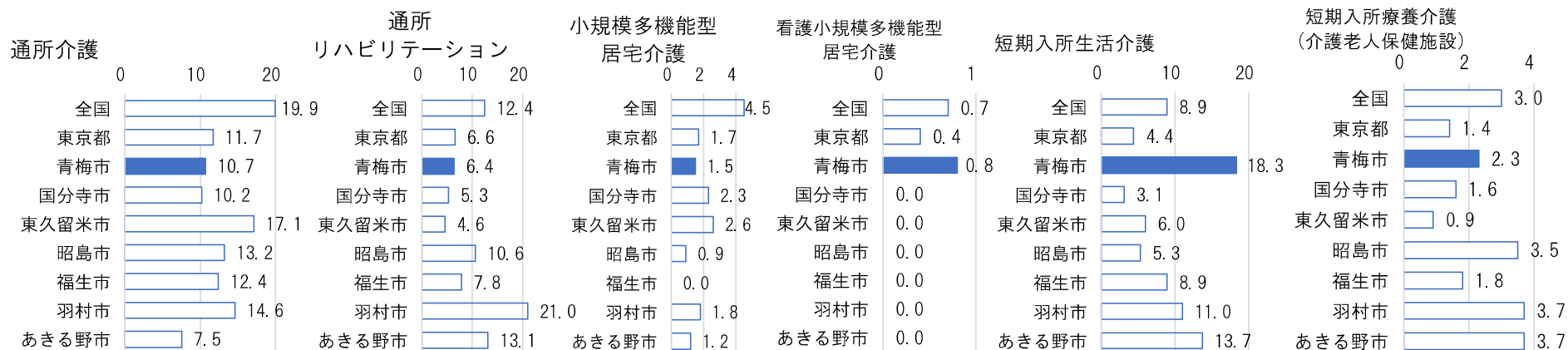


訪問リハビリテーション



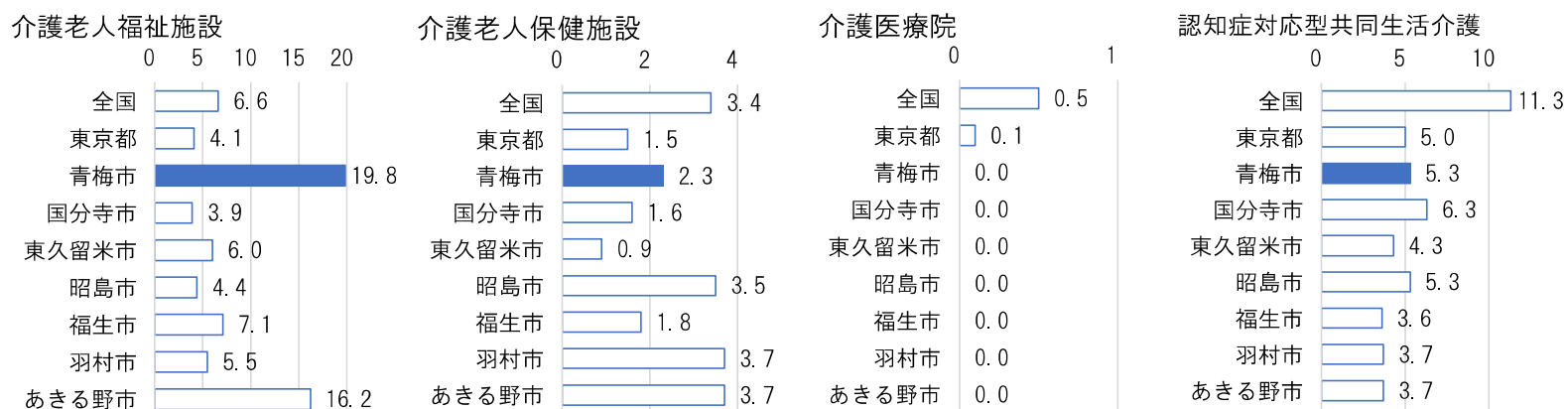
資料：介護保険総合データベースおよび住民基本台帳人口（令和3年）

人口10万人当たりのサービス提供事業所数について、通所介護・通所リハビリテーション・小規模多機能型介護では、全国より低く、東京都と同水準となっています。
 看護小規模多機能型居宅介護・短期入所生活介護では、全国や東京都を上回っています。



資料：介護保険総合データベースおよび住民基本台帳人口（令和3年）

人口10万人当たりのサービス提供事業所数について、介護老人福祉施設では全国・東京都を大きく上回っています。
 介護老人保健施設・認知症対応型共同生活介護では全国を下回り、東京都を上回っています。



資料：介護保険総合データベースおよび住民基本台帳人口（令和3年）

4-7 介護人材・介護サービスの提供体制に関する地域の現状

(1) 圏域別の事業所数の一覧

令和5年7月1日現在での市内介護サービス提供事業所数および高齢者向け施設と住まいの件数および定員数は以下のとおりとなっています。

■【圏域別】高齢者向け施設と住まいの件数および定員数

(上段単位：件、下段単位：人)

サービス区分	サービス種別	第1地区	第2地区	第3地区	計
介護保険による施設・住まい	介護老人福祉施設	2	8	14	24
		193	766	1618	2577
	介護老人保健施設	0	2	1	3
		0	250	105	355
	介護医療院・介護療養型医療施設	1	0	2	3
介護保険以外の施設・住まい	認知症対応型共同生活介護	32	0	120	152
		2	3	2	7
		18	45	27	90
介護保険以外の施設・住まい	有料老人ホーム	1	5	4	10
		26	111	133	270
施設・住まい	サービス付き高齢者向け住宅	0	1	0	1
		0	35	0	35
計		6	19	23	48
		269	1207	2003	3479

■【圏域別】介護サービス提供事業所数

サービス区分	サービス種別	第1地区	第2地区	第3地区	計
居宅サービス	居宅介護支援	8	10	14	32
	訪問介護	3	6	6	15
	訪問入浴介護	0	3	0	3
	訪問看護	3	6	9	18
	訪問ハビリテーション	0	1	1	2
	通所介護	2	6	8	16
	通所ハビリテーション	1	2	1	4
	短期入所生活介護	2	8	14	24
	短期入所療養介護	1	2	1	4
	特定施設入居者生活介護	0	1	1	2
施設サービス	福祉用具貸与	1	3	2	6
	特定福祉用具販売	1	3	2	6
	介護老人福祉施設	2	8	14	24
施設サービス	介護老人保健施設	0	2	1	3
	介護医療院・介護療養型医療施設	1	0	2	3
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	3	7	5	15
	認知症対応型通所介護	1	2	1	4
	小規模多機能型居宅介護	1	0	1	2
	看護小規模多機能型居宅介護	0	1	0	1
	認知症対応型共同生活介護	2	3	2	7
総合事業サービス	訪問型サービス	7	9	9	25
	通所型サービス	7	16	17	40
計		46	99	111	256

(2) 自宅・介護施設間での居所変更の状況

(事業所調査・居所変更実態調査)

居所変更の状況を見ると、「自宅」から「特養」や「老健」への移動が多くなっています。この要因については、「必要な身体介護の発生・増大」「認知症状の悪化」が44.0%と最も多くなっています。

また、「老健」や「医療型・療養型」から「特養」への移動も、施設等間での居所変更の中では多くみられます。

※分析文および図で用いている略称に関する説明は、右の通りです。

※1 老健:

介護老人保健施設。病状がほぼ安定期にあり、治療よりも看護・介護やリハビリテーションを中心とする方向けの施設。

※2 医療院・療養型:

介護医療院・介護療養型医療施設。長期療養が必要な方に、医学的管理のもとで介護や必要な医療を行う施設。

※3 特養:

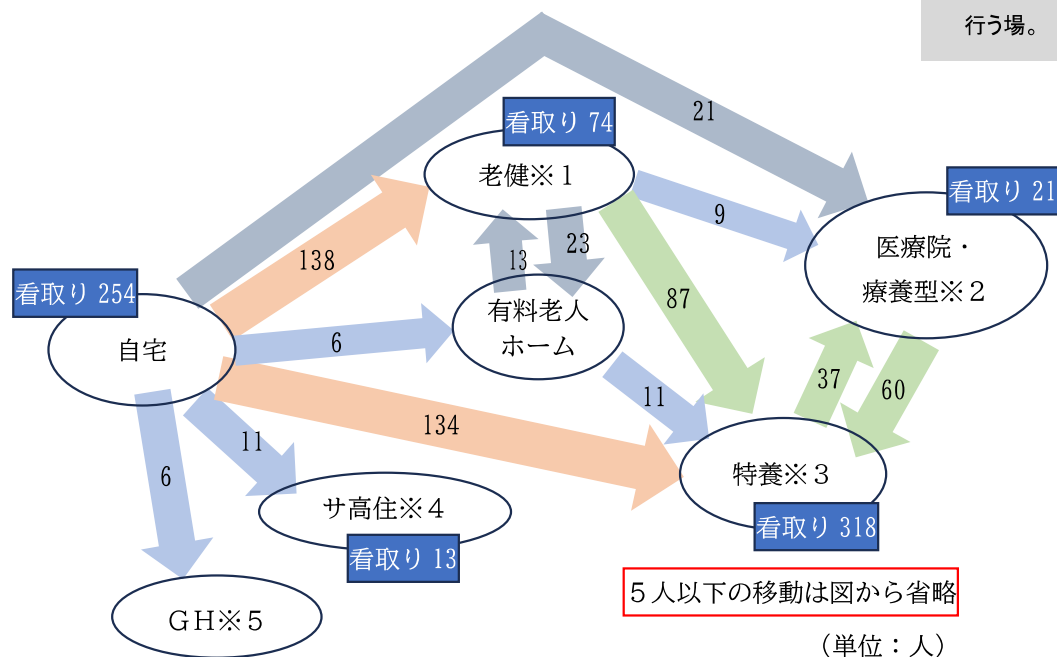
特別養護老人ホーム。常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方向けの施設。

※4 サ高住:

サービス付き高齢者向け住宅。単身あるいは夫婦世帯の高齢者が居住できる賃貸等の住まい。

※5 GH:

グループホーム。比較的安定した認知症状態にある高齢者が、少人数で共同生活を行う場。

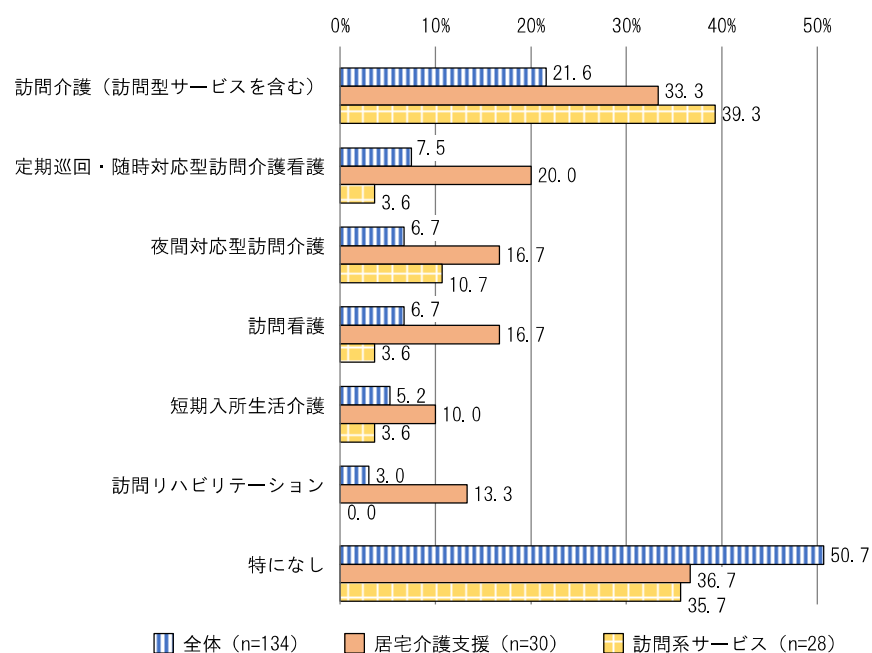


(3) 必要と考えるサービス量に対して不足を感じる介護保険サービス（事業所調査）

不足していると感じるサービスについてみると、全体では「訪問介護（訪問型サービスを含む）」が21.6%と、「特になし」に次いで高くなっています。

回答事業者のサービス種別によると、居宅介護支援事業者では各サービスについて不足していると感じる割合が高くなっており、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「訪問看護」で15%以上となっています。

また、訪問系サービス事業者では「訪問介護（訪問型サービスを含む）」が高くなっています。



（傾向の差が見られたサービス種別を抜粋・

いずれかの区分で5ポイント以上の選択肢を抜粋）

(4) 第9期計画の期間中に参入を検討しているサービス（事業所調査）

第9期計画の期間中に参入を検討しているサービスについては、参入を検討していない事業者が多数ではありますが、以下のような意向がありました。

(3)において不足しているサービスとして挙げられた、訪問介護、訪問看護については参入意向がある一方、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護については意向がありませんでした。

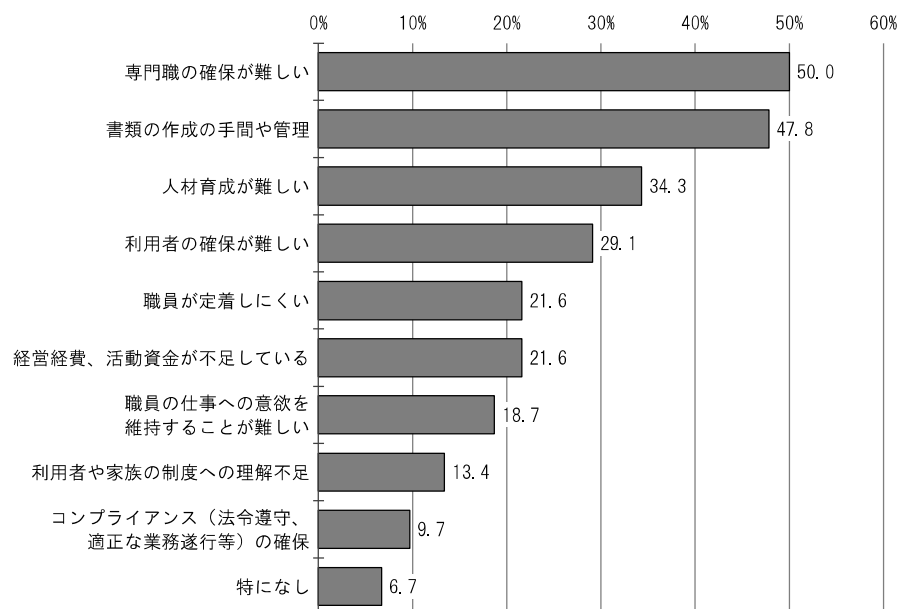
回答	件数
小規模多機能型居宅介護、 認知症対応型共同生活介護、 看護小規模多機能型居宅介護、 訪問介護(訪問型サービスを含む)	各3件
居宅介護支援、訪問看護、短期入所生活介護	各2件
認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、 特定施設入居者生活介護	各1件

(5) 円滑な事業運営上、支障となること（事業所調査）

円滑な事業運営上、支障となることについてみると、「専門職の確保が難しい」

「書類の作成の手間や管理」が約5割となっています。

サービス種別にみられた傾向については、下表の通りです。



【サービス種別の分析において全体と比較して高い項目】

訪問型サービス	専門職の確保が難しい(71.4%) 書類の作成の手間や管理(60.7%)
施設系サービス	人材育成が難しい(55.9%) 職員の仕事への意欲を維持することが難しい(32.4%) 利用者の確保が難しい(41.2%)

(6) サービス系統・雇用形態別にみた昨年の職員数に対する離職者数の状況（事業所調査・介護人材実態調査）

昨年の職員数に対する離職者数の割合についてみると、全体的に正規職員に比べて非正規職員で割合が高くなっています。その中で、正規職員における状況をみると、施設系と小規模多機能型で11%以上となっています。特に施設系では人数も164人と多くなっており、離職防止対策が求められると考えられます。

%/()内は人数	正規	非正規	合計
居宅介護支援	6.9%(5)	30.8%(4)	10.6%(9)
訪問系	7.4%(12)	11.2%(21)	9.4%(33)
通所系	10.7%(15)	25.4%(90)	21.3%(105)
施設系	11.5%(164)	16.6%(125)	13.3%(289)
小規模多機能型	11.8%(2)	9.3%(4)	10.0%(6)

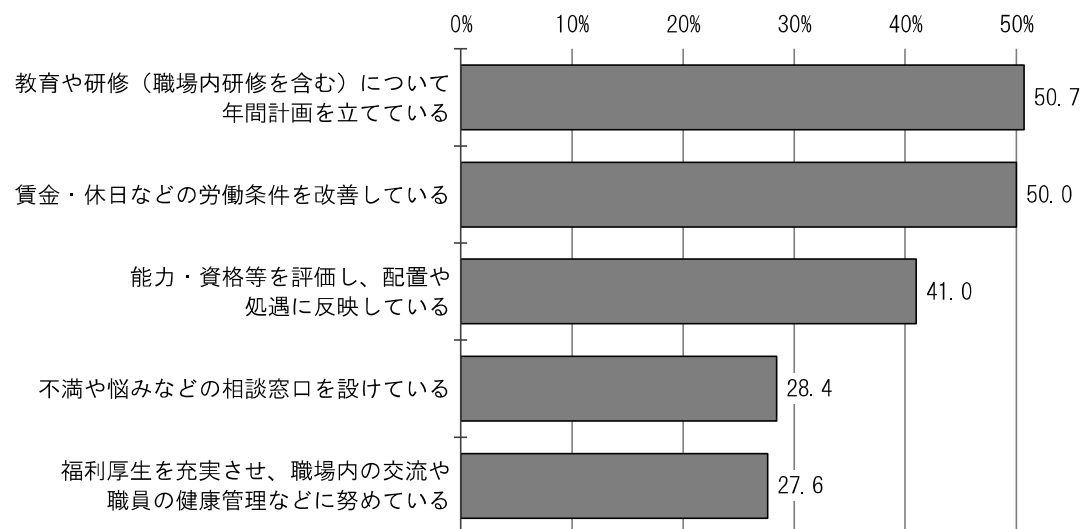
(7) 施設系サービス事業所における外国人人材についての意向（事業所調査・介護人材実態調査）

施設系サービス事業所における外国人人材の活用についてみると、「すでに受け入れしており、今後も受け入れを続ける」が9事業所と最も多く、次いで「分からない」が6事業所、「受け入れる予定はない」が4事業所となっています。

	受け入れしている	受け入れしていない	
今後も受け入れを続ける	9事業所	今後は受け入れたい	1事業所
今後は受け入れない	1事業所	受け入れる予定はない	6事業所
今後は未定	2事業所	分からない	4事業所

(8) 人材育成や離職防止のための方策（事業所調査・介護人材実態調査）

人材育成や離職防止のために取り組んでいる方策についてみると、「教育や研修について年間計画を立てている」「賃金・休日などの労働条件を改善している」が約5割と
なっています。



【サービス種別の分析において全体と比較して高い項目】

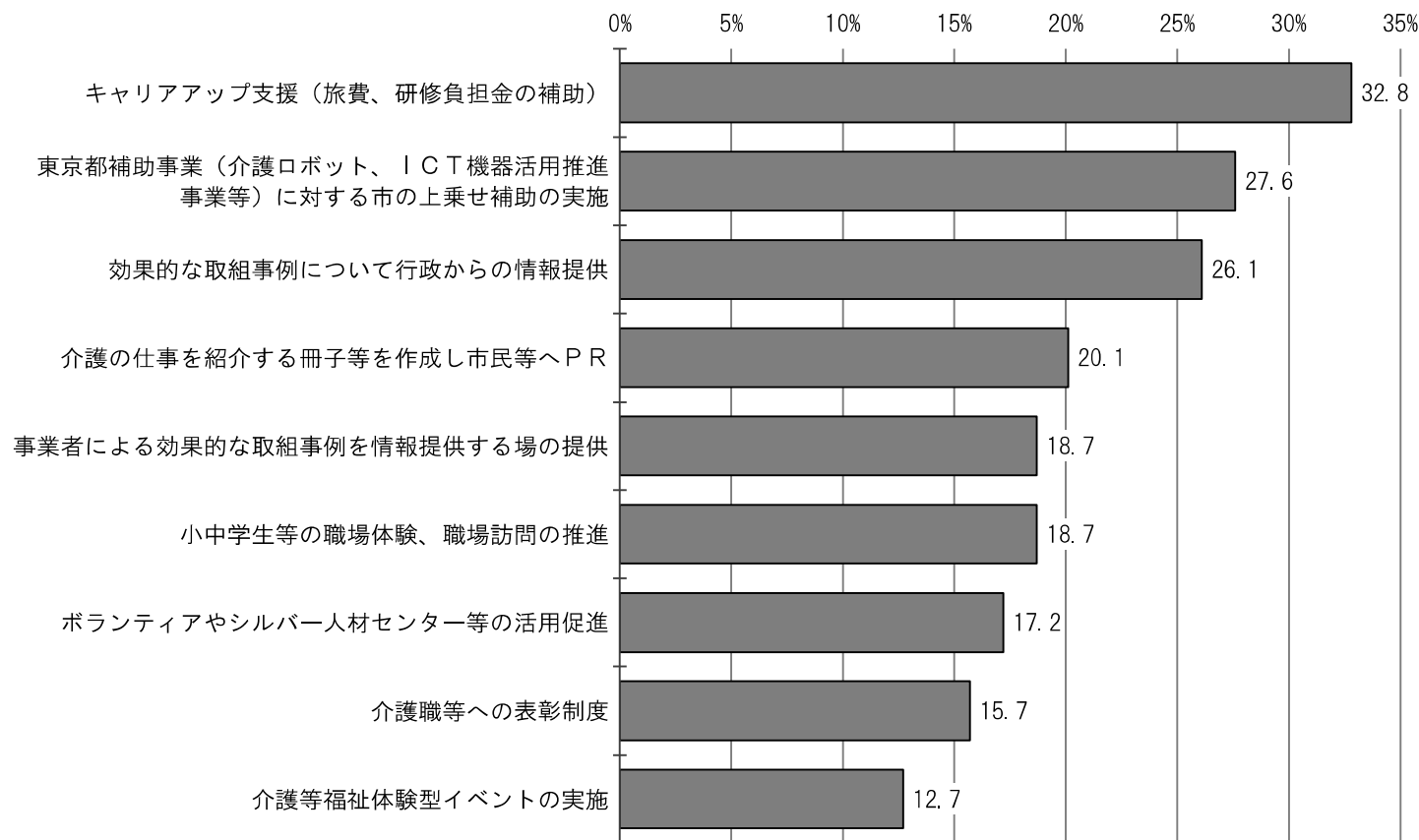
訪問型 サービス	教育や研修について年間計画を立てている(64.3%) 不満や悩みなどの相談窓口を設けている(42.9%)
施設系 サービス	能力・資格等を評価し、配置や処遇に反映している(61.8%) 不満や悩みなどの相談窓口を設けている(44.1%)
小規模 多機能型	能力・資格等を評価し、配置や処遇に反映している(66.7%)

【サービス種別の分析において全体と比較して低い項目】

居宅介護 支援	賃金・休日などの労働条件を改善している(20.0%) 能力・資格等を評価し、配置や処遇に反映している(10.0%) 不満や悩みなどの相談窓口を設けている(13.3%)
通所系 サービス	不満や悩みなどの相談窓口を設けている(14.7%)

(9) 市が取り組むべき介護人材確保対策（事業所調査・介護人材実態調査）

市が取り組むべき介護人材対策についてみると、いずれの取組も1割以上となっており、幅広い取組を進めることが求められています。中でも、「キャリアアップ支援」「東京都補助事業に対する市の上乗せ補助の実施」「効果的な取組事例について行政からの情報提供」については25%以上と高くなっています。



(10) 不足している市の事業について（事業所調査・介護人材実態調査）

不足している（市に実施してほしい）事業について、サービス系統別にみると、「介護未経験者に対する研修支援事業」「認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業」「多様な人材層に対する介護や介護の仕事の理解促進事業」「多様な人材層を対象とした介護の職場体験事業」「介護分野での就労未経験者等の就労・定着促進事業」「潜在介護人材の再就業促進事業」の6項目については、それぞれ通所系サービス・施設系サービスで高くなっています。

また、「多様な人材層に応じたマッチング機能強化事業」は施設系サービスで高くなっています。

「介護未経験者に対する研修支援事業」は訪問系サービス及び回答数が少ないですが小規模多機能型で、「潜在介護人材の再就業促進事業」は訪問系サービスでそれぞれ高くなっています。

%		介護未経験者に対する研修支援事業 (資格取得支援)	認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	多様な人材層に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	多様な人材層を対象とした介護の職場体験事業	多様な人材層に応じたマッチング機能強化事業	介護分野での就労未経験者等の就労・定着促進事業	潜在介護人材の再就業促進事業
サービス別	全体 (n=108)	22.2	18.5	18.5	16.7	14.8	21.3	23.1
	居宅介護支援 (n=23)	8.7	13.0	4.3	8.7	8.7	4.3	4.3
	訪問系サービス (n=24)	12.5	-	8.3	4.2	4.2	8.3	12.5
	通所系サービス (n=28)	28.6	28.6	28.6	21.4	10.7	35.7	28.6
	施設系サービス (n=28)	32.1	32.1	28.6	25.0	32.1	35.7	39.3
	小規模多機能型 居宅介護(n=3)	66.7	-	-	-	-	-	33.3
	福祉用具貸与 (n=2)	-	-	-	50.0	-	-	-

(11) サービス提供における課題や、介護保険制度全般について【自由回答】（事業所調査）

事業所調査における自由回答では、以下のような意見が挙げられています。

分類	意見	
1 施策について	人材育成・確保	○ヘルパーが高齢化している ○人材不足により、退職者が発生した際の人材確保や育成が課題
	業務負担の軽減	○都や市への提出書類が多く、業務に影響している
	利用者への情報提供の充実	○認知症になったときの選択がひとめでわかるロードマップが必要
	訪問診療の利用	○訪問診療に空きが無く受診できないことがある
2 介護保険制度について	介護報酬・処遇	○従業員の募集や定着に向けて十分な給与の支給や昇給が必要だが難しい ○基本単価が低く、経営が厳しい。加算には多くの手間と時間を要するため、基本単価の引き上げが望ましい ○ケアマネジャーに対する加算が限られており、報酬単価が見合っていないと思われることから、処遇改善が必要
	医療・介護連携	○コロナ禍により在宅医療・看護・介護サービス事業者間での顔の見える関係が希薄になってしまっている
	制度への理解	○家族や本人に介護保険の理解が無く、サービスとして行えないことを要求される

5 調査結果等からみえる現状・課題

4-1 健康づくり・介護予防

- 3年前の前回調査と比較して、口腔機能、閉じこもり、心の健康に関するリスクが高くなっています。

4-2 生きがいづくり・社会参加

- シルバー人材センター、高齢者クラブ、自治会、ボランティアのグループの登録者数や参加率は、いずれも低下傾向にあります。
- 通いの場への参加人数については、新型コロナウイルス感染症流行の影響により令和2年度に減少した後、回復傾向にあります。
- ボランティア活動に望むこととしては、「人との交流」が最も多くなっています。

4-3 安全・安心に暮らせるまちづくり

- 災害対策については、「避難場所の周知など分かりやすい情報の発信」について市民・事業所の両方からニーズが高くなっています。

4-4 住み慣れた地域で暮らし続けること

- 将来の住まいの希望について「自宅」は元気のうちで8割台、介護が必要になったときでも6割台となっています。
- 在宅生活の維持が難しくなっている理由では、「認知症状の悪化」が最も多くなっています。
- 生活改善に必要なと思われるサービスについては、「訪問介護」「ショートステイ」「定期巡回サービス」が多くなっています。

4-5 見守り施策・認知症施策

- 市で行っている見守り・認知症施策の認知度について、民生・児童委員による見守りが2割台と、一定の浸透がみられます。一方で、認知症施策についてはいずれも1割未満となっています。
- 認知症の人が安心して在宅で暮らせるために必要なものについて、「介護をする人の負担を減らす取組み」「認知症の人が利用できる介護サービスの充実」が多くなっています。

4-6 介護保険サービスの利用

- 認定者数は増加傾向にあり、認定率も令和4年度で15.8%と平成30年度から0.6ポイント上昇しています。
- サービス給付費は年々増加しており、施設サービスでの伸びが大きくなっています。

4-7 介護人材・介護サービスの提供体制

- 円滑な事業運営上支障となることについては、「専門職の確保が難しい」「人材育成が難しい」といった介護人材に関すること、また「書類の作成の手間や管理」が上位となっています。
- 市が取り組むべき介護人材対策については、「キャリアアップ支援」「介護ロボット・ICT等への上乗せ補助」「効果的な取組事例の情報提供」が上位となっています。

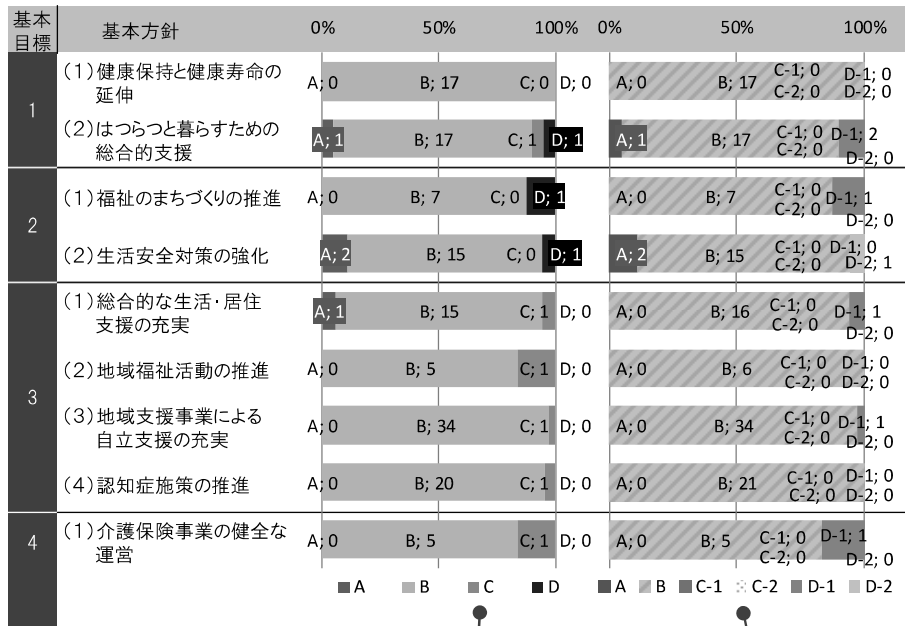
⇒ これらを総括した課題として、
認知症に対応した介護サービスと介護者支援の充実
地域活動・生きがいづくりの充実
介護人材の確保・育成 等が挙げられます。

6 第8期計画の総括

「第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に当たり、「第8期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況について、各事業の取組状況と担当課の自己評価をもとにとりまとめを行いました。

評価の実施に当たっては、各事業の取組状況(実行性)と、計画に定める推進施策への貢献度の2つの観点から評価を行いました。

基本方針ごとの集計結果は以下のとおりです。



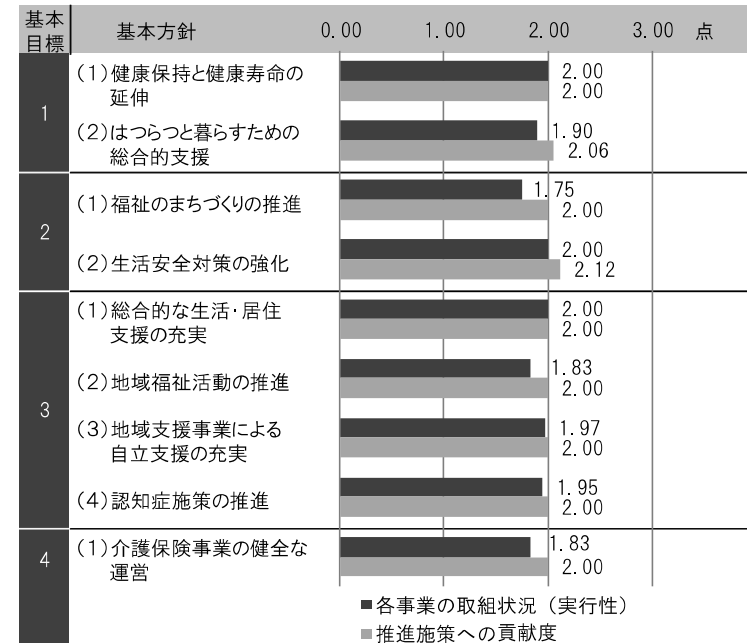
各事業の取組状況(実行性)

A: 想定とおり実施
B: 概ね想定とおり実施
C: 実施に当たり課題があった
D: 実施できなかった

推進施策への貢献度

A: 施策推進につながった
B: 概ね施策推進につながった
C-1: あまり施策推進につながらなかった(別施策の推進に貢献)
C-2: あまり施策推進につながらなかった(効果がそもそもなかった)
D-1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる
D-2: 実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況

下表の点数をもとに基本方針ごとの平均点を算出しました。推進施策への貢献度については各方針で2.00以上となっている一方、各事業の取組状況については一部方針で低くなっています。個別の状況については次ページ以降に掲載します。



各事業の取組状況(実行性) 点数

A: 想定とおり実施 3点
B: 概ね想定とおり実施 2点
C: 実施に当たり課題があった 1点
D: 実施できなかった 0点

推進施策への貢献度 点数

A: 施策推進につながった 3点
B: 概ね施策推進につながった 2点
C-1: あまり施策推進につながらなかった(別施策の推進に貢献) 1点
C-2: あまり施策推進につながらなかった(効果がそもそもなかった) 0点
D-1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる 除外
D-2: 実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況 除外

(1) 基本目標1 高齢者がはつらつと暮らせるまち について

基本目標1 高齢者がはつらつと暮らせるまち については、取組状況・基本施策推進への貢献度についていずれもBが多くなっています。

取組状況がCまたはDとなった事業のうち、「スポーツクラブの活用(2ア)」および「高齢者の生きがいづくり(2イ)」については新型コロナウイルス感染症流行により参加人数を減らしながら取り組んだことなどにより実施が難しい状況にありました。

基本方針	基本施策	取組状況				基本施策推進への貢献度					
		A	B	C	D	A	B	C-1	C-2	D-1	D-2
(1) 健康保持と 健康寿命の 延伸	ア.健康管理の継続支援 と生活習慣病の予防		9				9				
	イ.健康体操の推進		4				4				
	ウ.介護予防の推進		4				4				
(2) はつらつと 暮らすための 総合的支援	ア.地域で活動する団体 への支援		2		1		2				1
	イ.生きがいづくりと 交流機会の促進		10	2			10				2
	ウ.高齢者の就労支援		2				2				
	エ.高齢者を敬う機会の 実施	1	2			1	2				
合計		1	33	2	1	1	33			3	

(2) 基本目標2 高齢者が安全・安心に暮らせるまち について

基本目標2 高齢者が安全・安心に暮らせるまち については、取組状況・基本施策推進への貢献度についていずれもBが多くなっています。

取組状況がDとなった事業の、「交通安全教室の実施(1イ)」および「梅っこサロンの開設(2エ)」については新型コロナウイルス感染症流行により開催・開設が中止となっていました。

基本方針	基本施策	取組状況				基本施策推進への貢献度					
		A	B	C	D	A	B	C-1	C-2	D-1	D-2
(1) 福祉のまち づくりの 推進	ア.公共建築物等のバリエーション アフリー化の推進		1				1				
	イ.歩行者空間の整備と 交通安全対策		2		1		2			1	
	ウ.権利擁護等の推進		4				4				
(2) 生活安全 対策の強化	ア.緊急時の安全確保		2				2				
	イ.災害対策の推進		7				7				
	ウ.感染症対策の推進	2	1			2	1				
	エ.熱中症対策の推進		2		1		2				1
	オ.防犯対策の推進		3				3				
合計		2	22		2	2	22			1	1

(3) 基本目標3 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち について

基本目標3 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち については、取組状況・基本施策推進への貢献度についていずれもBが多くなっています。

取組状況がCとなった事業のうち、「在宅医療・介護連携に関する情報収集、課題把握等および関係者への情報周知(3イ)」については、計画していた多職種ネットワーク連絡会が新型コロナウイルス感染症流行の影響により中止となりました。

基本方針	基本施策	取組状況				基本施策推進への貢献度					
		A	B	C	D	A	B	C-1	C-2	D-1	D-2
(1) 総合的な生活・居住支援の充実	ア.生活支援サービスの充実	1	11			12					
	イ.多様な住まいの確保		4	1		4				1	
(2) 地域福祉活動の推進	ア.ボランティア活動等の支援		1			1					
	イ.福祉コミュニティづくりの推進		2	1		3					
	ウ.見守りネットワークの充実		2			2					
(3) 地域支援事業による自立支援の充実	ア.介護予防・日常生活支援総合事業の推進		17			17					
	イ.包括的支援事業の推進		11	1		11				1	
	ウ.任意事業の推進		6			6					
(4) 認知症施策の推進	ア.普及啓発・本人発信支援		6			6					
	イ.認知症予防の推進		5			5					
	ウ.医療・ケア・介護サービス・介護者への支援		4	1		5					
	エ.認知症バリアフリーの推進、社会参加支援		5			5					
合計		1	74	4		77				2	

(4) 基本目標4 高齢者が安心して介護を受けられるまち について

基本目標4 高齢者が安心して介護を受けられるまち については、取組状況・基本施策推進への貢献度についていずれもBが多くなっています。

取組状況がCとなった事業の、「住宅改修等の点検」については、新型コロナウイルス感染症流行の影響により自宅に調査に行くことが困難となりました。

基本方針	基本施策	取組状況				基本施策推進への貢献度					
		A	B	C	D	A	B	C-1	C-2	D-1	D-2
(1) 介護保険事業の健全な運営	ウ.介護サービスの適正な給付		5	1			5				1
合計			5	1			5				1

第2章 計画の基本的な考え方と施策体系

1 基本理念

高齢者がいきいき暮らすまち

第7次青梅市総合長期計画では、高齢者福祉の充実により、「年を重ねても生きがいや役割を持ち、人や地域とのつながりを保ちながら、できるだけ住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けることができる、高齢者がいきいき暮らすまち」を目指すこととしています。本計画は、この基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標に向けた施策の推進を図るものです。

2 基本目標

基本目標1 「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えていきいきと過ごせる暮らしづくり

国においては「世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会」である「地域共生社会」の実現に向けて取り組むことが求められており、高齢者福祉の分野においても「支える側」「支えられる側」という枠組みを超えて生きがいや暮らしをともに創っていくことが求められています。本市では令和3年度に青梅市高齢者憲章を制定し、高齢者が生きがいを持ち、地域に参加することで、高齢者が輝くまちを目指すことを掲げています。

本計画においては、地域共生社会の視点から高齢者の生きがいを推進するとともに、「支える側」「支えられる側」という枠組みにとらわれない暮らしの実現に向けて介護者や介護人材に関する支援を推進し、高齢者および高齢者に関わる誰もがいきいきと過ごせる暮らしづくりに取り組みます。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

高齢者を災害や犯罪の被害から守るとともに、高齢者虐待の防止をはじめとした権利擁護の取組や災害対策、道路環境など福祉のまちづくりの整備を進め、安全・安心に暮らせるまちの実現を目指します。

また、認知症の人を地域で支え、認知症予防を地域で推進するまちづくりに向けて、啓発活動や支援体制の充実に取り組むほか、聞こえの問題にかかる支援等の認知症予防策について検討していきます。

基本目標3 持続可能な福祉の仕組みづくり

今後、高齢者数がピークを迎えるとともに後期高齢者人口が増加を続けることが見込まれる中、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が包括的に提供される地域包括ケアシステムを推進し、高齢者が支援を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で暮らせるまちを実現することが求められています。

地域包括ケアシステムを構成する多様な主体が、地域包括支援センターを核として連携し、相談や在宅生活継続に向けたサービスの提供等の効果的な実施や、地域課題を踏まえた政策立案が進むよう、体制づくりを行います。

また、介護保険制度を持続可能なものとするため、給付状況の確認や啓発の実施など、適正運営に向けた取組を行います。



3 施策体系

以下の施策体系をもとに、基本理念「高齢者がいきいき暮らすまち」の実現に向けた取組を推進します。

基本目標	基本方針	基本施策	
1 「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えていきいきと過ごせる暮らしづくり	(1)生きがいづくり・介護予防等の推進	ア 健康づくりのための継続的な支援 イ 健康のための体づくり ウ 社会参加の機会の充実	エ 高齢者の就労支援 オ 移動支援サービスの充実 カ 敬老事業の推進
	(2)住民主体の生活支援の推進	ア 地域で支え合う体制づくり イ 見守り体制の充実	ウ 介護する家族への支援
	(3)介護人材の確保等、事業者への支援	ア 介護人材対策の推進 イ デジタル化の推進	
2 安心して暮らせる地域づくり	(1)安全・安心なまちづくり	ア 権利を守る取組の推進 イ 高齢者虐待防止に向けた取組 ウ 災害対策の推進	エ 感染症・熱中症予防の推進 オ 防犯対策の推進 カ バリアフリーの推進
	(2)認知症に関する支援の充実 【青梅市認知症施策推進計画】	ア 認知症への理解に関する普及・啓発 イ 認知症予防の推進 ウ 社会参加に向けた支援	エ 認知症の人を介護する家族への支援 オ 適切なサービス提供に向けた取組
3 持続可能な福祉の仕組みづくり	(1)地域包括ケアシステムの深化	ア 在宅で生活を続けるための支援 イ 多様な住まいの確保 ウ 介護予防のための取組	エ 多職種による連携 オ 相談体制の充実
	(2)介護保険サービスの充実と適正運営	ア 介護保険サービスの適正な給付 イ 介護保険サービスの整備	

第3章 取組内容

基本目標1 「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えていきいきと過ごせる暮らしづくり

基本方針	基本施策
(1) 生きがいづくり・介護予防等の推進	ア 健康づくりのための継続的な支援
	イ 健康のための体づくり
	ウ 社会参加の機会の充実
	エ 高齢者の就労支援
	オ 移動支援サービスの充実
(2) 住民主体の生活支援の推進	カ 敬老事業の推進
	ア 地域で支え合う体制づくり
	イ 見守り体制の充実
(3) 介護人材の確保等、事業者への支援	ウ 介護する家族への支援
	ア 介護人材対策の推進
	イ デジタル化の推進

基本方針1 生きがいづくり・介護予防等の推進

高齢者の健康づくりを推進し、介護予防や重度化防止を図るとともに、地域活動や就労等の社会参加を通して、高齢者が地域社会の中で役割と生きがいをもって、支え合いながら暮らせるまちの実現を目指します。

基本施策 ア 健康づくりのための継続的な支援

事業名	取組内容	担当課	関連計画
健康増進ポイントアプリ活用事業【新規】	健康増進ポイントアプリの利用を促進し、アプリを活用した継続的な運動習慣の確立に努めます。	健康課	
健康教育	生活習慣病の予防や健康に関して正しい知識の普及を図り健康の保持増進を図るよう支援します。	健康課 高齢者支援課	
健康相談	健康センター、中央図書館等で心身の健康に関する相談を実施し、対象者に応じた健康管理のための指導や助言を行います。	健康課	
データヘルス計画にもとづいた保健事業	特定健康診査の結果やレセプトデータの分析にもとづき、生活習慣病の重症化の予防や、異常値を放置している者への受診勧奨などを行います。(糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病治療中断者受診勧奨事業、各種講演会等)	保険年金課 健康課	
特定健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、40歳から74歳までの市国保加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を行います。	健康課 保険年金課	

事業名	取組内容	担当課	関連計画
特定保健指導	特定健康診査の分析結果により、メタボリックシンドローム等の該当者や予備群を対象に、特定保健指導を行い、対象者が健診結果を理解し、生活習慣の改善および健康の自己管理ができるよう支援します。	健康課 保険年金課	
成人歯科検診	「健康増進法」にもとづき、65歳・70歳の市民を対象に歯科検診を行い、生涯にわたる歯と口腔の健康保持・増進を図ります。	健康課	⑦ ⑧
後期高齢者医療健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に健康診査を行い、高齢者の生活習慣病の早期発見および健康の維持と増進を図ります。	健康課 保険年金課	
後期高齢者歯科健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に歯科健康診査を行い口腔機能の低下や、誤嚥性肺炎等の後期高齢者に多くみられる疾病の予防を図ります。	健康課 保険年金課	
がん等の検診事業	胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの早期発見を目的に、各種がん検診を行います。また、骨密度検診を実施し、骨粗しょう症予防の啓発に努めます。	健康課	⑦
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	KDB(国保データベース)システムを活用し、地域の高齢者の健康課題の把握や、庁内外関係者間および医療関係団体等の連携を深め、事業の企画・調整・分析等を行い事業の基本的な方針を作成します。 この方針にもとづき、高齢者への個別的支援(ハイリスクアプローチ)および通いの場での積極的関与(ポピュレーションアプローチ)による支援を行います。	高齢者支援課 保険年金課 健康課	

基本施策 イ 健康のための体づくり

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
のびのび体操教室	65歳以上の方を対象に軽度なリズム体操、筋力トレーニングを行います。	スポーツ推進課	
いきいき健康体操教室	幅広い年齢層を対象とした健康体操教室を市内11か所の市民センターで実施し、健康の維持と増進に努めます。	スポーツ推進課 高齢者支援課 健康課	
梅っこ体操	本市オリジナルの介護予防体操である梅っこ体操の普及のための取組を行います。	スポーツ推進課 高齢者支援課	
温泉保養施設利用助成事業	市が指定した温泉保養施設を利用する高齢者に利用料の一部を助成し、健康な生活を支援します。	高齢者支援課	

基本施策 ウ 社会参加の機会の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
高齢者クラブへの支援	高齢者の仲間づくり、生きがいづくりのために、継続して高齢者クラブへの支援を行います。	高齢者支援課	
シルバーマイスター事業	優れた技能・知識・経験を有する高齢者をシルバーマイスターとして認定・登録し、市民の学習活動等における講師や指導者として推薦しています。 活動を通じて、高齢者の積極的な社会参加と能力活用の促進を図ります。	高齢者支援課	
地域サロンの開設	地域における高齢者の集いの場・交流の場として、自治会館で地域サロンを開設し、定期的に交流のためのイベントを行います。	高齢者支援課	
高齢者の生涯学習や生きがいづくり	生涯学習として、高齢者が参加しやすく、学習の機会を自由に選択し、様々な知識や技術を習得することができるような環境の充実を図ります。 また、自分の持ち味を出発点に、仲間、まち、他地域へとかかわりの輪を広げ、多くの交流の中から、地縁活動と地域交流について学ぶ講座を開催します。	社会教育課	
地域づくり事業	(地域福祉計画「地域づくり事業」から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 社会福祉協議会	Ⓓ Ⓔ Ⓕ

基本施策 工 高齢者の就労支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
シルバー人材センターの運営支援	高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。	高齢者支援課	
ハローワークとの連携	ハローワーク等と連携し、働く意欲のある高齢者の就職を支援します。	商工業振興課	

基本施策 オ 移動支援サービスの充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
高齢者移動支援補助事業【新規】	外出の機会が減っている高齢者の移動に関し、介護予防に資する活動を行う場所へ送迎を行う事業を実施する団体に対し補助金を交付し、高齢者の地域における移動および地域活動への参加を促進し、介護予防の推進を図ります。	高齢者支援課	⑤
マイナンバーカードを活用した公共交通の利用促進【新規】	マイナンバーカード普及のため、かつ、高齢者等の免許返納の誘導と外出促進のため、マイナンバーカードと連動した公共交通運賃補助を行います。	交通政策課	

基本施策 カ 敬老事業の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
敬老金の贈呈	高齢者に敬意を表し、その長寿を祝うことを目的として、敬老金を贈呈します。	高齢者支援課	
敬老会の開催	開催方法や内容等について検討を行い、高齢者に敬意を表し、その長寿を祝う敬老会を開催します。	高齢者支援課	
高齢者憲章の周知・啓発	市民が高齢者を敬うとともに、高齢者が希望をもって安心して年齢を重ねていくことができる長寿社会の実現を目指すため、高齢者憲章について市民への周知活動を行います。	高齢者支援課	

基本方針2 住民主体の生活支援の推進

高齢者やその家族、また、市民、民間事業者や福祉団体などの多様な主体が、それぞれの地域で支え合って暮らしていくために、見守りや家族支援等の仕組みづくりを進めます。

基本施策 ア 地域で支え合う体制づくり

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
介護ボランティアの推進	高齢者が、介護施設等でのボランティア活動を通じて、生きがいや社会参加の機会を得られるよう、介護ボランティアを推進します。	高齢者支援課	
民生・児童委員合同協議会との連携	支援を必要とする高齢者に対し、民生・児童委員と連携し、解決に向けた対応を行います。また、定期的に民生・児童委員と意見交換等の場を設けます。	地域福祉課 高齢者支援課	
社会福祉協議会との連携強化	(地域福祉計画「社会福祉協議会との連携強化」から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課	④
地域の支え合いについて検討する機会の確保	生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等が地域や関係機関と連携し、通いの場や見守り活動など高齢者の社会参加につながる取組を行います。	高齢者支援課	
元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手(おうめ生活サポーター)養成研修	高齢者の暮らしを支える新たな担い手として、また、元気な高齢者の新たな社会参加の場の1つとして、高齢者への家事支援サービスの担い手を養成するための研修を行います。	高齢者支援課	

基本施策 イ 見守り体制の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
救急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったときに、無線発報器等で東京消防庁または民間受信センターに通報することにより、速やかな援助を行います。	高齢者支援課	
住宅火災通報システム事業	家庭内での火災による緊急事態に備えて、防災機器を給付または貸与するとともに、火災の発生時に火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報することで迅速な救助および消火活動を行います。	高齢者支援課	
見守りネットワークにおける企業等との連携強化	(地域福祉計画「見守りネットワークにおける企業等との連携強化」から再掲)	高齢者支援課	④

基本施策 ウ 介護する家族への支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
家族介護教室	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、健康づくりなどについての知識・技術を習得する家族介護教室を開催します。	高齢者支援課	
家族介護慰労金支給事業	重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図るため、一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給します。	高齢者支援課	

基本方針3 介護人材の確保等、事業者への支援

介護人材不足へのアプローチや、ICT化の促進などを通じ、介護事業者の運営を支援することで、介護サービスの質の向上を図ります。

基本施策 ア 介護人材対策の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
介護人材確保事業の実施【新規】	介護の仕事に関する普及啓発等を行います。	高齢者支援課 介護保険課	
介護サービス事業者および居宅介護支援事業者連絡会の実施	市と介護サービス事業者の定期的な情報交換と連絡協議の場として、介護サービス事業者および居宅介護支援事業者との連絡会を実施します。	高齢者支援課 介護保険課	

基本施策 イ デジタル化の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
介護サービス事業所のICT化促進支援【新規】	各介護サービス事業所において、年々複雑化する介護サービス業務を簡素化するため、業務改善に役立つシステム等の情報の周知をはじめとした、ICT基盤構築にかかる支援を実施します。	介護保険課	

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

基本方針	基本施策
(1) 安全・安心なまちづくり	ア 権利を守る取組の推進
	イ 高齢者虐待防止に向けた取組
	ウ 災害対策の推進
	エ 感染症・熱中症予防の推進
	オ 防犯対策の推進
	カ バリアフリーの推進
(2) 認知症に関する支援の充実	ア 認知症への理解に関する普及・啓発
	イ 認知症予防の推進
	ウ 社会参加に向けた支援
	エ 認知症の人を介護する家族への支援
	オ 適切なサービス提供に向けた取組

基本方針1 安全・安心なまちづくり

高齢者の防災・防犯・感染症予防等にかかる取組や、虐待防止をはじめとした権利擁護、バリアフリー等の取組を推進することで、安全・安心に暮らせるまちの実現を目指します。

基本施策 ア 権利を守る取組の推進

事業名	取組内容	担当課	関連計画
権利擁護の推進	(地域福祉計画「権利擁護の推進」から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	地 障 認
成年後見制度の利用促進	(地域福祉計画「成年後見制度の利用促進」から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 生活福祉課	地 障 認
成年後見制度申立事業	関連部署と連携し、身寄りがない認知症高齢者等の保護を図るため、市長が法定後見(後見・保佐・補助)開始の審判申立てを行います。	高齢者支援課 障がい者福祉課 地域福祉課	認

基本施策 イ 高齢者虐待防止に向けた取組

事業名	取組内容	担当課	関連計画
高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備	(地域福祉計画「高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備」から再掲)	高齢者支援課 介護保険課	地 認

基本施策 ウ 災害対策の推進

事業名	取組内容	担当課	関連計画
家具転倒防止器具給付事業	家具転倒防止器具を給付し、高齢者の生命・財産を地震災害から守ります。	高齢者支援課 防災課	
高齢者向け防災情報の発信	高齢者に分かりやすい災害時の避難場所の周知等の防災、災害に関する情報を発信します。	高齢者支援課 防災課	
防災訓練の実施	(地域福祉計画「防災訓練の実施」から再掲)	防災課 高齢者支援課 障がい者福祉課	地 障
避難行動要支援者の支援	(地域福祉計画「避難行動要支援者の支援」から再掲)	防災課 高齢者支援課 障がい者福祉課 介護保険課	地 障
要配慮者施設の避難確保計画の作成促進	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促進します。	防災課 介護保険課	

基本施策 工 感染症・熱中症予防の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
在宅高齢者等に向けた感染拡大防止のための情報提供および発信	感染症の拡大防止のため、国、都などの関係機関と連携し、広報紙・ホームページ等を利用して感染情報の周知に努めます。 また、感染症についての正しい知識と適切な予防法について周知を図り、市民一人一人の感染予防策が習慣化されるよう、情報提供を行います。	健康課 高齢者支援課	
介護事業所等の感染症対策に関する支援	介護事業所等へ、感染症対策の留意点などについて必要な情報提供等を行い、感染症対策に必要な物資を備蓄する体制整備を支援します。	介護保険課	
熱中症予防のための情報提供・啓発活動の実施	熱中症を予防するため、広報おうめ、リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等を通じて情報提供を行うとともに、パネル展等の啓発活動を実施します。 また、気象庁が「熱中症警戒アラート」を発表した場合、防災無線で広報するなど情報提供に努めます。 また、地域包括支援センターによる高齢者訪問等の際、熱中症予防の啓発と注意喚起を行います。	健康課 高齢者支援課	
涼み処開設事業【新規】	夏季の一定期間、暑い日や外出時の休憩場所として、市の公共施設などを開放します。	健康課	

基本施策 オ 防犯対策の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
消費生活に関する啓発相談および犯罪防止のための情報提供	悪質商法や特殊詐欺の被害を未然に防ぐため、高齢者に対する出前講座や市広報等の活用、消費者月間での街頭キャンペーン、イベント等における啓発事業や情報提供、消費生活相談を実施します。	市民安全課	
消費者を見守る体制づくり	高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を、地域および関係機関と連携して見守る体制づくりを目指します。	市民安全課 高齢者支援課	

基本施策 カ バリアフリーの推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
公共建築物等のバリアフリー化の促進	(地域福祉計画「公共建築物等のバリアフリー化の促進」から再掲)	地域福祉課	④
高齢者交通安全教室の実施	高齢者交通事故防止のため、高齢者交通安全教室などを行います。	交通政策課	

基本方針2 認知症に関する支援の充実

認知症を早期に発見し支援につなげるとともに、認知症の人やその家族を地域全体で支えていく仕組みづくりを進めます。

基本施策 ア 認知症への理解に関する普及・啓発

事業名	取組内容	担当課	関連計画
認知症サポーター養成講座	(地域福祉計画「認知症サポーター養成講座」から再掲)	高齢者支援課	④ ⑤
認知症ケアパスの活用	認知症の人とその家族に掲示することを目的に、具体的な機関名や内容および認知症の段階に合わせた医療・介護サービスや支援の仕組み(認知症ケアパス)等が掲載されたガイドブックを作成し、適宜見直しを行うとともに、広く関係者や住民への効果的な周知を図ります。	高齢者支援課	⑤
認知症に関する相談窓口の周知	認知症の人やその家族、関係機関に対して、認知症のことをどこに相談すれば良いか、どのような支援があるかを広く周知するため、広報による定期的な情報発信やホームページの整備に取り組みます。	高齢者支援課	⑤
認知症簡易チェックシステムによる啓発	認知症の早期発見や啓発のため、スマートフォンなどで気軽に認知症の簡易チェックができるシステムを推進します。	高齢者支援課	⑤
介護予防・認知症講演会	介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。	高齢者支援課	⑤

基本施策 イ 認知症予防の推進

事業名	取組内容	担当課	関連計画
認知症支援コーディネーター事業の推進	認知症の早期発見・対応に向けて専門職と連携し支援を行うため認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めます。	高齢者支援課	⑤
認知症地域支援推進員の配置	地域における認知症の理解を推進するため、介護や認知症に関する専門知識をもつ認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置します。 認知症の人や家族等への相談支援、医療、介護の連携支援や研修会の開催、認知症カフェの推進等を行い、地域で高齢者を見守る体制づくりに取り組みます。	高齢者支援課	⑤
介護予防教室	介護予防、認知症予防に資する教室等を開催します。	高齢者支援課	⑤

基本施策 ウ 社会参加に向けた支援

事業名	取組内容	担当課	関連計画
本人発信支援、社会参加に向けた基盤づくりへの取組	認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェや家族の会等に関係者・家族のみならず認知症の本人が参加できるような機会を提供し、本人発信ができるような環境をつくることを目指します。	高齢者支援課	⑤
認知症サポーターの活動の場づくり	認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターが、修了後にボランティア活動できるような場を提供し、認知症本人・家族への支援等、チームオレンジとしての活動ができることを目指します。	高齢者支援課	⑤

基本施策 工 認知症の人を介護する家族への支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
認知症カフェの普及	認知症地域支援推進員を中心に、生活支援コーディネーターや認知症疾患医療センター等と連携して認知症カフェを普及し、認知症本人や家族が集う活動を推進します。	高齢者支援課	①
認知症高齢者家族支援サービス事業	認知症などで行方不明になる可能性のある高齢者を見守り、早期発見・保護できるよう、ICTを活用した検索支援アプリの活用や、位置探索GPS機器を貸与し、現在位置の情報を介護者等に提供します。	高齢者支援課	①

基本施策 オ 適切なサービス提供に向けた取組

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
認知症BPSDケアプログラム推進事業	介護サービス事業者等を対象に、認知症BPSDケアプログラム推進事業等を実施し、認知症ケアの質の向上のための取組を支援します。	高齢者支援課	①
認知症初期集中支援推進事業	(地域福祉計画「認知症初期集中支援推進事業」から再掲)	高齢者支援課	② ③
認知症疾患医療センター等との連携	受診困難等認知症の疑いがある高齢者を訪問するなど、認知症の人とその家族を支援するため、都が指定する認知症疾患医療センター、民生・児童委員、かかりつけ医等との連携を深めます。	高齢者支援課	③

青梅市認知症施策推進計画

(計画策定の背景・趣旨は2,3ページ、法的な位置づけは4ページ、計画期間および計画策定の体制は5,6ページ、取組内容は43ページ以降に記載しております。)

認知症施策の推進にあたっては、すべての認知症の人が、人格と個性を尊重されながら、自らの意思によって日常生活および社会生活を営むことができる社会(共生社会)を実現することが求められます。本市では、この共生社会の実現に向けて、下記の取組を推進します。

①認知症の人に関する市民の理解の増進等

市民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識および認知症の人に関する正しい理解を深めることを促進します。

(関連事業 認知症サポーター養成講座

認知症サポーターの活動の場づくり

④基本方針1-基本施策②-

市内小・中学校への「認知症サポーター養成講座」の推進事業)

②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりを推進します。

(関連事業 高齢者移動支援補助事業

公共建築物等のバリアフリー化の促進

④基本方針4-基本施策①-

ユニバーサルデザインの考えにもとづいたまちづくりの推進)

こころのバリアフリーとして、

認知症サポーター養成講座

本人発信支援、社会参加に向けた基盤づくりへの取組

認知症カフェの普及)

③認知症の人の社会参加の機会の確保等

認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、社会参加や就職の機会確保を推進します。

(関連事業 本人発信支援、社会参加に向けた基盤づくりへの取組

認知症カフェの普及

④基本方針2-基本施策③-障がい者の就労後の支援体制の整備)

④認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護

認知症の人の意思決定の適切な支援および権利利益の保護を図るための施策を推進します。

(関連事業 権利擁護の推進

成年後見制度の利用促進

成年後見制度申立事業

高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備)

⑤保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備等

認知症の人の状況に応じて、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが切れ目なく提供されるよう、体制整備を推進します。

(関連事業 認知症ケアパスの活用

認知症支援コーディネーター事業の推進

認知症高齢者家族支援サービス事業

認知症BPSDケアプログラム推進事業

認知症初期集中支援推進事業

認知症疾患医療センター等との連携)

⑥相談体制の整備等

認知症の人や家族からの相談に対して総合的に対応できる体制を整備するとともに、認知症の人や家族が孤立することの無いようにするための施策を推進します。

(関連事業 認知症に関する相談窓口の周知

認知症地域支援推進員の配置

認知症カフェの普及

④基本方針2-基本施策②-アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)

⑦研究等の推進等

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加のありかたや、他の人々と支え合いながら共生できる社会の実現に向けて、社会環境の整備について研究するとともに、必要な取組を検討します。

(関連事業 地域ケア会議の推進)

⑧認知症の予防等

科学的知見にもとづく認知症予防に取り組むことができる機会づくりを進めます。また、認知症の早期発見、早期診断および早期対応に向けた体制づくりを推進するほか、認知症検診推進事業等の必要な取組を検討します。

(関連事業 認知症簡易チェックシステムによる啓発

介護予防講演会

認知症支援コーディネーター事業の推進

介護予防教室)

基本目標3 持続可能な福祉の仕組みづくり

基本方針	基本施策
(1) 地域包括ケアシステムの深化	ア 在宅で生活を続けるための支援
	イ 多様な住まいの確保
	ウ 介護予防のための取組
	エ 多職種による連携
	オ 相談体制の充実
(2) 介護保険サービスの充実と適正運営	ア 介護保険サービスの適正な給付
	イ 介護保険サービスの整備

基本方針1 地域包括ケアシステムの深化

高齢者が、住み慣れた地域で自立して生活していけるよう、日常生活を支援するとともに、介護予防のための取組を推進します。また、様々な分野について相談できる窓口を充実させることにより、日常生活に関する困りごとを相談しやすく、多様化する地域の課題に対して多職種が連携して対応していける体制を整備します。

基本施策 ア 在宅で生活するための支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
高齢者の暮らしの手引の作成・配布	高齢者が在宅で生活するための市の施策を掲載した冊子「高齢者の暮らしの手引き」を作成します。 高齢者がいる世帯等に配布し、市の高齢者施策の周知を図ります。	高齢者支援課	
配食サービス事業	ひとり暮らし高齢者等に昼食を配送することにより、高齢者の心身の健康保持と、高齢者と地域との交流を図ります。	高齢者支援課	
高齢者福祉電話設置事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、市が保有する電話を高齢者宅に設置します。また、福祉電話の設置により、高齢者の安否確認、関係機関の協力を得た各種相談を行い、在宅生活を支援します。	高齢者支援課	
寝具乾燥サービス事業	寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、月1回、寝具類の乾燥を行います。 寝たきり高齢者等の衛生と健康を保持し、自立生活を支援します。	高齢者支援課	

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
訪問理美容サービス事業	理・美容店での理・美容が困難な高齢者に対し、自宅で理・美容を受ける際の出張料を助成します。 介護者の負担の軽減と高齢者の衛生的かつ快適な生活を支援します。	高齢者支援課	
紙おむつ等給付事業	寝たきり等の状態にある高齢者に対し、紙おむつ、尿とりパット、おむつカバー等を給付します。 介護者の負担軽減と高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援します。	高齢者支援課	
日常生活用具給付事業	65歳以上で、介護保険で非該当と認定された方で、日常生活用具の給付が必要な高齢者に対し、入浴補助用具、歩行補助車等の日常生活用具を給付します。	高齢者支援課	
住宅改造費助成事業	住宅改造が必要と認められる高齢者に対し、住宅の浴室等の改造に要する費用を助成します。	高齢者支援課	

基本施策 イ 多様な住まいの確保

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
居住環境の整備【新規】	高齢の入居者でも住みやすい環境を確保するため、高齢者用住戸の拡充や共用部への手すり等の設置等の環境改善を図ります。	住宅課	
養護老人ホームへの入所措置	環境上の理由および経済的理由により、自宅で生活することが困難な高齢者の入所措置を行います。	高齢者支援課	

基本施策 ウ 介護予防のための取組

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
フレイル予防に関する普及・啓発	健康な状態と要介護状態の中間の状態である「フレイル」を予防するため、運動・栄養（口腔機能）・社会参加の3つのポイントから、フレイル予防についての情報提供の機会をつくります。	高齢者支援課 健康課	
地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者クラブを含め広く市民への介護予防促進のため、リハビリテーション専門職の専門的知見の活用を図ります。	高齢者支援課	
梅っこ体操【再掲】	本市オリジナルの介護予防体操である梅っこ体操の普及のための取組を行います。	高齢者支援課 スポーツ推進課	
介護予防事業対象者把握事業	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民に対し、生活機能に関する状態等、介護予防事業対象者の把握に努めます。 また、地域包括支援センター職員が訪問し、介護予防事業の説明・案内を行います。	高齢者支援課	
介護予防・認知症講演会【再掲】	介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。	高齢者支援課	
介護予防教室【再掲】	介護予防、認知症予防に資する教室等を開催します。	高齢者支援課	

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
介護予防リーダー養成事業	介護予防の重要性を理解し、地域で健康づくりのための活動を担っていく介護予防リーダーを養成します。	高齢者支援課	
地域介護予防活動支援事業	介護予防リーダーなどのボランティアの協力や「青梅市地域介護予防活動支援事業補助金」の制度活用等により、高齢者等が地域で行う自主的な介護予防活動を支援していきます。	高齢者支援課	
介護予防・日常生活支援総合事業の周知・啓発	介護予防・日常生活支援総合事業について、広く周知・啓発を図り、介護予防のためのサービス利用を促します。	高齢者支援課	

基本施策 エ 多職種による連携

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
地域ケア会議の推進	「自立支援」に重点をおき、日常生活圏域ごとに「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」を多職種で連携して開催し、地域の課題把握へとつなげます。	高齢者支援課	⑩
生活支援サービスの体制整備	(地域福祉計画「生活支援サービスの体制整備」から再掲)	高齢者支援課	④
在宅医療・介護連携に関する情報収集、課題把握等および関係者への情報周知	多職種ネットワーク連絡会等において、在宅医療・介護連携の課題を抽出し、「在宅医療の4つの場面」(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)における「目指す姿」の設定に取り組みます。 また、関係者への情報共有周知を行います。	高齢者支援課	
在宅医療・介護連携に関する相談支援	医療・介護関係者の円滑な連携を支援する相談窓口体制を目指します。	高齢者支援課	
在宅医療・介護連携に関する地域住民への普及啓発	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにするとともに、地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図ります。	高齢者支援課	
在宅医療・介護連携に関する関係者間の情報共有に関する支援および研修の実施	医療と介護について、関係者が互いの業務の現状を知り、意見交換のできる関係を構築するなど、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を近隣自治体と連携して実施します。 また、地域の医療・介護関係者間での情報共有ツールの導入や活用について支援します。	高齢者支援課	

基本施策 オ 相談体制の充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
包括的相談支援事業【新規】	(地域福祉計画「包括的相談支援事業」から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども家庭センター	④ ⑩ ⑩
地域包括支援センターによる総合相談支援	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助(助言・指導)を行います。 地域の民生・児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	高齢者支援課	
介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員が介護施設等を訪問し、利用者の相談に対応します。	高齢者支援課	
健康相談【再掲】	健康センター、中央図書館等で心身の健康に関する相談を実施し、対象者に応じた健康管理のための指導や助言を行います。	健康課	
権利擁護の推進【再掲】	(地域福祉計画「権利擁護の推進」から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	④ ⑩
認知症に関する相談窓口の周知【再掲】	認知症の人やその家族、関係機関に対して、認知症のことをどこに相談すれば良いか、どのような支援があるかを広く周知するため、広報による定期的な情報発信やホームページの整備に取り組みます。	高齢者支援課	

基本方針2 介護保険サービスの充実と適正運営

介護保険サービスが適正・円滑に運営され、それぞれの状態像に合わせ、自立した生活を継続するために、高齢者自らの意思で必要な介護サービスを受けられるまちの実現を目指します。

基本施策 ア 介護保険サービスの適正な給付

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
包括的・継続的ケアマネジメント支援	ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行います。	高齢者支援課	

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
給付適正化事業	<p>【要介護認定の適正化】 要介護認定のプロセスにおいてオンライン化を推進しつつ、全国一律の基準にもとづく認定が行えるよう、要介護認定の適正化を図ります。</p> <p>【ケアプラン等の点検】 ○ケアプラン点検 介護支援専門員が作成したケアプラン等を確認し、自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有します。 ○住宅改修・福祉用具点検 適切な制度利用となるよう、事業者に対する普及啓発や、利用状況の現地調査を含む点検等を推進します。</p> <p>【医療情報との突合・縦覧点検】 ○医療情報との突合 介護と医療の給付情報を突合し、重複請求の排除等を図ります。 ○縦覧点検 介護の給付実績を確認し、サービスの整合性等の点検を行います。</p> <p>【介護給付費通知】 従来実施してきた介護給付費通知については、期待する効果が得られているか把握することが困難であることから、第9期計画期間中において、事業実施の方向性について見直しを検討します。</p>	介護保険課 高齢者支援課	

基本施策 イ 介護保険サービスの整備

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
地域密着型サービス事業所の整備【新規】	市内において今後不足が見込まれる地域密着型サービスについて、事業所の整備を進めます。	介護保険課	

取組指標

1 地域福祉計画

1. 顔見知りの関係づくり

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
福祉教育等の推進	児童生徒の思いやりの心や社会奉仕の精神などを育むため、福祉教育を推進します。また、市民センター等での各種講座を通じて、市民への啓発・広報を行います。	指導室 社会教育課	各種講座実施回数	2回	2回	3回	3回	3回
インクルーシブ理念と福祉意識の啓発	障がいのある人もない人も、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指し、インクルーシブ理念の理解促進に努めます。	地域福祉課 障がい者福祉課	出前講座の実施	1回	1回	2回	2回	2回
保健福祉に関する学びの場の提供	生涯学習講座などを通じて、地域保健福祉への関心や福祉意識の向上に努めます。	社会教育課	講座延べ受講者数	83人	94人	100人	100人	100人
障害者差別解消条例の周知	障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」にもとづき、障がいのある人の権利擁護等にかかる理念を浸透させ、障がいのある人に対する差別や偏見のない社会、共に社会の一員として、心豊かに暮らせるまちの実現に努めます。	障がい者福祉課	出前講座等の実施	1回	1回	2回	2回	2回
市内小・中学校への「認知症サポーター養成講座」の推進事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる「認知症サポーター養成講座」の普及・啓発の推進事業として、市内小・中学校で授業実施します。	高齢者支援課	参加人数	0人	20人	60人	100人	100人
自治会の活動支援	自治会連合会との連携基本協定書にもとづき、活動や取組を積極的に支援します。	市民活動推進課	自治会振興交付金交付額(千円)	50,258	49,979	49,979	49,979	49,979
各種交流イベントの開催	お～ちゃんフェスタやおうめ健康まつりなど、各種行事を通じて地域への関心や交流・ふれあいの機会づくりを進めます。また参加者の増加に向けた検討を進めます。	市民活動推進課 健康課 社会教育課	健康課:参加者数	コロナで中止	250人	300人	350人	400人
			社会教育課:講座延べ受講者数	83人	94人	100人	100人	100人

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
地域活動の活性化と地域、学校、行政が協働した取組を推進するため、文化財の活用などに向けた連携事業の実施	文化財保護指導員等が老壮大学等への講師の奨励を行うとともに、旧吉野家住宅については、地元自治会等との連携を計りながら、活用計画を推進します。	文化課	文化財保護指導員等の老壮大学等への講師派遣件数	3回	5回	6回	6回	6回
地域住民等が集う拠点の整備	「青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、自治会館開放事業と、地域の元気高齢者等が主催する子育て世代向けイベントなどの事業を組み合わせ、多世代が集い、交流を深める「おうめ版多世代交流センター事業」を進めます。	子育て応援課 市民活動推進課 高齢者支援課	集会施設の修繕等に関する補助金交付額(千円)	9,565	72,142	27,710	16,100	16,100
子育てひろば事業	中学生や高齢者との交流事業など、世代間交流や地域交流を行う機会づくりを進めます。	子育て応援課	利用者数	40,752人	49,352人	50,000人	50,000人	50,000人
地域づくり事業	介護、障害、子育て、生活困窮などの分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することで、属性に関わらず、地域住民を広く対象とし、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことができるように取組みます。	地域福祉課 高齢者支援課	地域づくり支援の拠点の設置箇所数	—	—	5か所	10か所	15か所
		障がい者福祉課 子育て応援課	障がい者サポートセンター交流祭の開催	0	1回	1回	1回	1回
認知症家族会等への支援	認知症の人や介護する家族同士の集いの場を提供するなどの支援を行います。	高齢者支援課	認知症カフェの数	2か所	6か所	7か所	8か所	9か所
生活支援サービスの体制整備	ボランティアの養成や住民主体の通いの場の活動等生活支援の基盤整備のため、関係機関等と協議を進めるとともに、高齢者と地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ生活支援コーディネーターを配置し、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワーク構築を図ります。	高齢者支援課	第2層協議体の設置数	10	11	11	11	11
			協議体の活動の継続	10の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続
障がい者の就労後の支援体制の整備	障がいのある人の就労後の職業定着支援や障がい者の就労拡大のための企業開拓に向けて、障害者就労支援センターを中心として特別支援学校や関係機関等の連携を更に図り、継続した支援体制を整備します。	障がい者福祉課	障害者就労支援センター相談件数	6,149件	6,608件	6,660件	6,710件	6,760件
見守りネットワークにおける企業等との連携強化	見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間事業者と連携し、日常業務における緩やかな見守りを実施し、ネットワークを充実していきます。	高齢者支援課	見守り支援ネットワーク締結事業者数	44社	44社	45社	46社	47社

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
ユニバーサルデザインの考えにもとづいたまちづくりの推進	国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」や「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」にもとづき、公共交通施設や公共公益建物、道路、公園、住宅などのバリアフリー化を促進し、優しいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。	地域福祉課	福祉のまちづくり条例届出書受理件数	3件	4件	4件	4件	4件
			整備基準適合証交付件数	1件	1件	1件	1件	1件
公共建築物等のバリアフリー化の促進	高齢者や障害者に配慮した施設づくりを推進するとともに、民間施設に対する指導・助言を行い、理解と協力を求めます。	地域福祉課	東京都福祉のまちづくり条例に関する相談受理件数	10件	10件	10件	10件	10件

2. 多様な主体による支え合い活動の推進

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
ゲートキーパーの育成	こころの健康づくりの充実を図るとともに、日常生活で悩んでいる人に声をかけ、話を聴き、見守る人(ゲートキーパー)の育成に努めます。	健康課	実施回数	27人(1回)	40人(2回)	1回以上	1回以上	1回以上
元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手の養成	元気な高齢者の新たな社会参加の一つとして介護保険の家事支援サービスを提供するおうめ生活サポーターを養成します。	高齢者支援課	おうめ生活サポーター数	275名	288名	320名	350名	380名
介護予防リーダーの養成	ボランティアとして地域の高齢者の体操教室等、住民主体の集いの場の立ち上げを担う介護予防リーダーの養成を行います。	高齢者支援課	活動中の介護予防リーダーの数	56人	65人	75人	85人	95人
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる認知症サポーターを養成します。	高齢者支援課	認知症サポーター数	6,445人	7,000人	7,500人	8,000人	8,500人
市民講座の実施、シンポジウムの開催	地域福祉の担い手の発掘や人材育成を目的とした市民講座やシンポジウムを実施し、地域のニーズに応えられる人材の育成に取り組みます。	地域福祉課	地域における市民講座の開催回数	-	-	5回	10回	15回
高齢者のボランティア活動の支援	青梅ボランティア・市民活動センターにおいて、各種団体と連携・協力し、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる基盤整備を進めます。	高齢者支援課	第2層協議体の設置数	10	11	11	11	11
			協議体の活動の継続	10の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続	11の協議体が活動を継続

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
避難行動要支援者支援制度の推進	災害対策基本法および避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例にもとづき、制度に同意された方の名簿を作成し、地域住民の理解のもと、地域で災害時の支援ができる「地域の安全は地域で守る」体制づくりを行います。	防災課 高齢者支援課	防災課報告障害種別数	4種類	4種類	4種類	4種類	4種類
		障がい者福祉課	避難行動要支援者名簿の年1回の更新	実施	実施	実施	実施	実施
	関係部局や関係団体等と連携し、避難行動要支援者への支援対策を検討するほか、個別避難計画の作成を推進します。また、自主防災組織等の安否確認訓練や避難支援訓練を通じ、支援実施体制の確立に努めます。	防災課 高齢者支援課	災害時個別支援計画作成対象者数	7名	6名	6名	7名	7名
		障がい者福祉課	同意確認済み対象者の個別避難計画の作成	8支会地区対象者の一部作成	4~8支会地区対象者を作成	1,2,10支会地区対象者を作成	全対象者作成	全対象者作成
災害時協定締結による安心なまちづくり	障害福祉施設等と災害時協定を締結し、災害時における障がいのある人の安心なまちづくりを推進します。	障がい者福祉課	災害協定の締結	4事業所	4事業所	4事業所	4事業所	4事業所

3. 包括的な支援体制の整備・強化

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
民生委員・児童委員の適正配置	民生委員・児童委員は、市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。地域福祉の向上に向けて、民生委員・児童委員の適正配置に引き続き努めます。	地域福祉課	定数151人(民生委員139人、主任児童委員12人)に対する委嘱数	民生委員 132人 主任児童委員 12人	民生委員 125人 主任児童委員 10人	民生委員 139人 主任児童委員 12人	民生委員 139人 主任児童委員 12人	民生委員 139人 主任児童委員 12人
身近な福祉総合相談窓口の設置	11か所の各市民センターに福祉総合相談窓口を設置し、地域福祉コーディネーターを配置します。複雑化・複合化した相談に対応するとともにアウトリーチ等を行っていく一方、地域住民等と一緒に地域づくりを行います。	地域福祉課 市民活動推進課	福祉総合相談窓口の設置数	-	-	11か所	11か所	11か所
包括的な相談・支援体制の構築	地域福祉コーディネーターが、民生委員・児童委員、自治会、福祉活動専門員等と連携し、新たな社会資源の発見や地域課題の把握を行うネットワークの整備や包括的な支援体制の構築に向けて、青梅市社会福祉協議会と協議を進めます。	地域福祉課 高齢者支援課 市民活動推進課	地域における支援会議の実施回数	0	2回	3回	6回	9回

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
包括的相談支援事業【新規】	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け入れ、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども家庭センター	複雑化・複合化した事案を協議する支援会議の実施回数	-	-	6回	9回	12回
相談体制の充実	障がいのある人、家族、地域の住民からの相談に対し、公的機関、専門機関や地域の民生委員・児童委員と連携し、相談支援体制の強化・充実を図ります。	障がい者福祉課	相談支援数	2,947人	2,990人	3,050人	3,100人	3,150人
相談体制の充実	子育てに関する情報提供の一層の充実を図るとともに、総合的な相談窓口の充実に努めます。	子育て応援課 こども家庭センター	相談窓口の設置(子育てひろば)	18	18	18	次期計画にて検討	次期計画にて検討
相談体制の充実	健康づくりのための情報提供を充実させるとともに、生活習慣病の予防や改善に向けた相談体制の強化に努めます。	健康課	健康相談の実施回数	11回(積雪で1回中止)	12回	12回	12回	12回
妊娠期からの相談体制	思いがけない妊娠等出産・育児に悩む母親に対し、児童虐待の予防につなげることも留意し、妊娠期からの相談体制の充実に努めます。	こども家庭センター	妊婦全数面談	100%	100%	100%	100%	100%
職員研修の実施	様々な福祉ニーズの相談に対応できる職員(地域福祉コーディネーターを含む。)を育成する研修を実施します。	地域福祉課	福祉に関わる職員育成研修会の開催回数	-	-	3回	3回	3回
障がい者の地域生活支援拠点の整備	障がいのある人の重症化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障がい児者やその家族が安心して生活するための、地域生活支援拠点等の整備を検討します。また、総合相談、専門相談・権利擁護・地域移行等、相談支援の中核的役割を担う機関として、基幹相談支援センターを整備します。	障がい者福祉課	地域生活支援拠点の設置	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築と推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築に取り組みます。	高齢者支援課	多職種ネットワーク連絡会開催	中止(コロナ対策)	年1回	年1回	年1回	年1回
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業を一体的に実施します。	高齢者支援課 保険年金課 健康課	・ハイリスクアプローチの人数 ・ポピュレーションアプローチの人数	-	-	新規特定疾病: 30 ポピュレーション: 50	新規特定疾病: 25 ポピュレーション: 100	新規特定疾病: 25 ポピュレーション: 100

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
児童発達支援センターの整備	障がい児に対する地域支援体制を構築するため、支援の中核となる児童発達支援センターを整備します。	障がい者福祉課	児童発達支援センターの設置	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
多機関協働事業	受け入れた相談のうち、解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うことにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応します。 相談者本人の同意が得られた場合は、重層的支援会議を開催します。案件ごとに構成員を決定し、支援プランの適正の協議やプラン終結時の評価等を検討します。 本人同意が得られない場合は、会議の構成員に対する守秘義務を設ける支援会議を開催し、関係者間で情報共有を図り、支援体制の検討を行います。	地域福祉課	複雑化・複合化した事案を協議する支援会議・重層的支援会議の実施回数	-	-	6回	9回	12回
認知症初期集中支援推進事業	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついていない認知症または認知症の恐れのある40歳以上の市民を、適切なサービスの安定的利用につなげる支援を行います。	高齢者支援課	認知症初期集中支援チームの支援数	1事例	1事例	3事例	3事例	3事例
罪を犯した人の社会復帰への取組	犯罪をした者および非行のある少年の改善更生を図るため、保護司またはその関係団体との連携を密にし、社会復帰への取組に努めます。また、保護司と連携し、「社会を明るくする運動」の推進を図ります。	地域福祉課	社会を明るくする運動推進委員会実施回数	1回	1回	1回	1回	1回
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援、住居確保給付金の支給、家計改善支援などの生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	地域福祉課	生活困窮者の自立を促進するための支援プラン作成回数	52回	60回	70回	80回	90回
住宅確保等、住まいに関する相談・支援	定期的に住宅相談会を開催し、市民の安全で安心できる快適な住まいづくりのために、適切な助言を行います。また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行う制度を検討します。	住宅課	定例住宅相談会および住宅なんでも相談会の相談件数	41件	45件	45件	45件	45件
			東京都居住支援協議会等にオブザーバーとして参加	5回	6回	6回	6回	6回
自殺対策の推進	自殺対策は「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組により、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられるようにすることが重要です。自殺には多様かつ複合的な原因・背景があることから、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関係施策・関係団体との連携強化を図ります。	健康課	「青梅市自殺総合対策計画取組状況調査」、「青梅市健康増進計画庁内連絡会議」の実施回数	各2回	各2回	各2回	各2回	各2回

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	地域社会からの孤立が長期にわたる地域住民に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供および助言等の提供を包括的かつ継続的にを行います。	地域福祉課	アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施回数	3回	4回	5回	10回	15回
保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が保健福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	介護保険課 高齢者支援課 健康課	「青梅市成人保険事業のご案内」発行回数	1回	1回	1回	1回	1回
障がい福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が障害福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	障がい者福祉課	広報掲載回数	3回	3回	3回	3回	3回
出産・子育て情報の提供	スマートフォンを活用した子育て支援情報を提供する子育てアプリ「ゆめうめちゃんの子育て・予防接種ナビ」の運用等により、子育てに関する情報提供を充実します。	子育て応援課 健康課 こども育成課	登録児童数	3,128	3,576	4,038	4,500	4,962
障害基準該当サービス事業者登録制度の普及等	障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供可能とする、障害基準該当サービス事業者登録制度について、制度の普及、事業者登録に努めます。	障がい者福祉課	障害基準該当サービス登録事業者数	0	0	1者	1者	2者
福祉サービス第三者評価の普及促進	地域密着型サービスについては福祉サービス第三者評価の受審を指導し、サービス向上を図るとともに、地域密着型サービス以外についても受審を指導し、サービスの向上を図ります。	介護保険課 障がい者福祉課 こども育成課	受審した事業所数	5事業所	3事業所	7事業所	7事業所	7事業所
			日中活動系サービス推進事業における第三者評価受審経費の補助件数	5件	1件	6件	6件	6件
サービス提供の充実	子育て支援サービス、保育サービスの充実を図ります。	子育て応援課 こども育成課	多様な保育サービスを提供する施設の数 ①障害児保育 ②病児保育 病児対応型 ③病後児対応型 ④体調不良児対応型 ⑤一時預かり	①27/32園 ②1園 ③1園 ④10/32園 ⑤9/32園	①26/31園 ②1園 ③1園 ④14/31園 ⑤10/31園	①26/31園 ②1園 ③1園 ④15/31園 ⑤10/31園	①26/31園 ②1園 ③1園 ④15/31園 ⑤11/31園	①26/31園 ②1園 ③1園 ④16/31園 ⑤11/31園
ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の自立のためハローワークと連携した、自立支援プログラム事業を継続実施するとともに、資格の取得や教育訓練実施に対する支援を行います。また一般社団法人日本シングルマザー支援協会と連携し、「ひとり親サポート講座」や「訪問相談支援事業」を実施します。	子育て応援課	①自立支援プログラム ②教育訓練給付金 ③高等職業給付金 ④ひとり親サポート講座 ⑤訪問相談事業	①6件 ②5件 ③21件 ④14名	①2件 ②3件 ③23件 ④15名 ⑤10名	①5件 ②3件 ③23件 ④15名 ⑤15名	①5件 ②3件 ③23件 ④20名 ⑤20名	①5件 ②3件 ③23件 ④20名 ⑤20名

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
権利擁護の推進	誰もが人権を尊重し合い、尊厳をもって安心して暮らせるよう、青梅市社会福祉協議会と連携し、権利擁護事業の推進を図ります。また、身寄りが無い、経済的負担ができない市民に対しては、市が審判申立てや後見人報酬の費用助成を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	報酬助成件数	2件	3件	3件	4件	5件
			成年後見支援事業	2件	3件	5件	5件	5件
成年後見制度の利用促進	青梅市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 生活福祉課	周知チラシ等の配付部数	2,500部	2,500部	2,500部	2,500部	2,500部
			成年後見制度利用促進講演会回数	1回	1回	1回	1回	1回
			成年後見支援事業	2件	3件	5件	5件	5件
成年後見制度の利用促進	制度の周知・啓発、相談事業の実施、利用促進などについて、既存の成年後見制度推進機関の活用を継続するとともに、地域ネットワークが担うべき機能の整備・充実に向け、社会福祉協議会と協議を進めながら、検討します。 法人後見については、経済的な理由から適切な成年後見人等を得られない市民の後見人等を社会福祉協議会が受任し、支援を行うほか、今後法人後見が増加することを見込み、社会福祉協議会以外に受任できる法人の募集を検討します。 市民後見については、市民後見人の育成支援に取り組めます。	地域福祉課	成年後見関連相談件数	369件	400件	420件	450件	470件
			法人後見受任件数	14件	20件	25件	30件	35件
			受任調整件数	21件	25件	30件	30件	35件
高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備	「青梅市高齢者虐待ネットワーク連絡会」をはじめ、関係機関との連携により、虐待の予防と早期発見に取り組めます。また、関係機関へ虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	介護保険課 高齢者支援課	青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
障がい者虐待の防止や対応に向けた体制整備	障がい者などの虐待や配偶者暴力の防止、早期発見・早期対応のための体制の整備強化に努めます。	障がい者福祉課	虐待防止センターの設置	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
被害に遭ったことへの支援	児童虐待などの被害に遭ったことに対し、カウンセリングなどの支援を行います。また保護者に対しては、家庭環境の改善に向けた指導・支援を行うとともに、学校や児童相談所、医療機関などの関係機関と、再発防止に向けた連携を充実させます。	指導室 障がい者福祉課	虐待防止センターの設置	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

1. 「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えていきいきと過ごせる暮らしづくり

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込5	R6年度末	R7年度末	R8年度末
健康増進ポイントアプリ活用事業【新規】	健康増進ポイントアプリの利用を促進し、アプリを活用した継続的な運動習慣の確立に努めます。	健康課	65歳以上の利用者数 (65歳以上は約4万人)	-	100人	300人	500人	700人
健康教育	生活習慣病の予防や健康に関して正しい知識の普及を図り健康の保持増進を図るよう支援します。	健康課 高齢者支援課	参加率(65歳以上)	16人/回	23人/回	10人/回	10人/回	10人/回
データヘルス計画にもとづいた保健事業	特定健康診査の結果やレセプトデータの分析にもとづき、生活習慣病の重症化の予防や、異常値を放置している者への受診勧奨などを行います。(糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病治療中断者受診勧奨事業、各種講演会等)	保険年金課 健康課	糖尿病性腎症重症化予防事業対象者数・全体の中で占める割合	94.7人・ 3.4%	94.7人・ 3.7%	900人・ 3.8%	870人・ 4.1%	850人・ 4.4%
特定健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、40歳から74歳までの市国保加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を行います。	健康課 保険年金課	受診率	48.80%	45.00%	50.00%	52.00%	53.00%
特定保健指導	特定健康診査の分析結果により、メタボリックシンドローム等の該当者や予備群を対象に、特定保健指導を行い、対象者が健診結果を理解し、生活習慣の改善および健康の自己管理ができるよう支援します。	健康課 保険年金課	利用率	21.40%	19.00%	22.00%	23.00%	25.00%
成人歯科検診	「健康増進法」にもとづき、65歳・70歳の市民を対象に歯科検診を行い、生涯にわたる歯と口腔の健康保持・増進を図ります。	健康課	受診率	2.10%	2.30%	2.50%	2.80%	3.00%
後期高齢者医療健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に健康診査を行い、高齢者の生活習慣病の早期発見および健康の維持と増進を図ります。	健康課 保険年金課	受診率	56.00%	56.00%	57.00%	58.00%	60.00%
後期高齢者歯科健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に歯科健康診査を行い口腔機能の低下や、誤嚥性肺炎等の後期高齢者に多くみられる疾病の予防を図ります。	健康課 保険年金課	受診率	2.30%	2.40%	2.50%	2.60%	2.70%

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込5	R6年度末	R7年度末	R8年度末
がん等の検診事業	胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんの早期発見を目的に、各種がん検診を行います。また、骨密度検診を実施し、骨粗しょう症予防の啓発に努めます。	健康課	受診率 ①胃がん ②肺がん ③大腸がん ④乳がん ⑤子宮頸がん ⑥骨密度	①6.5% ②4.5% ③29.1% ④16.5% ⑤12.5% ⑥3.0%	①6.6% ②4.6% ③29.3% ④16.7% ⑤12.6% ⑥3.1%	①6.8% ②4.8% ③29.5% ④16.9% ⑤12.8% ⑥3.2%	①7.0% ②5.0% ③29.7% ④17.1% ⑤13.0% ⑥3.3%	①7.2% ②5.2% ③29.9% ④17.3% ⑤13.2% ⑥3.4%
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	KDB(国保データベース)システムを活用し、地域の高齢者の健康課題の把握や、庁内外関係者間および医療関係団体等の連携を深め、事業の企画・調整・分析等を行い事業の基本的な方針を作成します。 この方針にもとづき、高齢者への個別的支援(ハイリスクアプローチ)および通いの場での積極的関与(ポピュレーションアプローチ)による支援を行います。	高齢者支援課 保険年金課 健康課	・ハイリスクアプローチの人数 ・ポピュレーションアプローチの人数	-	-	新規特定疾病: 30 ポピュレーション: 50人	新規特定疾病: 25 ポピュレーション: 70人	新規特定疾病: 25 ポピュレーション: 100人
のびのび体操教室	65歳以上の方を対象に軽度なリズム体操、筋力トレーニングを行います。	スポーツ推進課	参加者数(延べ参加人数)	2,197人	2,300人	2,400人	2,500人	2,600人
いきいき健康体操教室	幅広い年齢層を対象とした健康体操教室を市内11か所の市民センターで実施し、健康の維持と増進に努めます。	スポーツ推進課 高齢者支援課 健康課	参加率(65歳以上)	7人/回	14人回	12人/回	12人/回	12人/回
梅っこ体操	本市オリジナルの介護予防体操である梅っこ体操の普及のための取組を行います。	高齢者支援課 スポーツ推進課	介護予防教室の開催数 参加人数 CD・DVDの貸し出し数	12回 241人 5枚	15回 300人 10枚	15回 400人 15枚	15回 400人 20枚	15回 400人 25枚
温泉保養施設利用助成事業	市が指定した温泉保養施設を利用する高齢者に利用料の一部を助成し、健康な生活を支援します。	高齢者支援課	温泉助成券発行人数 ①宿泊 ②日帰り	①664人 ②3,191人	①730人 ②3,300人	①800人 ②3,500人	①900人 ②4,000人	①1,000人 ②4,500人
高齢者クラブへの支援	高齢者の仲間づくり、生きがいづくりのために、継続して高齢者クラブへの支援を行います。	高齢者支援課	①クラブ数 ②会員数	①49 ②4,422人	①49 ②4,226人	①50 ②4,500人	①50 ②4,500人	①50 ②4,500人
シルバーマイスター事業	優れた技能・知識・経験を有する高齢者をシルバーマイスターとして認定・登録し、市民の学習活動等における講師や指導者として推薦しています。 活動を通じて、高齢者の積極的な社会参加と能力活用の促進を図ります。	高齢者支援課	シルバーマイスター登録者人数	19人	18人	19人	20人	21人
地域サロンの開設	地域における高齢者の集いの場・交流の場として、自治会館で地域サロンを開設し、定期的に交流のためのイベントを行います。	高齢者支援課	参加者数	510人	950人	1,000人	1,050人	1,100人

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込5	R6年度末	R7年度末	R8年度末
高齢者の生涯学習や生きがいづくり	生涯学習として、高齢者が参加しやすく、学習の機会を自由に選択し、様々な知識や技術を習得することができるような環境の充実に努めます。また、自分の持ち味を出発点に、仲間、まち、他地域へとかかわりの輪を広げ、多くの交流の中から、地縁活動と地域交流について学ぶ講座を開催します。	社会教育課	事業参加回数	0回	0回	1回	1回	1回
シルバー人材センターの運営支援	高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。	高齢者支援課	就業率	73%	75%	75%	75%	75%
高齢者移動支援補助事業【新規】	外出の機会が減っている高齢者の移動に関し、介護予防に資する活動を行う場所へ送迎を行う事業を実施する団体に対し補助金を交付し、高齢者の地域における移動および地域活動への参加を促進し、介護予防の推進を図ります。	高齢者支援課	事業実施事業者数	-	2事業者	5事業者	5事業者	5事業者
敬老会の開催	開催方法や内容等について検討を行いつつ、高齢者に敬意を表し、その長寿を祝う敬老会を開催します。	高齢者支援課	参加者数	2,208人	2,120人	2,200人	2,200人	2,200人
地域の支え合いについて検討する機会の確保	生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等が地域や関係機関と連携し、通いの場や見守り活動など高齢者の社会参加につながる取組を行います。	高齢者支援課	第2層協議体の設置数	10	11	11	11	11
			協議体開催数	107回	100回	100回	100回	100回
			協議体の活動の継続状況	10地域で活動継続	11地域で活動継続	11地域で活動継続	11地域で活動継続	11地域で活動継続
元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手(おうめ生活サポーター)養成研修	高齢者の暮らしを支える新たな担い手として、また、元気な高齢者の新たな社会参加の場の1つとして、高齢者への家事支援サービスの担い手を養成するための研修を行います。	高齢者支援課	おうめ生活サポーター数	275名	288名	320名	350名	380名
家族介護教室	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、健康づくりなどについての知識・技術を習得する家族介護教室を開催します。	高齢者支援課	実施回数	年2回	年2回	年3回	年3回	年3回
家族介護慰労金支給事業	重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図るため、一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給します。	高齢者支援課	対象者訪問・交付件数	5件	5件	5件	5件	5件
介護人材確保事業の実施【新規】	介護の仕事に関する普及啓発等を行う。	高齢者支援課 介護保険課	普及啓発を実施するイベント等の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回
介護サービス事業者および居宅介護支援事業者連絡会	市と介護サービス事業者の定期的な情報交換と連絡協議の場として、介護サービス事業者および居宅介護支援事業者と連絡会を行います。	高齢者支援課 介護保険課	連絡会実施回数	それぞれ年1回	それぞれ年1回	それぞれ年1回	それぞれ年1回	それぞれ年1回

2. 安心して暮らせる地域づくり

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため、各関係機関等との連携を図り、一層の体制整備に努めると共に、知識や理解を深めてもらうための普及啓発を行います。	高齢者支援課 介護保険課	関係機関等に対する普及啓発	ケアマネジャー対象の勉強会 年1回	関係機関等対象の研修会 年1回	関係機関等対象の研修会 年1回	関係機関等対象の研修会 年1回	関係機関等対象の研修会 年1回
成年後見制度申立事業	関連部署と連携し、身寄りがない認知症高齢者等の保護を図るため、市長が法定後見(後見・保佐・補助)開始の審判申立てを行います。	高齢者支援課 障がい者福祉課 地域福祉課	申立て件数	20件	20件	30件	30件	30件
			成年後見支援事業	2件	3件	5件	5件	5件
家具転倒防止器具給付事業	家具転倒防止器具を給付し、高齢者の生命・財産を地震災害から守ります。	高齢者支援課 防災課	支給件数	28	25	30	30	30
要配慮者施設の避難確保計画の作成促進	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促進します。	防災課 介護保険課	計画作成率	100%	86%	94%	100%	100%
涼み処開設事業【新規】	夏季の一定期間、暑い日や外出時の休憩場所として、市の公共施設などを開放する	健康課	開設箇所	-	15箇所	16箇所	18箇所	20箇所
消費生活に関する啓発相談および犯罪防止のための情報提供	悪質商法や特殊詐欺の被害を未然に防ぐため、高齢者に対する出前講座や市広報等の活用、消費者月間での街頭キャンペーン、イベント等における啓発事業や情報提供、消費生活相談を実施します。	市民安全課	①パネル展 回数 ②広報 回数 ③キャンペーン 回数 ④イベント 回数	①3回 ②12回 ③0回 ④1回	①3回 ②12回 ③1回 ④1回	①3回 ②12回 ③1回 ④1回	①3回 ②12回 ③1回 ④1回	①3回 ②12回 ③1回 ④1回
高齢者交通安全教室の実施	高齢者交通事故防止のため、高齢者交通安全教室などを行います。	交通政策課	参加人数	コロナ感染防止のため実施なし	2地区 50人	2地区 50人	2地区 50人	2地区 50人
認知症ケアパスの活用	認知症の人とその家族に揭示することを目的に、具体的な機関名や内容および認知症の段階に合わせた医療・介護サービスや支援の仕組み(認知症ケアパス)等が掲載されたガイドブックを作成し、適宜見直しを行うとともに、広く関係者や住民への効果的な周知を図ります。	高齢者支援課	認知症ケアパス作成部数	3,000部	3,500部	3,000部	3,000部	3,000部
認知症の相談窓口の周知	認知症の人やその家族、関係機関に対して、認知症のことをどこに相談すれば良いか、どのような支援があるかを広く周知するため、広報による定期的な情報発信やホームページの整備に取り組みます。	高齢者支援課	もの忘れ相談会の実施回数	3回/年	5回/年	8回/年	8回/年	8回/年
認知症簡易チェックシステムによる啓発	認知症の早期発見や啓発のため、スマートフォンなどで気軽に認知症の簡易チェックができるシステムを推進します。	高齢者支援課	チェックシステム年間アクセス数	本人用 1919 家族用 2070	本人用 1250 家族用 1208	本人用 1500 家族用 1500	本人用 1500 家族用 1500	本人用 1500 家族用 1500
介護予防・認知症講演会	介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。	高齢者支援課	参加者数	54人	60人	100人	100人	100人

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
認知症支援コーディネーター事業の推進	認知症の早期発見・対応に向けて専門職と連携し支援を行うため認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めます。	高齢者支援課	認知症コーディネーターの活動状況 ①相談件数 ②訪問件数	①延べ 177 件 ②延べ 41 件	①延べ 300 件 ②延べ 100 件	①延べ 1000 件 ②延べ 300 件	①延べ 1000 件 ②延べ 300 件	①延べ 1000 件 ②延べ 300 件
認知症地域支援推進員の配置	地域における認知症の理解を推進するため、介護や認知症に関する専門知識をもつ認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置します。認知症の人や家族等への相談支援、医療、介護の連携支援や研修会の開催、認知症カフェの推進等の取組等を行い、地域で高齢者を見守る体制づくりに取り組みます。	高齢者支援課	認知症地域支援推進員の配置数	4人	3人	4人	4人	4人
介護予防教室	介護予防の普及に資する運動教室等の介護予防教室を開催します。	高齢者支援課	教室の開催数 ①健康長寿のび〜る教室 ②脳イキイキ教室	①全 10 回×年 2 回 ②全 6 回×年 3 回	①全 10 回×年 2 回 ②全 6 回×年 3 回	①全 6 回×年 3 回 ②全 6 回×年 3 回	①全 6 回×年 3 回 ②全 6 回×年 3 回	①全 6 回×年 3 回 ②全 6 回×年 3 回
本人発信支援、社会参加に向けた基盤づくりへの取組	認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェや家族の会等に関係者・家族のみならず認知症の本人が参加できるような機会の提供を行い、本人発信ができるような環境・機会等をつくることを目指します。	高齢者支援課	認知症カフェの数	2 か所	6 か所	7 か所	8 か所	9 か所
			チームオレンジの設置数	0 か所	0 か所	1 か所	2 か所	3 か所
認知症サポーターの活動の場づくり	認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターが、修了後にボランティア活動できるような場を提供し、認知症本人・家族への支援等、チームオレンジとしての活動ができることを目指します。	高齢者支援課	チームオレンジの設置数	0 か所	0 か所	1 か所	2 か所	3 か所
認知症カフェの普及	認知症地域支援推進員を中心に、生活支援コーディネーターや認知症疾患医療センター等と連携して認知症カフェを普及し、認知症本人や家族が集う活動を推進します。	高齢者支援課	認知症カフェの数	2 か所	6 か所	7 か所	8 か所	9 か所
認知症高齢者家族支援サービス事業	認知症などで行方不明になる可能性のある高齢者を見守り、早期発見・保護できるよう、ICTを活用した検索支援アプリの活用や、位置探索GPS機器を貸与し、現在位置の情報を介護者等に提供します。	高齢者支援課	見守りシール利用者数	11 名	40 名	60 名	80 名	100 名
認知症BPSDケアプログラム推進事業	介護サービス事業者等を対象に、認知症BPSDケアプログラム推進事業等を実施し、認知症ケアの質の向上のための取組を支援します。	高齢者支援課	アドミニストレーター数	61 名	66 名	70 名	75 名	80 名
認知症疾患医療センター等との連携	受診困難等認知症の疑いがある高齢者を訪問するなど、認知症の人とその家族を支援するため、都が指定する認知症疾患医療センター、民生・児童委員、かかりつけ医等との連携を深めます。	高齢者支援課	認知症疾患医療センターとの連絡会の回数	0	0	1	2	2

3. 持続可能な福祉の仕組みづくり

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
居住環境の整備【新規】	高齢の入居者でも住みやすい環境を確保するため、高齢者用住戸の拡充や共用部への手すり等の設置等の環境改善を図ります。	住宅課	市営住宅内の高齢者向け住戸の数	4住宅18戸	4住宅18戸	4住宅18戸	4住宅19戸	4住宅20戸
フレイル予防に関する普及・啓発	健康な状態と要介護状態の中間の状態である「フレイル」を予防するため、運動・栄養・社会参加の3つのポイントから、フレイル予防についての情報提供の機会をつくります。	高齢者支援課 健康課	①健康相談による対応人数 ②介護予防教室の開催回数	①2人/回 ②24回	①5人/回 ②30回	①5人/回 ②30回	①5人/回 ②30回	①5人/回 ②30回
地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者クラブを含め広く市民への介護予防促進のため、リハビリテーション専門職の専門的知見の活用を図ります。	高齢者支援課	実施回数	年24回	年15回	年15回	年15回	年15回
介護予防事業対象者把握事業	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民に対し、生活機能に関する状態等、介護予防事業対象者の把握に努めます。 また、地域包括支援センター職員が訪問し、介護予防事業の説明・案内を行います。	高齢者支援課	把握人数	1,465/ 1,611人	1,980(見込) /2,195人	対象者の約9割を把握する	対象者の約9割を把握する	対象者の約9割を把握する
介護予防リーダー養成事業	介護予防の重要性を理解し、地域で健康づくりのための活動を担っていく介護予防リーダーを養成します。	高齢者支援課	①講座の参加者数 ②活動しているリーダー数 ③通いの場の数	①延べ493人 ②52人 ③23か所	①延べ500人 ②60人 ③27か所	①延べ500人 ②70人 ③30か所	①延べ500人 ②80人 ③33か所	①延べ500人 ②90人 ③36か所
地域介護予防活動支援事業	介護予防リーダーなどのボランティアの協力や「青梅市地域介護予防活動支援事業補助金」の制度活用等により、高齢者等が地域で行う自主的な介護予防活動を支援していきます。	高齢者支援課	交付団体登録数	13団体	15団体	18団体	21団体	24団体
地域ケア会議の推進	「自立支援」に重点をおき、日常生活圏域ごとに「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」を多職種で連携して開催し、地域の課題把握へとつなげます。	高齢者支援課	地域ケア会議の開催回数	6回 18事例	6回 18事例	6回 18事例	18回18事例	18回18事例
在宅医療・介護連携に関する情報収集、課題把握等および関係者への情報周知	多職種ネットワーク連絡会等において、在宅医療・介護連携における課題の抽出を行い、「在宅医療の4つの場面」(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)ごとに、「目指す姿」の設定を行います。また、関係者への情報共有周知を行います。	高齢者支援課	多職種ネットワーク連絡会開催	中止(コロナ対策)	年1回	年1回	年1回	年1回
在宅医療・介護連携に関する相談支援	医療・介護関係者の円滑な連携を支援する相談窓口体制を目指します。	高齢者支援課	医療・介護連携に関する相談支援窓口相談件数	1か所 延41件	1か所 延45件	3か所 延150件	3か所 延150件	3か所 延150件
在宅医療・介護連携に関する地域住民への普及啓発	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにするとともに、地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図ります。	高齢者支援課	住民向け講演会の実施	住民向け講演会 年1回	住民向け講演会 年1回	住民向け講演会 年1回	住民向け講演会 年1回	住民向け講演会 年1回

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
在宅医療・介護連携に関する関係者間の情報共有に関する支援および研修の実施	医療と介護について、関係者が互いの業務の現状を知り、意見交換のできる関係を構築するなど、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を近隣自治体と連携して実施します。 また、地域の医療・介護関係者間での情報共有ツールの導入や活用について支援します。	高齢者支援課	医療・介護関係者向け研修会の開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
地域包括支援センターによる総合相談支援	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助(助言・指導)を行います。 地域の民生・児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	高齢者支援課	相談窓口体制の強化	地域包括支援センター窓口3か所	地域包括支援センター窓口3か所(体制見直し)	地域包括支援センター窓口5か所設置(包括3か所+支所2か所)	地域包括支援センター窓口5か所(包括3か所+支所2か所)の円滑な運営	地域包括支援センター窓口5か所(包括3か所+支所2か所)の運営体制の強化
介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員が介護施設等を訪問し、利用者の相談に対応します。	高齢者支援課	介護サービス相談員訪問延べ回数(施設数等)	66回	100回	100回	100回	100回
包括的・継続的ケアマネジメント支援	ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行います。	高齢者支援課	地域のケアマネジメントの質の向上 ①主任介護支援専門員連絡会 ②ケアマネジャー対象の勉強会、研修会等 ③各圏域ごとの勉強会等	①年1回 ②勉強会年4回	①年1回 ②勉強会年4回	①年1回 ②研修会年1回 ③各圏域年2回	①年1回 ②研修会年1回 ③各圏域年2回	①年1回 ②研修会年1回 ③各圏域年2回

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
給付適正化事業	<p>【要介護認定の適正化】 要介護認定のプロセスにおいてオンライン化を推進しつつ、全国一律の基準にもとづく認定が行えるよう、要介護認定の適正化を図ります。</p> <p>【ケアプラン等の点検】 ○ケアプラン点検 介護支援専門員が作成したケアプラン等を確認し、自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有します。 ○住宅改修・福祉用具点検 適切な制度利用となるよう、事業者に対する普及啓発や、利用状況の現地調査を含む点検等を推進します。</p> <p>【医療情報との突合・縦覧点検】 ○医療情報との突合 介護と医療の給付情報を突合し、重複請求の排除等を行います。 ○縦覧点検 介護の給付実績を確認し、サービスの整合性等の点検を行います。</p> <p>【介護給付費通知】 従来実施してきた介護給付費通知については、期待する効果が得られているか把握することが困難であることから、第9期計画期間中において、事業実施の方向性について見直しを検討します。</p>	介護保険課	<p>【要介護認定の適正化】 ①認定調査員に対する研修の開催 ②介護認定審査会合議体長会議の開催 ③認定審査会オンライン開催の比率(%) (※令和6年度から)</p>	①1回 ②1回	①1回 ②1回	①1回 ②1回 ③25%	①1回 ②1回 ③35%	①1回 ②1回 ③50%
			<p>【ケアプラン等の点検】 ①ケアプラン点検件数 ②書類点検：435件 ③福祉用具購入件数 ④福祉用具貸与調査件数</p>	①1件 ②書類点検：435件 訪問調査：1件 ③9件 ④12件	①1件 ②書類点検：404件 訪問調査：7件 ③12件 ④12件	①6件 ②書類点検：435件 訪問調査：7件 ③13件 ④20件	①7件 ②書類点検：425件 訪問調査：8件 ③13件 ④28件	①8件 ②書類点検：415件 訪問調査：8件 ③14件 ④36件
			<p>【医療情報との突合・縦覧点検】 ①縦覧点検：点検効果が高いと期待される4帳票(居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表：年間120件程度、重複請求縦覧チェック一覧表：年間50件程度、算定期間回数制限縦覧チェック一覧表：年間500件程度、単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表：年間550件程度)のうち、対象件数全件を点検できた帳票数。 ②医療情報との突合：点検対象全件に対し、実際の点検件数の割合。(国保連合会処理分および保険者確認分の総計)</p>	①2 ②71%	①2 ②75%	①2 ②78%	①2 ②81%	①3 ②85%
			<p>【介護給付費通知】 各年度、介護給付費通知を1回発送(第9期計画期間中に廃止の場合は除く)</p>	1回	1回	1回	1回	1回
地域密着型サービス事業所の整備【新規】	市内において今後不足が見込まれる地域密着型サービスについて、事業所の整備を行います。	介護保険課	整備事業所数	-	2事業所	-	1事業所	1事業所

3 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

1. 障がいに対する理解促進・差別解消

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
障がいに関する知識の普及啓発	市の広報紙、ホームページなど多様な媒体や機会等を活用して、障がいに関する正しい知識の普及啓発を行います。	障がい者福祉課	広報掲載回数	約3回	約3回	約3回	約3回	約3回
住宅改善の支援	段差の解消や手すりの設置など、障がいに応じたバリアフリーを進めることにより、障がいのある方が暮らしやすい住宅の整備を促進し、住宅改善を支援します。	障がい者福祉課	住宅設備改善事業の給付件数	5件	5件	5件	5件	5件
ユニバーサルマナーの推進	障がいのある方に対する誤解や偏見、差別をなくすために、障害に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を進め、ユニバーサルマナーおよび心のバリアフリーを推進していきます。	障がい者福祉課	出前講座の実施	1回	1回	2回	2回	2回

2. 生活支援・サービス・相談支援体制の充実

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
相談支援および地域活動支援センターとしての役割の充実	障がい児を含めた障がい者やその家族等からの相談に応ずる相談支援事業、障がい者への地域活動支援センター事業、創作活動、軽作業活動の機会の提供を行い、社会との交流を促進します。	障がい者福祉課	地域活動支援センター事業の実施	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
虐待防止窓口機能の強化	障がい者虐待防止に対する相談や届出、通報の窓口として、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応を図り、障がいのある人の権利侵害を防止します。	障がい者福祉課	虐待防止窓口の設置	2か所	2か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制を充実させ、誰も取り残すことのない支援体制の整備を推進します。	障がい者福祉課	基幹相談支援センターの設置	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
地域移行のためのサービスの利用促進	地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等について、引き続き丁寧な情報提供による周知、利用促進を図ります。	障がい者福祉課	地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助の支給件数	7人	7人	7人	8人	8人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行い、社会的包摂を推進します。	障がい者福祉課	精神保健福祉関係機関情報交換会の開催	2回	2回	2回	2回	2回

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
障がい者の権利擁護の啓発	権利擁護についての啓発活動を推進し、障がい者の権利行使の援助、障がい者差別や虐待防止に関して、市内事業所等への周知に取り組みます。	障がい者福祉課	商工会議所広報誌への掲載依頼	2回	2回	2回	2回	2回
訪問系サービスの充実	訪問系サービスについては、身体介護・家事援助・通院等介助などの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護など制度の適正を維持し、啓発に努め、サービスの質的、量的な充実を図ります。	障がい者福祉課	訪問系サービスの支給件数	223人	220人	220人	220人	220人
日中活動系サービスの充実	日中活動系サービスについては、親亡き後を見据え、重度障がい者が日中利用するための生活介護や、緊急時の一時保護のための短期入所など、需要増が見込まれるサービスについて、支援体制の確保を図ります。また、青梅市自立センターにおいて、引き続き障害福祉サービスの充実に努めます。	障がい者福祉課	日中活動系サービスの支給件数	934人	1000人	1020人	1050人	1050人
居住系サービスの充実	居住系サービスについては、障がいのある方の地域移行や介護者の高齢化等により潜在的な需要があると見込まれていることから、特に重度障がい者向けの共同生活援助(グループホーム)の充実を図るとともに、グループホーム入居者が日中に活動する生活介護等の施設についても充実を図り、親亡き後の支援体制の確保に努めます。	障がい者福祉課	居住系サービスの支給件数	351人	375人	380人	385人	390人
疾病の予防および障がいの重度化予防	障がいの原因となる生活習慣病をはじめとする疾病の予防、二次予防、障がいの重度化を防ぐため、必要な医療の給付や、健康診断、診療および検査を受けることを勧奨していきます。	健康課	健康相談の実施回数	11回(積雪で1回中止)	12回	12回	12回	12回
通院等のための移動手段の充実	通院等のための移動手段の充実を図るため、福祉バス事業を継続実施するとともに、その他の移動手段について検討します。	障がい者福祉課	福祉バス事業の実施	2台	2台	2台	2台	2台
障がい者世帯向け公営住宅の利用促進	身近な地域で、生きがいを持って、自立した生活を送るために基盤となる住まいの場の確保の手段として、障がい者世帯向けの公営住宅の利用を促進していきます。	住宅課	市営住宅内の障がい者向け住戸の数	1住宅4戸	1住宅4戸	1住宅4戸	2住宅5戸	2住宅6戸
地域移行支援のサービスの実施	障がいのある方が充実した地域生活を送ることができるよう、地域移行支援を行います。	障がい者福祉課	地域移行支援の支給件数	7人	7人	7人	7人	7人
グループホームの支援体制の充実	「親亡き後」の生活に不安を感じる意見が多くあげられていることから、障がいのある方の地域における居住の場として、重度障がい者にも対応できるグループホームの確保を図り、支援体制の充実を図っていきます。	障がい者福祉課	グループホームのユニット数	69ユニット	65ユニット	66ユニット	67ユニット	68ユニット
住宅設備改善事業等の利用促進	在宅の障がい者に対して、住宅設備改善事業等を活用しながら居住環境の整備に努めます。	障がい者福祉課	住宅設備改善事業の給付件数	5件	5件	5件	5件	5件

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
自立支援協議会の機能の充実	自立支援協議会のネットワークを強化、活用し、様々な障害支援機関が、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めています。	障がい者福祉課	自立支援協議会の開催	4回	4回	4回	4回	4回

3. 障害特性に応じた療育・教育

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
保育所等における障がい児の受入れ	保育所や学童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障がい児の受入れに努めます。	こども育成課 子育て応援課	・障がい児の受け入れを行っている施設の数 ・障がい児の受け入れを行っている学童クラブ数	障害児保育 27/32園 40/40クラブ	障害児保育 26/31園 40/40クラブ	障害児保育 26/31園 40/40クラブ	障害児保育 26/31園 40/40クラブ	障害児保育 26/31園 40/40クラブ
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを設置するとともに、保育所等訪問支援の充実など、障がい児一人ひとりの障害特性に合わせた支援を推進します。	障がい者福祉課	児童発達支援センターの設置	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
就学相談等の充実	就学相談をはじめとした相談の充実を図るとともに、その家族に対する支援にも努めます。	学務課 障がい者福祉課	児童発達支援センターの設置	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
切れ目のない療育ネットワークの構築	障がい者福祉課、子育て世代包括支援センター、地域福祉コーディネーター、幼稚園、保育所、児童相談所、保健所、学校、民生児童委員等の関係機関が連携し、切れ目のない療育ネットワークの構築を図ります。	障がい者福祉課 こども育成課 地域福祉課 学務課 こども家庭センター	児童発達支援センターの設置	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センターの設置による切れ目のない支援体制の整備	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活、重度化、高齢化など各ライフステージにおいて、障がいのある方それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心として基幹相談支援センターを設置し、誰も取り残すことのない支援体制の整備を推進します。	障がい者福祉課	基幹相談支援センターの設置	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
家族支援の促進	障がいのあるこどもを持つ保護者に向けた障害理解の推進やメンタルケアなどの家族支援を行います。保護者からの相談は適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修等を行います。	障がい者福祉課 子育て応援課 高齢者支援課	ピアカウンセリングの実施	1件	4件	4件	4件	4件

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
家族のレスパイト等のための支援体制の強化	在宅生活における家族や保護者のレスパイトや緊急時対応について、重度障がい者の対応可能な事業所の確保に向けて民間法人の誘致等を検討するとともに、地域生活支援拠点の整備を進めます。	障がい者福祉課	地域生活支援拠点の設置	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所

4. 就労支援・居場所づくりの推進

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
文化・芸術活動の支援	障がいのある方の文化・芸術活動への参加機会を広げるとともに、活動成果の発表の場づくりを支援します。	社会教育課 文化課 障がい者福祉課	・後援、共催事業数 ・障がい者作品展示会の開催	1回 1回	1回 1回	1回 1回	1回 1回	1回 1回
スポーツの機会の拡充	障がいのある方とない方との交流の場としてスポーツに親しむことができる機会や、オンラインを活用してスポーツを楽しむことができる場などを作り、障がいのある方の生活・活動の幅を広げていきます。	スポーツ推進課	スポーツ実施率	40.5%	44.0%	46.0%	48.0%	50.0%
民間団体等との連携による活動の機会の拡充	民間団体等とも連携し、レクリエーション活動への参加機会を拡大することによって、障がいのある方の生活・活動の幅を広げるとともに、障がい者スポーツに関するイベントの周知に取り組みます。	スポーツ推進課	スポーツ・運動に関する情報の入手先【行政の窓口】の割合	2.7%	3.0%	3.5%	4.0%	4.5%
障がい者スポーツの周知啓発	東京都障害者スポーツ大会などの周知・啓発に努めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーのひとつとして、多くの市民や企業等に、より広く障がい者スポーツに対する理解を深めるための啓発等に努めます。	スポーツ推進課	現在のスポーツ・運動への取組の満足度	18.9%	20.0%	21.0%	22.0%	23.0%
イベント等の充実による交流機会づくり	スポーツDAY 青梅等のイベントを通じてスポーツ交流等を促し、障がいのある人とない人が理解しあい、ともに暮らす地域社会の形成を図るために各種イベントの推進、ふれあい事業等の一層の充実を図ります。	スポーツ推進課 障がい者福祉課	現在のスポーツ・運動への取組の満足度	18.9%	20.0%	21.0%	22.0%	23.0%
関係機関との連携による地域交流機会の創出の支援	地域の方との連携を深め、障がいのある方が地域へ出る機会を増やすことを目的に、障がい者サポートセンターや市民センター、自治会、各種地域団体と連携し、障がい者作品展示会などの行事をはじめとする地域交流機会の充実を図り、地域における住民相互の交流機会の創出を支援します。	障がい者福祉課 市民活動推進課	障がい者サポートセンター交流祭の開催	0	1回	1回	1回	1回
就労支援センターの支援力強化	多様なニーズへの対応や就労継続の支援等を図るため、障害者就労支援センターの支援力を高めるとともに、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。	障がい者福祉課	障害者就労支援センターの人員拡充	4人	5人	5人	5人	5人
一般企業への就労の支援	障がい者が、安心して一般企業への就労を実現し、継続していけるよう支援を行います。	障がい者福祉課	障害者就労支援センターの人員拡充	4人	5人	5人	5人	5人
就労面と生活面双方の支援の提供	就労面の支援としては、職業相談、職場定着支援、ジョブコーチの派遣等を行い、生活面の支援としては、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。	障がい者福祉課	障害者就労支援センター相談件数	6,149件	6,608件	6,660件	6,710件	6,760件

事業名	取り組み内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
関係機関との連携および情報提供の充実	就労に関する情報収集および提供、関連機関・協力機関とのネットワーク形成等を行います。	障がい者福祉課	会議・連絡会の開催	1回	1回	1回	1回	1回
関係機関との連携による障がい者就労の促進	障がい者の就労機会の確保については、引き続き、公共職業安定所(ハローワーク)や企業、特別支援学校等との連携を図りながら、障がい者の就労を促進します。	障がい者福祉課	福祉施設連絡会の開催	3回	3回	3回	3回	3回
離職後の支援の推進	離職の確認の際には、就労移行支援事業や公共職業安定所(ハローワーク)等への照会を行い、離職後のフォローや再就職に向けた支援を行うよう努めます。	障がい者福祉課	障害者就労支援センター相談件数	6,149件	6,608件	6,660件	6,710件	6,760件
企業や障害福祉サービス事業者との連携による支援体制の充実	障がいのある方が働くことを通して生きがいのある生活を送ることができるように、一般企業への就労の促進を図るとともに、就労支援を行う障害福祉サービス事業所との連携を進め、就労支援体制の充実を図ります。	障がい者福祉課	一般就労件数	47件	48件	55件	60件	65件

青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針

本市では介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や、精神病床などの医療施設が、市民のニーズを超える立地があることから、福祉施設等の種類に応じて定員増を認めないもの、必要に応じて検討するものなどを基本方針として定め明らかにしています。この基本方針にもとづき、新規施設の総量規制や既存施設の転換等の制限を行っています。

なお、本基本方針は、国による制度変更や市民ニーズの変更等があった際は、専門家の意見を聞きながら、「第7次青梅市総合長期計画」によるまちづくりの基本方向に沿い、必要に応じ見直しています。

青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針

1 基本方針策定の主旨

青梅市（以下「市」という。）においては、自然に恵まれた暮らしやすい居住環境や、福祉分野への積極的な事業者の進出などを背景に、高齢者福祉施設および障害者福祉施設ならびに長期入院を伴う医療施設（以下「福祉施設等」という。）が多く配置されてきた。

一方、介護保険制度の開始や障害者自立支援法の制定以降、福祉サービスは多様化が図られてきており、近年は、地域包括ケアシステムの構築と深化、地域共生型社会に向けた取組の中で、在宅福祉の推進と充実が図られてきている。

これらのことから、市は、高齢者や障害者を含む全ての住民に対して、住み慣れた地域での人と人とのふれあいの中で、持続可能な市民福祉を希求していくとともに、福祉施設等について地域住民に充足されているか否かの観点に立ち、福祉施設等の配置のあり方に関し、市の基本方針を定めるものとする。

2 基本方針

青梅市は、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅サービスの整備を進めるものとし、市内における福祉施設等の整備については、次に掲げる箇所により対応し、また、意見を述べ、必要な要請を行うものとする。この場合において、具体的な指標を必要とするときは、地域福祉総合計画に示すものとする。

（1）定員・施設増の必要がない施設

ア 次に掲げる施設については、定員・施設増の必要がない。

（ア） 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

（イ） 介護老人保健施設（老人保健施設）

（ウ） 介護医療院

（エ） 有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受ける有料老人ホームを除く。）

（オ） 軽費老人ホーム

（カ） 養護老人ホーム

（キ） 主に療養病床および精神病床を有する医療施設

（ク） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める入所または入居を伴う施設および日中活動支援施設。ただし、重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設、主に知的障害者のための日中活動支援施設および障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものを除く。）を除く。

イ 前記アに掲げる施設で既存のものを整備する場合の基本方針は、次のとおりとする。

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を整備する場合は、次に掲げるとおりとする。

a 既存施設を整備する場合は、現行定員の範囲内（定員 100 名未満の施設整備であるときは 100 名まで）定員増ができるものとする。

b 前記 a の規定に関わらず、既存施設をユニット型施設として整備する場合（従来型と同一建物内において一体的に設置する施設を含む。）において、現行定員が 100 名以上であるときは、現行定員の数から現行定員の数に 1 ユニットの定数を超えない範囲の数を加算した数まで、現行定員が 100 名未満であるときは、現行定員の数から 100 に 1 ユニットの定数を超えない範囲の数を加算した数まで定員増ができるものとする。

(イ) 療養病床を有する医療施設については、介護医療院への施設の転換を認めるものとする。この場合においては、現行定員の範囲内で施設増ができるものとする。

(ウ) 前記(ア)または(イ)以外で既存福祉施設等を整備する場合は、現行定員の範囲内とする。

(2) 定員・施設数について検討を要する施設

次に掲げる施設については、当面、定員・施設増の必要はないが、今後の市民の入所予測にもとづき定員が不足する場合には、新規の設置および既存福祉施設等の整備により、ふさわしい定員を検討していく。

ア 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設

イ 障害者グループホーム（重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のためのものおよび主たる対象が精神障害者であるものを除く。）

ウ 主に知的障害者のための日中活動支援施設（重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のためのものを除く。）

(3) 一定程度の必要がある施設

次に掲げる施設については、サービスの多様性と地域福祉の観点から一定程度の必要があり、それぞれの計画の中でふさわしい定員について検討する。また、設置に当たり市民の入所が図られる必要がある。

ア 認知症高齢者グループホーム

イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項の登録を受ける有料老人ホーム

ウ 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための障害者グループホーム

エ 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための日中活動支援施設

3 実施期日

この基本方針は、平成 14 年 10 月 1 日から実施する。

4 経過措置

(1) この基本方針の一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

(2) この基本方針の一部改正は、平成 18 年 7 月 1 日から実施する。

(3) この基本方針の一部改正は、平成 20 年 8 月 26 日から実施し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 項第 1 号ア(セ)および(ソ)に規定する施設が、法内施設へ移行を検討できる期限は、平成 24 年 3 月 31 日までの国が定める施設の移行猶予期間を限度とする。

(4) この基本方針の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

(5) この基本方針の一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日から実施し、改正後の第 2 項第 1 号ア(エ)および同号イ(イ)の規定は、平成 23 年 10 月 20 日から適用する。ただし、改正後の第 2 項第 1 号ア(キ)に掲げる主に精神科病床を有する医療施設のうち、すでに市内に存するものを運営する者が、平成 27 年 3 月 31 日までの間において、市内にある当該医療施設について国の定める規模に準ずる病床数の削減を図るため、障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものに限る。）を市の基本的な考え方に添って整備する場合に限り、当該施設については、削減される病床数の 2 割程度の定員数を限度として、一定程度の必要がある施設とみなすことができるものとする。

(6) この基本方針の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

- (7) この基本方針の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。
- (8) この基本方針の一部改正は、平成27年4月1日から実施する。
- (9) この基本方針の一部改正は、平成30年7月1日から実施する。
- (10) この基本方針の一部改正は、令和3年4月1日から実施する。
- (11) この基本方針の一部改正は、令和6年4月1日から実施する。

関連計画の記号は、それぞれ以下の青梅市の福祉関係計画を示しています(以下同様です)。

④…地域福祉計画

⑤…高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

⑥…認知症施策推進計画

⑦…障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

⑧…健康増進計画

⑨…食育推進計画

⑩…自殺総合対策計画

⑪…子ども・子育て計画

⑫…再犯防止推進計画

⑬…成年後見制度利用促進基本計画

⑭…重層的支援体制整備事業実施計画

青梅市地域福祉総合計画（案）のパブリック・コメント実施結果

- 1 実施期間
令和5年12月15日（金）～12月28日（木） 14日間
- 2 意見募集結果
10名 15件（うち高齢・介護部門は4件）
- 3 意見要旨および市の考え方

No.	意見要旨	市の考え方
1	<p>・6年ほど前まで、65歳以上が無料で入れる福祉風呂が市内に3か所ありましたが、前市長は老朽化などの理由で廃止しましたが、新市長は高齢者福祉のために何らかの施設（浴用できる施設）が必要との表明をされています。 P72にもありますように「（1）65歳健康寿命」を伸ばす。 P107にある「高齢者がいきいき暮らすまち」作りにもありますように、福祉風呂の復活が急務と考えます。福祉風呂があれば、高齢者はそれを目的に外出が増え、利用者同士の交流ができて生活にリズムができ、はつらつと生きていくことができます。</p> <p>6年前に利用したとき、ある男性が足が悪いがここまでバス利用して、バス停から歩いてきた。家にこもりがちになるが、この風呂に入りにくることで刺激になると言っていました。</p> <p>高齢者や障害のある方は無料とし、それ以外は、東京都銭湯基準に準じる料金体系とすれば誰もが利用でき、かつ将来の観光施設としての役割も担うものと確信します。</p> <p>・現在、65歳以上に温泉保養施設の利用料の助成制度があります。年12回、1日1回の300円の補助です。都内の他の行政区では、月4回ないし5回で、200円で入れる施設があります。青梅市でも、利用回数年12回としても、200円にて利用できるようにしていただきたい。</p>	<p>入浴施設を新たに設置する予定はありませんが、現在、市内2か所および市外7か所で1回300円の温泉保養施設利用助成事業を実施しており、令和4年度は3,191人の市民の方から申請があり、延べ15,950回ご利用いただき、好評いただいております。また、助成額300円については、23区の一部において200円で入浴できる制度があることは承知しておりますが、多摩地区で見ますと、1人暮らしでお風呂が無い方や非課税世帯のみが対象の自治体などもあり、青梅市の補助条件が特に低いとは考えていないため、金額を変更する予定はありません。</p> <p>高齢者の交流や生きがいがづくりについては、「基本方針1 生きがいがづくり・介護予防等の推進」にありますように各種事業を予定しておりますので御活用をお願いします。</p>
2	<p>今の自立健康体操を続けて健康で生きたい。 認知症にかからないための学びの場所があればうれしい。</p>	<p>市では認知症予防の推進に向け、介護予防教室、認知症講演会などの事業を実施しておりますのでぜひ御活用ください。</p>

No.	意見要旨	市の考え方
3	<p>(3)青梅市地域福祉総合計画（第3編_高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画） 高齢について。 支える側、支えられる側。少なくとも支えられる側になるべくなくたくないので、予防医学の観点でアルツハイマー等、認知症予防をしっかりと受けられると尊厳が守られ、人材としても経験と知識を活かしやすくなり、QOLを高められるのではないだろうか。 高齢に必要なケアと介護コストは年中耳に入る課題で、主に家族として支える側の心理的負担は懸念される。「身体だけが健康であっても」物悲しい思いが残る。寝たきりになったとしても「ありがとう」くらいは言いたいかなとは思う。</p>	<p>市では認知症予防の推進に向け、介護予防教室、認知症講演会などの事業を実施しておりますのでぜひ御活用ください。</p>
4	<p>第1編 ①P16→「支える側」「支えられる側」暮らしづくり 生きがいがづくり介護予防推進 ア 健康づくりのための継続的な支援 イ 健康のための体力づくり とありますが、NPO団体の事業も含まれるのでしょうか？それとも市の主催の体操指導やボランティア活動のみを推進していくのでしょうか？ ②協働による計画の推進 (3) NPO・ボランティア団体・自治会・・・地域で行われている団体と連携を図り、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応行くことが求められています、とありますが具体的にはどのようなことが求められるのか？ 第3編 ③高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 アンケート調査 介護予防教室年2回の開催の参加者少数 やはりボランティアだけでは難しいのではないかと？ ④P111→65歳からは高齢者支援課の対象になるが現在の高齢者支援課ではボランティア、シルバー人材、敬老会、社会福祉系、その他の業務が多く「健康づくり」少ない。現在の65歳～75歳は非常に若い。この10年をいかに健康で充実した生活を送ることで75歳～85歳が介護必要としない人数を増やせる。すると先の10年元気な85歳～95歳につながる 現在、健康運動指導士として青梅市で「自立生活体操」を行っています。10年以上健康課の体操も指導。今回初めて各市民センターで「青梅市福祉総合計画（案）」が目にとまりました。青梅市の高齢化率や地域別世帯数、他にも興味深いことが多く勉強になりました。また、この資料をもっと多くの市民に見てもらいたいとも思います。（意見募集）期間はもう少し長いとよかったです。昨今100歳時代と言われていますが、介護の心配ではなく、これからは今「健康で元気な方」を維持して行くことが必要と考えます。65歳～の方は若くアンケート調査にもあるようにボランティアにも興味があるようなので健康づくりのイベントからボランティアにつながる取りくみがあると地域のつながりも生まれ、参加しやすいのではないのでしょうか？青梅市の健康づくりにこれかも尽力していきたいと思っています。時間があれば私たちの活動を知っていただき支援もいただけたらうれしいです。</p>	<p>①お見込みの通りNPO団体等の事業も含まれます。 ②多様な状況が想定されますが、制度のはざままで支援が困難な方などに対するの属性を問わない地域の支え合い活動の推進などが挙げられます。 ③介護予防教室は令和4年度年に62回実施しており、市及び、地域包括支援センターが主催しております。介護予防講演会は年に2回、医師などを講師として開催しております。 ④関係部署と連携し、健康づくりや健康寿命の延伸に向けて活動している団体や教室、取り組みなどの周知を図っていきます。</p>

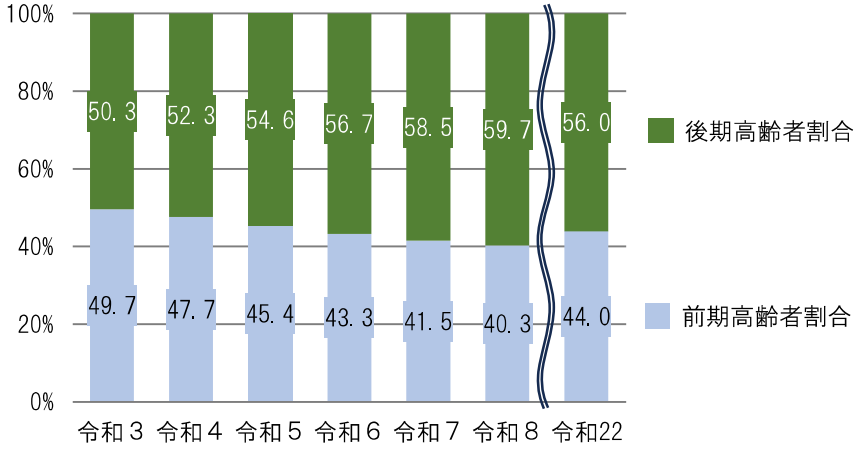
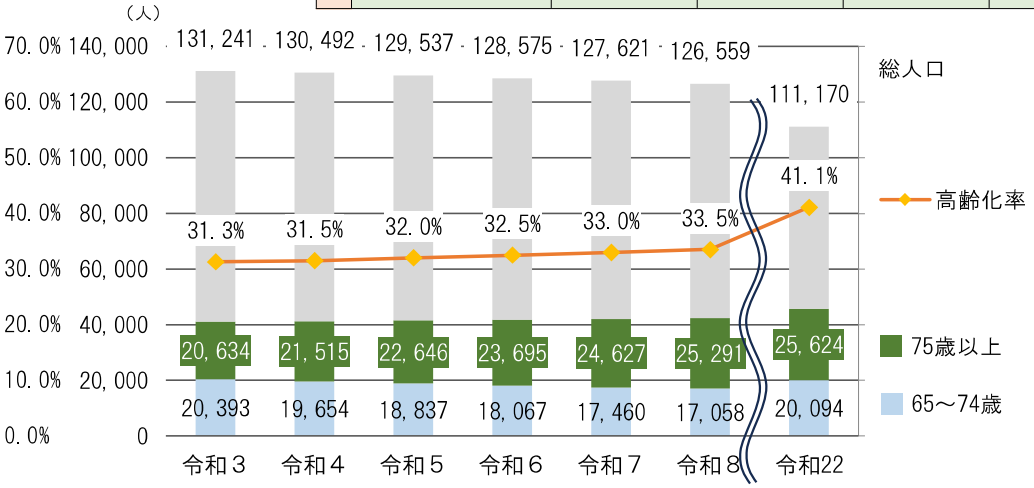
第4章 介護保険サービスの事業量見込みと介護保険料の設定

1 人口、被保険者数および認定者数の推計

(1) 人口の推計

本市の総人口は減少傾向で推移し、令和8年度には126,559人、令和22（2040）年度には111,170人となるが見込まれます。
 65歳以上人口については増加が続き、令和8年度には42,349人、令和22（2040）年度には45,718人となるが見込まれます。

年度	第8期			第9期			長期
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
総人口	131,241	130,492	129,537	128,575	127,621	126,559	111,170
65歳以上人口	41,027	41,169	41,483	41,762	42,087	42,349	45,718
(うち65～74歳)	20,393	19,654	18,837	18,067	17,460	17,058	20,094
(うち75歳以上)	20,634	21,515	22,646	23,695	24,627	25,291	25,624
高齢化率	31.3%	31.5%	32.0%	32.5%	33.0%	33.5%	41.1%
前期高齢者割合	49.7%	47.7%	45.4%	43.3%	41.5%	40.3%	44.0%
後期高齢者割合	50.3%	52.3%	54.6%	56.7%	58.5%	59.7%	56.0%

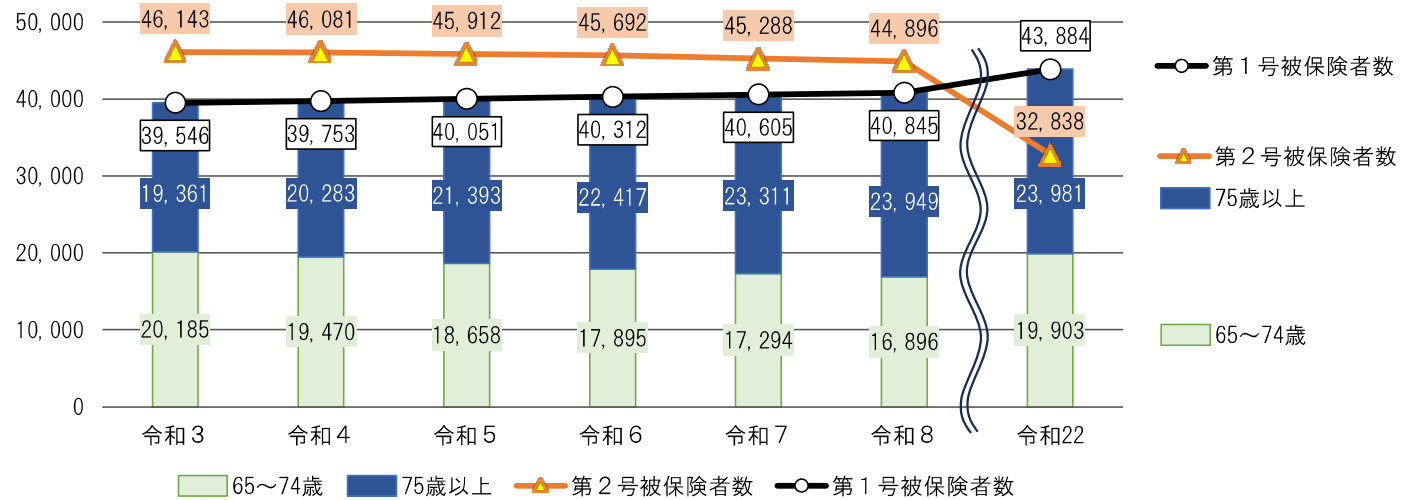


(2) 被保険者数の推計

本市の第2号被保険者数は減少傾向で推移し、令和8年度には44,940人、令和22（2040）年度には32,839人となることを見込まれます。

第1号被保険者数については増加が続き、令和8年度には42,040人、令和22（2040）年度には43,706人となることを見込まれます。

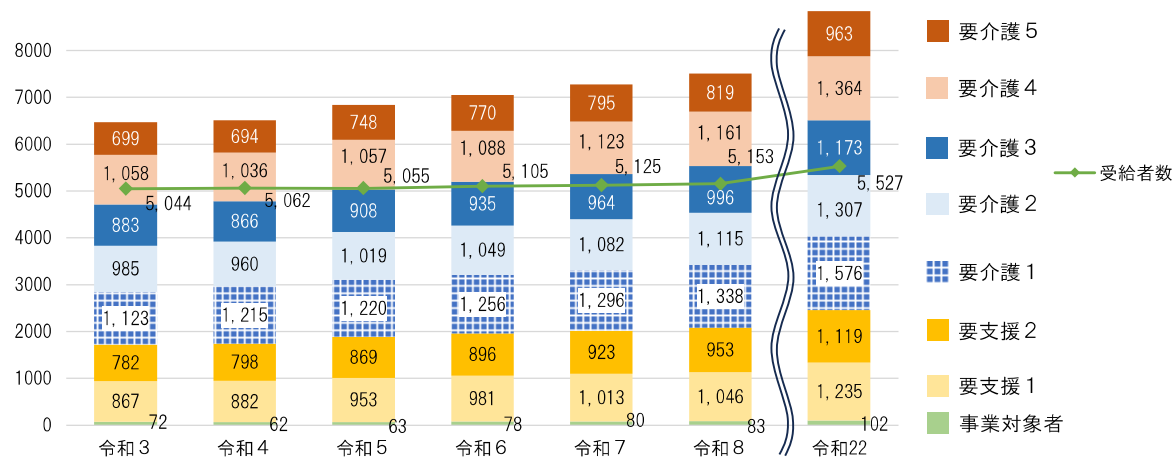
年度	第8期			第9期			長期
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
第1号被保険者数	39,546	39,753	40,051	40,312	40,605	40,845	43,884
(うち65～74歳)	20,185	19,470	18,658	17,895	17,294	16,896	19,903
(うち75歳以上)	19,361	20,283	21,393	22,417	23,311	23,949	23,981
第2号被保険者数	46,143	46,081	45,912	45,692	45,288	44,896	32,838



(3) 認定者数およびサービス受給率の推計

認定者数は増加傾向で推移し、令和8年度には7,428人、令和22（2040）年度には8,737人となる見込みです。

年度	第8期			第9期			長期
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
要支援・要介護	6,397	6,451	6,774	6,975	7,196	7,428	8,737
要支援1	867	882	953	981	1,013	1,046	1,235
要支援2	782	798	869	896	923	953	1,119
要介護1	1,123	1,215	1,220	1,256	1,296	1,338	1,576
要介護2	985	960	1,019	1,049	1,082	1,115	1,307
要介護3	883	866	908	935	964	996	1,173
要介護4	1,058	1,036	1,057	1,088	1,123	1,161	1,364
要介護5	699	694	748	770	795	819	963
認定率	16.1%	16.2%	16.8%	17.2%	17.7%	18.1%	19.9%
認定率(第1号被保険者のみ)	15.8%	15.8%	16.5%	16.9%	17.3%	17.8%	19.6%
受給者数	5,044	5,062	5,055	5,105	5,125	5,153	5,527
事業対象者	72	62	63	78	80	83	102



(4) 給付費および事業費の推計

第8期計画期間の実績ならびに、そこから推計した第9期計画期間の給付費および事業費の推計値については、以下のとおりです。

単位:千円

区分	第8期			第8期計	第9期			第9期計	伸び率 (計)	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度			
居宅サービス	2,959,355	2,998,804	3,183,446	9,141,605	3,474,532	3,601,571	3,737,186	10,813,289	118%	
地域密着型サービス	891,575	889,546	865,561	2,646,682	926,285	1,005,951	1,096,323	3,028,559	114%	
施設サービス	4,723,167	4,713,427	4,823,276	14,259,870	5,046,916	5,144,612	5,239,426	15,430,954	108%	
その他の給付費等	1,170,146	1,137,499	1,143,267	3,450,912	1,207,557	1,251,317	1,299,391	3,758,265	109%	
地域支援事業費	従来分	366,547	381,569	317,885	1,066,001	281,122	281,588	281,916	844,626	
	重層的支援体制整備事業分(※)					246,241	246,167	246,354	738,762	
	小計	366,547	381,569	317,885	1,066,001	527,363	527,755	528,270	1,583,388	
総計	10,110,790	10,120,845	10,333,435	30,565,070	11,182,656	11,531,208	11,900,597	34,614,461	113%	

※重層的支援体制整備事業…令和2年に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、地域による包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない包括的相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」という3つの支援を一体的に実施するもの。

2 介護サービス見込量および費用額の適切な推計

(1) 介護保険サービス等について

介護保険の給付には居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス等があり、それぞれの詳細は以下のとおりです。

	サービス名	サービスの内容
居宅サービス	訪問介護 (通称:ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助等を行うサービスです。
	(介護予防)訪問入浴介護	介護士と看護師が居宅を訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車で入浴介護を行うサービスです。
	(介護予防)訪問看護	看護師等が、居宅を訪問して主治医と連絡を取りながら療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。
	(介護予防)訪問リハビリテーション	主治医の計画にもとづき、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう、必要なりハビリテーションを行うサービスです。
	(介護予防)居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。
	通所介護 (通称:デイサービス)	日帰り介護施設で、食事、入浴の提供や介護、生活面での相談やアドバイス、簡単な機能訓練やレクリエーション等を行うサービスです。
	(介護予防)通所リハビリテーション (通称:デイケア)	介護老人保健施設や医療機関等で、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう必要なりハビリテーションを理学療法士や作業療法士等が行うサービスです。
	(介護予防)短期入所生活介護 (通称:ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。
(介護予防)短期入所療養介護 (通称:医療型ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期入所して、医学的管理の下での看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話を受けることができるサービスです。	

	サービス名	サービスの内容
居宅サービス	(介護予防)特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入所している人が要介護・要支援状態になったときに、日常生活上の介護や機能訓練等を受けることができるサービスです。
	(介護予防)福祉用具貸与	日常生活を助けたり、機能訓練に用いるための福祉用具、介護者の負担を軽くするための福祉用具を貸し出すサービスです。 ※令和6年度介護報酬改定により、一部品目においては「貸与」か「購入」どちらかを選択できる制度が導入される見込です。

	サービス名	サービスの内容	整備目標				整備目標の考え方
			令和5年度 (現状値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域密着型サービス	(介護予防)認知症対応型通所介護 (通称:認知症対応型デイサービス)	認知症の方に対して、日帰りで入浴、食事の提供、機能訓練等を行うサービスです。	4事業所	4事業所	4事業所	4事業所	令和5年度までの利用実績を鑑み、第9期計画期間における整備は行いません。
	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の状態や希望を組み合わせ、「泊まり」や「訪問」を行うサービスです。	2事業所	3事業所 ※令和8年度末時点			訪問介護サービスの需要が増加していることから、第9期計画期間中に1事業所の整備を行います。
	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 (通称:グループホーム)	認知症の方が家庭的な環境の中で共同生活を営みながら、入浴、食事の提供等を受けるサービスです。	10ユニット	11ユニット ※令和8年度末時点			第9期計画期間中に、現在の定員を上回る需要が発生する見込となるため、1ユニットの整備を行います。 ※ユニットとは、グループホームで共同生活する場合の生活単位で、青梅市では現在定員9名となっています。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて 24 時間、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	第8期計画期間中に1事業所の整備を行いました。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービスです。	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所	第8期計画期間中に1事業所の整備を行いました。
	地域密着型通所介護	利用定員 18 名以下の小規模型の日帰り介護施設で、食事、入浴の提供や介護、生活面での相談やアドバイス、簡単な機能訓練やレクリエーション等を行うサービスです。	14事業所	14事業所	14事業所	14事業所	令和5年度までの利用実績を鑑み、第9期計画期間における整備は行いません。

	サービス名	サービスの内容
その他サービス	市町村特別給付	国が定める居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス以外のサービスとして、市町村が地域の特性に応じて独自の給付を行うものです。本市においては、御岳山に住所を有し、在宅で生活している方が、介護サービスを利用した際、事業所に支払うケーブルカー運賃および駐車料金について給付を行っています。
施設サービス	介護老人福祉施設 (通称：特別養護老人ホーム)	日常生活に常時介護が必要で、在宅では介護が困難な人が入所するサービスです。原則として要介護3以上の方が入所可能です。
	介護老人保健施設 (通称：老人保健施設)	病状が安定している人に、医学的管理の下で看護、介護、リハビリテーションを行い、在宅への復帰を支援するサービスです。
	介護医療院	長期の療養が必要な人に、日常的な医学管理と看取りやターミナルケアなどの医療機能とあわせ、生活施設としての機能を兼ね備えた施設で、療養上の管理、看護、介護、リハビリテーション等を受けることができるサービスです。

	サービス名	サービスの内容
	(介護予防)福祉用具購入	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、指定を受けた事業所で購入したときに、負担割合に応じて一定の金額を上限に購入費の7～9割を支給するサービスです。
	(介護予防)住宅改修	家庭内での安全を確保するなど、住宅改修が必要な場合に負担割合に応じて一定の金額を上限に改修費用の7～9割を支給するサービスです。
	居宅介護(介護予防)支援	ケアマネジャー等が利用者、家族、関係事業者等と協議して、居宅介護サービス計画および介護予防サービス計画の作成やサービス提供の支援をするサービスです。

その他給付
審査支払手数料
高額介護(介護予防)サービス費
特定入所者介護(介護予防)サービス費
高額医療合算介護(介護予防)サービス費

(2) 介護給付サービス・予防給付サービスの見込額および費用額

単位:千円

	サービス名	単位	第8期(実績値)			第9期(計画値)			長期推計
			令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス	訪問介護	給付費(千円)	325,358	330,317	356,683	365,371	371,196	377,406	470,128
		回数(回)	8,863.8	9,107.6	9,914.4	9,779.0	9,935.0	10,111.0	12,570.0
		人数(人)	502	494	508	512	518	525	645
	訪問入浴介護	給付費(千円)	77,144	72,855	84,369	101,998	108,834	114,487	128,407
		回数(回)	490	459	529	610.0	650.0	684.0	766.0
		人数(人)	88	83	101	106	113	119	133
	訪問看護	給付費(千円)	269,869	274,220	287,184	313,633	326,518	339,098	403,998
		回数(回)	3,668.8	3,718.0	3,988.1	4,185.1	4,350.1	4,516.0	5,399.1
		人数(人)	458	461	491	511	533	555	671
	訪問リハビリテーション	給付費(千円)	82,213	89,067	100,369	99,251	104,673	109,208	119,603
		回数(回)	2,242.0	2,393.8	2,677.0	2,520.3	2,654.9	2,770.3	3,032.8
		人数(人)	183	188	186	194	205	214	234
	居宅療養管理指導	給付費(千円)	92,652	98,297	106,254	117,091	123,106	129,325	144,870
		人数(人)	563	593	630	661	694	729	817
	通所介護	給付費(千円)	760,023	756,526	778,008	863,252	899,419	936,829	1,073,564
		回数(回)	7,921	7,817	7,998	8,468.4	8,810.8	9,174.9	10,535.0
		人数(人)	793	804	811	844	878	914	1,051
	通所リハビリテーション	給付費(千円)	395,881	377,021	424,433	472,561	490,490	515,078	602,638
		回数(回)	3,556.2	3,382.5	3,741.6	4,007.1	4,185.3	4,419.6	5,264.7
		人数(人)	432	429	470	494	518	549	658
	短期入所生活介護	給付費(千円)	239,575	247,357	239,230	277,272	289,113	301,564	366,737
回数(回)		2,171.5	2,227.3	2,149.9	2,372.9	2,470.0	2,576.2	3,132.2	
人数(人)		204	215	216	226	235	245	297	
短期入所療養介護	給付費(千円)	35,231	35,739	36,013	51,065	57,869	69,310	119,052	
	回数(回)	239.3	235.2	239.3	324.0	368.0	441.5	769.0	
	人数(人)	33	32	37	43	49	59	106	

	サービス名	単位	第8期(実績値)			第9期(計画値)			長期推計
			令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス	福祉用具貸与	給付費(千円)	262,964	280,054	295,752	313,426	320,577	328,478	368,070
		人数(人)	1,526	1,593	1,633	1,680	1,728	1,781	2,044
	特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	265,109	283,194	311,202	323,934	329,748	334,065	406,851
		人数(人)	113	118	131	132	134	136	163
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	給付費(千円)	131,103	144,193	137,674	147,349	150,716	154,730	193,028
		回数(回)	858.8	943.8	893.5	972.0	989.0	1,015.0	1,261.0
		人数(人)	79	85	80	82	83	85	105
	小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	111,990	110,155	94,742	103,687	118,737	146,912	150,432
		人数(人)	45	44	41	45	50	59	61
	認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	288,667	288,041	296,165	297,460	307,430	310,838	369,478
		人数(人)	89	87	90	91	94	95	113
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	1,575	3,474	7,925	22,435	41,053	52,284	93,009
		人数(人)	1	1	2	10	19	24	45
	看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	83,604	70,588	65,424	80,009	99,133	127,921	289,570
		人数(人)	23	19	19	24	30	38	89
	地域密着型通所介護	給付費(千円)	270,062	268,146	254,886	260,522	271,876	281,892	332,866
		回数(回)	2,594.8	2,588.1	2,543.2	2,669.7	2,783.4	2,891.7	3,442.2
		人数(人)	296	306	303	314	327	340	406
市町村特別給付	給付費(千円)	1	20	6	52	52	52	24	
	人数(人)	1	3	1	2	2	2	1	
施設サービス	介護老人福祉施設	給付費(千円)	3,133,544	3,231,900	3,389,123	3,530,131	3,597,314	3,663,883	4,174,379
		人数(人)	949	973	992	1,010	1,028	1,047	1,193
	介護老人保健施設	給付費(千円)	1,275,518	1,249,677	1,246,787	1,315,942	1,341,196	1,364,692	1,556,961
		人数(人)	345	346	330	336	342	348	397
	介護医療院※令和5年度までは 介護療養型医療施設を含む	給付費(千円)	314,105	231,850	187,366	200,843	206,102	210,851	318,778
		人数(人)	73	54	43	43	44	45	68

その他サービス	福祉用具購入	給付費(千円)	10,693	10,289	12,316	13,490	14,359	15,275	21,281
		人数(人)	31	30	31	33	35	37	52
	住宅改修	給付費(千円)	21,873	23,465	19,987	20,197	20,197	22,304	24,393
		人数(人)	25	23	19	19	19	21	23
	居宅介護支援	給付費(千円)	441,380	456,281	460,778	515,487	549,590	585,424	702,060
		人数(人)	2,259	2,305	2,320	2,470	2,629	2,799	3,373

	サービス名	単位	第8期(実績値)			第9期(計画値)			長期推計
			令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	482	475	0	421	422	422	422
		回数(回)	4.4	4.3	0.0	3.5	3.5	3.5	3.5
		人数(人)	1	1	0	1	1	1	1
	介護予防訪問看護	給付費(千円)	17,846	21,075	23,782	26,287	27,557	28,475	40,054
		回数(回)	264.3	298.2	341.8	359.6	376.4	388.8	546.4
		人数(人)	52	63	69	70	73	75	104
	介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	11,040	7,673	8,306	8,581	8,985	9,434	11,512
		回数(回)	301.4	208.2	223.9	220.2	230.3	241.8	295.1
		人数(人)	28	20	19	20	21	22	27
	介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	9,316	10,197	11,253	11,617	11,754	11,722	13,943
		人数(人)	61	68	74	73	74	74	88
	介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	55,974	49,694	51,571	51,909	49,977	48,297	49,103
		人数(人)	122	108	114	111	108	106	111
	介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	1,027	2,176	1,808	1,942	1,945	1,945	2,401
		回数(回)	14.8	27.4	21.6	23.0	23.0	23.0	28.0
		人数(人)	3	5	5	5	5	5	6
	介護予防短期入所療養介護	給付費(千円)	0	218	114	220	220	220	220
		回数(回)	0.0	2.2	1.4	2.0	2.0	2.0	2.0
人数(人)		0	1	1	1	1	1	1	
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	28,079	31,307	31,652	33,952	36,441	39,096	49,346	
	人数(人)	399	419	420	436	468	502	634	

	介護予防特定施設入居者生活	給付費(千円)	29,572	31,342	35,463	40,749	42,727	42,727	48,849
	介護	人数(人)	33	34	39	44	46	46	51
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	12	394	240	671	672	672	672
		回数(回)	0.1	3.4	2.1	6.0	6.0	6.0	6.0
		人数(人)	0	1	1	2	2	2	2
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	4,562	4,555	8,505	11,460	13,638	18,378	21,538
		人数(人)	5	5	10	14	17	23	27
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	2,692	2,696	2,696	2,696
人数(人)		0	0	0	1	1	1	1	
その他サービス	介護予防福祉用具購入	給付費(千円)	2,190	3,056	2,013	2,075	2,075	2,075	3,036
		人数(人)	8	10	6	6	6	6	9
	介護予防住宅改修	給付費(千円)	12,101	11,839	8,699	9,240	8,445	8,445	8,445
		人数(人)	11	11	10	10	9	9	9
	介護予防支援	給付費(千円)	30,830	31,900	32,454	35,568	38,134	40,782	52,632
		人数(人)	511	525	528	565	605	647	835

単位:千円

●介護給付・予防給付の給付費まとめ

区分		第8期(実績値)			第9期(計画値)			長期推計
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護給付	居宅サービス	2,806,019	2,844,647	3,019,497	3,298,854	3,421,543	3,554,848	4,203,918
	地域密着型サービス	887,001	884,597	856,816	911,462	988,945	1,074,577	1,428,383
	市町村特別給付	1	20	6	52	52	52	24
	施設サービス	4,723,167	4,713,427	4,823,276	5,046,916	5,144,612	5,239,426	6,050,118
	その他サービス	473,946	490,035	493,081	549,174	584,146	623,003	747,734
介護給付 小計		8,890,134	8,932,726	9,192,676	9,806,458	10,139,298	10,491,906	12,430,177
予防給付	居宅サービス	153,336	154,157	163,949	175,678	180,028	182,338	215,850
	地域密着型サービス	4,574	4,949	8,745	14,823	17,006	21,746	24,906
	その他サービス	45,121	46,795	43,166	46,883	48,654	51,302	64,113
	予防給付 小計		203,031	205,901	215,860	237,384	245,688	255,386
その他給付	審査支払手数料	8,080	8,256	8,395	8,587	8,758	8,932	10,192
	高額介護(介護予防)サービス費	287,531	278,595	275,971	286,430	293,377	300,493	362,684
	特定入所者介護(介護予防)サービス費	324,451	280,058	287,795	281,724	279,783	277,817	409,254
	高額医療合算介護(介護予防)サービス費	31,016	33,740	34,853	34,707	36,547	37,792	39,122
	その他給付 小計		651,080	600,650	607,014	611,450	618,467	625,035
合計		9,744,245	9,739,277	10,015,550	10,655,292	11,003,453	11,372,327	13,556,301

(3) 地域支援事業について

地域支援事業とは、要介護状態や要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業で、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3つから構成されています。要支援1・2の方や、要介護・要支援の認定を受けていない方が対象となります。

		サービス名	サービス	重層的支援体制整備事業	
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防生活支援サービス事業	訪問型サービス	従来の介護予防訪問介護に相当するサービス	国の基準による訪問型サービスで、ホームヘルパー(有資格者)が訪問し、身体介護や家事援助を行います。	
		訪問型サービスA)	家事支援に特化した訪問サービス(訪問型サービスA)	ホームヘルパー(有資格者)が訪問し、身体状況を確認しながら家事援助を行います。	
		訪問型サービスA)	おうち生活サポーターサービス(訪問型サービスA)	おうち生活サポーター(青梅市が実施する一定の研修修了者)が訪問し、家事援助を行います。	
		訪問型サービスC)	短期集中型予防サービス(訪問型サービスC)	柔道整復師による運動指導や日常生活動作の改善に向けた運動を、短期間で集中的に行います。	
		通所型サービス	従来の介護予防通所介護に相当するサービス	国の基準による通所型サービスで、生活機能向上のための体操や食事、入浴等のサービスを実施します。	
		通所型サービスA)	軽度者向けの通所サービス(通所型サービスA)	生活機能を維持するための軽体操やレクリエーション、閉じこもり防止のための集団活動を行います。	
		通所型サービスC)	短期集中型予防サービス(通所型サービスC)	機能訓練指導員による運動指導やマシンなどを使った筋力向上のための運動および、柔道整復師による運動指導や日常生活動作の改善に向けた運動の2種類のサービスを、短期間で集中的に実施します。	
	その他の生活支援事業(生活支援サービス)		生活支援サービス体制整備を進める中で関係機関や地域の団体等との協議により、必要なサービスについて検討を進めます。		
	一般介護予防事業	介護予防事業対象者把握事業		要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民に対し、生活機能に関する状態等、介護予防事業対象者の把握に努めます。また、地域包括支援センター職員が訪問し、介護予防事業の説明・案内を行います。	
		介護予防講演会		介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。	
		介護予防教室		介護予防、認知症予防に資する教室等を開催します。	
		介護予防リーダー養成事業		介護予防の重要性を理解し、地域で健康づくりのための活動を担っていく介護予防リーダーを養成します。	
		梅っこ体操		本市オリジナルの介護予防体操である梅っこ体操の普及のための取組を行います。	
		フレイル予防に関する普及・啓発		健康な状態と要介護状態の中間の状態である「フレイル」を予防するため、運動・栄養(口腔機能)・社会参加の3つのポイントから、フレイル予防についての情報提供の機会をつくります。	
地域介護予防活動支援事業			介護予防リーダーなどのボランティアの協力や「青梅市地域介護予防活動支援事業補助金」の制度活用等により、高齢者等が地域で行う自主的な介護予防活動を支援していきます。	○	
地域リハビリテーション活動支援事業		高齢者クラブを含め広く市民への介護予防促進のため、リハビリテーション専門職の専門的知見の活用を図ります。			

		サービス名	サービスの内容	重層的支援体制整備事業
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターによる総合相談支援	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助(助言・指導)を行います。地域の民生・児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	○
		権利擁護の推進	地域福祉計画に記載（基本目標3ー基本方針4ー基本施策ア）	
		包括的・継続的ケアマネジメント支援	ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行います。	
		地域ケア会議の推進	「自立支援」に重点をおき、日常生活圏域ごとに「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」を多職種で連携して開催し、地域の課題把握へとつなげます。	
		在宅医療・介護連携推進事業	地域福祉計画に記載（基本目標3ー基本方針2ー基本施策ア）	
		認知症に関する支援の充実	認知症を早期に発見し支援につなげるとともに、認知症の人やその家族を地域全体で支えていく仕組みづくりを進めます。	
		生活支援サービスの体制整備	地域福祉計画に記載（基本目標1ー基本方針2ー基本施策ウ）	○
		介護サービス事業者および居宅介護支援事業者連絡会の実施	市と介護サービス事業者の定期的な情報交換と連絡協議の場として、介護サービス事業者および居宅介護支援事業者との連絡会を実施します。	
	給付適正化事業	要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検、医療情報との突合、縦覧点検等の取組を推進します。		
任意事業		家族介護教室	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、健康づくりなどについての知識・技術を習得する家族介護教室を開催します。	
		家族介護慰労金支給事業	重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図るため、一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給します。	
		介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員が介護施設等を訪問し、利用者の相談に対応します。	

(4) 地域支援事業の見込額および費用額

単位:千円

	サービス名	単位	第8期(実績値)			第9期(計画値)			長期推計
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総合事業	訪問型サービス	給付費(千円)	30,226	30,009	29,150	40,104	40,119	40,135	41,150
		人数(人)	149	149	47	154	158	160	44
	通所型サービス	給付費(千円)	146,861	155,177	157,063	164,783	164,841	164,881	167,838
		人数(人)	365	367	123	377	386	393	115
	介護予防ケアマネジメント	給付費(千円)	23,065	22,626	28,090	22,050	22,057	22,062	22,464
	一般介護予防事業	給付費(千円)	2,662	2,897	3,253	34,769	34,809	34,829	35,125
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	給付費(千円)	866	956	949	1,219	1,219	1,220	1,242	
総合事業 小計		給付費(千円)	203,680	211,665	218,505	262,925	263,045	263,127	267,819
包括的支援事業	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	給付費(千円)	137,596	142,072	155,044	222,022	221,862	221,862	184,786
	包括的支援事業(社会保障充実分)	給付費(千円)	22,378	24,358	25,133	39,792	40,167	40,559	40,905
包括的支援事業 小計		給付費(千円)	159,974	166,430	180,177	261,814	262,028	262,420	225,691
任意事業		給付費(千円)	2,893	3,539	4,065	2,625	2,682	2,723	4,845
地域支援事業 合計		給付費(千円)	366,547	381,634	402,747	527,364	527,755	528,270	498,354

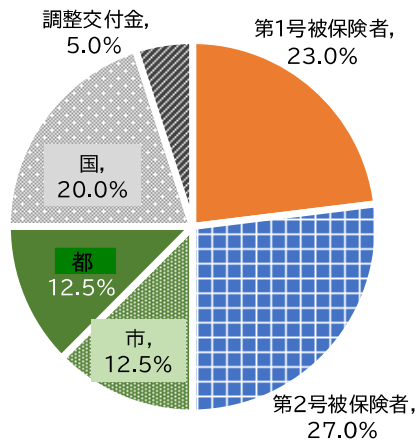
3 保険料および所得段階の設定

(1) 介護保険事業の財源構成について

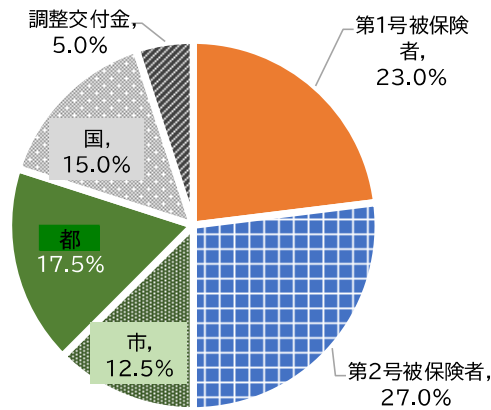
介護給付および予防給付に要する費用（以下「介護給付費等」といいます。）と地域支援事業費の財源は、国・都・市の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成されています。介護給付費等は、公費（国、都、市）と保険料（第1号、第2号被保険者）で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

介護給付費等の負担割合については、以下のとおりとなります。

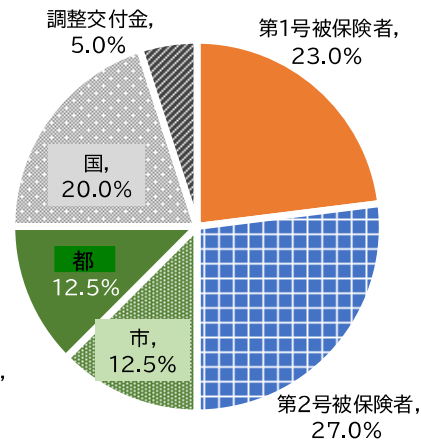
■介護給付費等（施設分を除く）



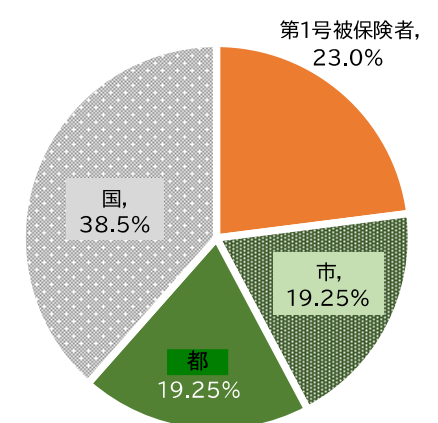
■介護給付費等（施設分）



■介護予防・日常生活支援総合事業



■包括的支援事業・任意事業



なお、第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により定められており、第7期計画・第8期計画と変わらず23%となります。

(2) 介護保険料設定の見込

第9期計画期間においては、高齢者人口の増加、特に75歳以上の後期高齢者の増加に伴う要介護（支援）認定者数の増加により、介護保険サービスの利用量が増えることが見込まれます。

またその中で、+1.59%の介護報酬改定に加え、改定率の外枠の賃上げ効果等により、全体として+2.04%相当の改定となることから、介護保険料の上昇が見込まれます。

(3) 介護保険料上昇の緩和について

保険者である市区町村は、介護給付費等準備基金を設け、保険料の収納において計画期間の初年度に発生が見込まれる余剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合に切り崩しを行うなど、被保険者に安定して保険給付を提供するよう努めています。介護給付費等準備基金は、介護保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしていますが、基金を必要以上保有しないよう、本計画期間においては基金の一部を取り崩し、第1号被保険者全体の保険料負担の上昇幅を緩和することとします。

また、令和元年10月から、消費税率10%への引き上げによる増収分を活用して、所得の低い方（所得段階が第1段階から第3段階）への更なる保険料軽減措置を実施しています。この軽減対策は、税と社会保障の一体的改革として行われたもので、財源は、消費税の増収分をもとに国が2分の1、都道府県が4分の1、市区町村が4分の1ずつ、一般会計で賄っています。

(4) 介護保険料の算定

第1号被保険者の介護保険料基準額については、必要な給付費を積算した上で、第1号被保険者の負担額（給付費のうち23%）を算出し、交付金や基金取崩し等の見込を勘案したものを、被保険者数で割ることで算出することとなっています。算定にかかる詳細な給付額等については、以下のとおりです。

単位:千円

区分	第8期(実績値)			第9期(計画値)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費の積算 総給付費(介護給付・予防給付・その他給付、地域支援事業費)	10,110,792	10,120,911	10,418,297	11,182,656	11,531,208	11,900,597

給付費等総額(第9期)	34,614,461千円
-------------	--------------

サービス給付費総額の23%

第1号被保険者負担分相当額	7,961,326千円
---------------	-------------

第1号被保険者負担分相当額から、交付金・基金取崩しの見込み額を引く。

保険料収納必要額	8,199,636千円
----------	-------------

保険料収納必要額を、予定保険料収納率(98.8%)で割り、さらに被保険者数(所得段階別の補正後)で割る。

保険料基準額(年額)	約69,600円
保険料基準額(月額) 年額÷12	5,800円

調整交付金(見込額 - 相当額)	▲1,012,014千円
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	486,821千円
準備基金取崩額	286,882千円

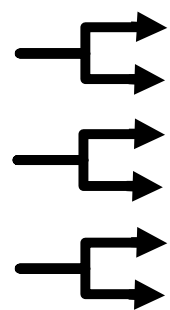
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	令和6年	39,502人
	令和7年	39,785人
	令和8年	40,024人
	3か年計	119,312人

(5) 第9期計画期間における介護保険料

第9期事業計画期間（令和6（2024）年度から令和8（2026）年度）の所得段階区分と保険料率等				
所得段階	対象者	保険料率	保険料（年額）	構成比 （推計）
第1段階	・生活保護を受給している方	基準額×0.28	19,400円	15.9%
	・高齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・市民税非課税世帯で、「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の方			
第2段階	・市民税非課税世帯で、「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.48	33,400円	8.4%
第3段階	・市民税非課税世帯で、「課税年金収入額+合計所得金額」が120万円を超える方	基準額×0.68	47,300円	8.3%
第4段階	・本人は市民税非課税であるが、世帯員に市民税課税者がいる方で「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の方	基準額×0.90	62,600円	10.7%
第5段階	・本人は市民税非課税であるが、世帯員に市民税課税者がいる方で「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円を超える方	基準額	69,600円	13.7%
第6段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	83,500円	13.0%
第7段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	90,400円	16.5%
第8段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	104,400円	7.3%
第9段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	118,300円	2.7%
第10段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	132,200円	1.1%
第11段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	146,100円	0.6%
第12段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	160,000円	0.4%
第13段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	基準額×2.40	167,000円	0.2%
第14段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	基準額×2.50	174,000円	0.2%
第15段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が920万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.60	180,900円	0.1%
第16段階	・市民税本人課税の方で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.70	187,900円	0.9%

(6) 第8期および第9期計画期間の保険料所得段階比較

第8期 事業計画			
所得段階	保険料率	保険料(年額)	構成比(推計)
第1段階	基準額×0.28	17,800円	16.2%
第2段階	基準額×0.50	31,800円	7.3%
第3段階	基準額×0.65	41,300円	7.5%
第4段階	基準額×0.85	54,000円	12.7%
第5段階	基準額	63,600円	13.5%
第6段階	基準額×1.11	70,500円	12.9%
第7段階	基準額×1.32	83,900円	16.5%
第8段階	基準額×1.63	103,600円	7.5%
第9段階	基準額×1.66	105,500円	2.2%
第10段階	基準額×1.90	120,800円	1.9%
第11段階	基準額×2.08	132,200円	0.7%
第12段階	基準額×2.20	139,900円	0.3%
第13段階	基準額×2.35	149,400円	1.0%



第9期 事業計画			
所得段階	保険料率	保険料(年額)	構成比(推計)
第1段階	基準額×0.28	19,400円	15.9%
第2段階	基準額×0.48	33,400円	8.4%
第3段階	基準額×0.68	47,300円	8.3%
第4段階	基準額×0.90	62,600円	10.7%
第5段階	基準額	69,600円	13.7%
第6段階	基準額×1.20	83,500円	13.0%
第7段階	基準額×1.30	90,400円	16.5%
第8段階	基準額×1.50	104,400円	7.3%
第9段階	基準額×1.70	118,300円	2.7%
第10段階	基準額×1.90	132,200円	1.1%
第11段階	基準額×2.10	146,100円	0.6%
第12段階	基準額×2.30	160,000円	0.4%
第13段階	基準額×2.40	167,000円	0.2%
第14段階	基準額×2.50	174,000円	0.2%
第15段階	基準額×2.60	180,900円	0.1%
第16段階	基準額×2.70	187,900円	0.9%

(7) 保険料基準月額推移

期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
	平成12~14年	平成15~17年	平成18~20年	平成21~23年	平成24~26年	平成27~29年	平成30~令和2年	令和3~5年	令和6~8年
基準月額	2,875円	3,000円	3,600円	3,400円	4,300円	4,800円	5,000円	5,300円	5,800円
増減額	—	+125円	+600円	△200円	+900円	+500円	+200円	+300円	+500円

青梅市指定居宅介護支援等の人員および運営に関する
基準条例の一部改正について

1 改正の理由

指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）等の一部改正に伴い、関係条例について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正する条例

- (1) 青梅市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例
- (2) 青梅市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例
- (3) 青梅市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (4) 青梅市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

3 改正の内容

(1) アナログ規制の見直し【2(1)～2(4)関係】

事業者が提供する記録媒体にかかる規定について、特定の媒体名を削除し、「電磁的記録媒体」と定める。

(2) 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

ア 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でない場合でも、兼務できることを定める。【2(1)～2(4)関係】

イ 利用者に対する面接について、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする規定を加える。【2(1)・2(3)関係】

ウ 指定居宅介護支援事業所の人員基準について、1人当たりの取扱件数を改める。【2(1)関係】

エ 居宅介護支援事業者が、利用者に対して、前6月間に作成した居宅サービス計画における各サービスの利用割合および各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合について説明し、理解を

得ることについて、義務から努力義務に改める。【2(1)関係】

オ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が、指定地域密着型特定施設ごとに置くべき職員の合計数について、介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められる場合は、職員数を9割とすることを規定する。【2(2)関係】

カ 指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準について、事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこととする。【2(3)関係】

(3) 書面掲示の見直し 【2(1)・2(2)・2(4)関係】

事業所における重要事項の掲示について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

(4) 身体的拘束等の適正化の推進 【2(1)～2(4)関係】

ア 身体的拘束等を行う場合において、記録を義務付ける。

イ 短期入所系サービスおよび多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付ける。

(5) 委員会設置の義務付け 【2(2)・2(4)関係】

利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。

(6) 協力医療機関との連携体制の構築 【2(2)・2(4)関係】

高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するための規定を追加する。

(7) その他所要の規定の整備

4 施行期日

ア 3(1)の改正 公布の日

イ その他の改正 令和6年4月1日

令和 5 年度 第 4 回介護保険運営委員会 議事要旨 (案)

1 開催日時 令和 5 年 1 1 月 2 0 日 (月曜日) 13 時 30 分～15 時 30 分

2 出席委員

小山登美夫、木村誠志、沖山哲、橋本満智子、小嶋直之、角田昭文、相墨欽章、坂本竜、土田大介、百瀬澄雄、田中三広、新井一夫、植田拓也

(敬称略・順不同)

議 事

<開会>

事務局 : 皆様、本日はお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、令和 5 年度第 4 回の「青梅市介護保険運営委員会」を開催させていただきます。

事務局 : 本日の委員会は、13 時 28 分現在、委員 14 名中 13 名の御出席をいただきました。

委員の出席者が過半数を超えておりますので、青梅市介護保険規則第 52 条の 3 により、この委員会が有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日の傍聴者ですが、6 名おりますことを併せて御報告いたします。

事務局 : それでは、次第にしたがって進めさせていただきます。

まず初めに、増田健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

<部長のあいさつ>

事務局 : それでは議題に入る前に、事前に送付させていただきました、本日の資料について御確認させていただきます。

<配布資料の確認>

事務局 : 配布資料は次のとおりです。

次第(裏面委員名簿)

P1 資料番号 1 - 1 が「第 9 期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について」。

P68 資料番号 1 - 2 が、「評価指標一覧 (案)」。

P83 資料番号 2 が、「令和 5 年度第 3 回介護保険運営委員会議事要旨 (案)」。

P107 資料番号 3 が、「介護保険の実施状況について」。

P120 資料番号 4 が、「青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について」。

また、参考資料として「第 9 期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュール (案)」をお送りしております。

資料は以上となります。

過不足がございましたら、お申し付けください。

事務局 : それでは、お席にあるマイクの根元のボタンがマイクのスイッチになっております。御発言の際はボタンを押していただくと、赤いランプがつき、これでマイクがオンとなります。

御発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただき、マイクをオフにしていただきたく存じます。

事務局 : それでは、以後の議事につきましては会長の進行でお願いいたたく存じます。

<議題>

会 長 : それでは次第に沿って進めたいと思います。

議題の(1)協議事項 第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 素案の説明に先駆け、今後の地域福祉総合計画全体の流れについて説明いたします。まず初めに、今後の計画全体の策定スケジュールについてです。

参考資料を御覧ください。

本日の第4回介護保険運営委員会にて、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案を御協議いただきますが、今後障がい福祉計画を含めた地域福祉総合計画の素案として合本いたしまして、12月1日開催の第4回地域共生社会推進会議に提出し、御協議をいただく予定でございます。

その後、12月15日にパブリックコメントを実施し、市民の方々から広く御意見を伺う予定でございます。

実施期間は12月28日までを予定しております。

パブリックコメント実施後、来年1月の中旬には報告書としてまとめるスケジュールになっております。

なお、地域共生社会推進会議は、今年度最後の会議を2月21日に予定しており、そこでパブリックコメントを含めた最終的な御報告をする予定となっております。

今後の全体スケジュールにつきましては以上になります。

事務局 : それでは、資料1-1を御覧ください。

表紙をおめくりいただくと、地域福祉総合計画全体の目次となっております。

このうち第3編が、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画となります。

前回の運営委員会で計画の骨子案としてお示しをいたしましたが、運営委員会やその後の部会での意見等を踏まえ、事務局にて誤字や文言の修正も含めて整理したものとなっております。

なお、前回の運営委員会で参考資料として配布させていただいた資料を追加している箇所がありますが、資料の詳しい説明は前回の運営委員会でさせていただいておりますので、この場では割愛させていただきます。

それでは、3ページを御覧ください。

(2) 日常生活圏域の設定です。

ページ右上の表に支会名を追加し、また「大圏域」「中圏域」「小圏域」という呼称を、それぞれ「第1層」「第2層」「第3層」と言い換えました。

こちらについては、地域福祉総合計画と表現を統一しております。

続いて5ページを御覧ください。

(4) 支会別高齢者推計人口の状況です。

先ほどの圏域の表現に関連して、こちらは前回「小圏域（支会）別高齢者推計人口の状況」としておりましたが、表現を修正いたしました。

続いて、8ページを御覧ください。

こちらについては、前回御指摘いただきましたが、項番が抜けておりましたので、今回追加いたしました。

続いて、22ページを御覧ください。

4-5 見守り施策・認知症施策に関する高齢者の現状のうち、(1) 認知症高齢者の状況について、前回は調整中としておりましたが、今回内容を追記いたしました。

グラフの説明といたしましては、前回のとおり、新型コロナウイルス感染症の流行により、現在の要介護度の有効期間を延長する取り扱い、いわゆる新型コロナ特例を行った影響から、集計上令和4年に認知症高齢者の数が減少しているグラフとなっております。

実際の認知症高齢者の数は、ここに示した数を上回ることが考えられますとの説明を追記しております。

続いて、24ページを御覧ください。

(2) 日常生活圏域別認定者数の比較です。

こちらにも前回「中圏域」という表現を用いておりましたが、今回修正いたしました。

続いて、26ページを御覧ください。

前回こちらに認定者構成比・認定者数のグラフを載せておりましたが、日常生活圏域および支会別の認定者数と認定率を示した表に差し替えました。

続いて、29ページを御覧ください。

(6) 見える化システムによる他市との比較に、調整済み認定率のグラフを追加しております。

なお、28ページから33ページにかけて、前回項番が抜けておりましたので、今回整理をしております。

続いて、35ページを御覧ください。

(2) 自宅・介護施設間での居所変更の状況について追加しております。

こちらは、介護サービス事業所調査における居所変更実態調査の結果を示したものであり、自宅から各施設などへの入所、またその後の動向を示した説明および図となっております。

続いて、37 ページを御覧ください。

(6) サービス系統・雇用形態別に見た昨年の職員数に対する離職者数の状況を追加しております。

こちらは、介護サービス事業所調査における介護人材実態調査の結果を示したものであり、職員数に対する離職者数の割合についての説明と表となっております。

続いて、40 ページを御覧ください。

(10) 不足している市の事業についての回答と、(11) サービス提供における課題や、介護保険制度全般について【自由回答】を追加しております。

こちらにも介護サービス事業所調査における介護人材実態調査の結果を示したものであり、いずれも前回の運営委員会にて参考資料を配布し、お示しさせていただいたものとなっております。

続きまして、45 ページを御覧ください。

こちらは、第2章 計画の基本的な考え方と施策体系になりますが、前回の運営委員会から修正した部分がございます。

まず、基本目標1について、前回までは「支える時も支えられる時もいきいきと過ごせる暮らしづくり」としておりましたが、部会での御意見等を踏まえ、「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えていきいきと過ごせる暮らしづくり」といたしました。

支える側と支えられる側という枠組みにとらわれることのない暮らしの実現に向け、高齢者と、高齢者に関わる誰もがいきいきと過ごせる暮らしづくりについて取り組んでいくための目標といたします。

また、基本目標2と基本目標3については、前回資料にて記載の順序が逆になっておりましたので、今回修正しております。

続きまして、46 ページを御覧ください。

こちらは3 施策体系となります。

先ほどの3つの基本目標から、基本方針、基本施策とより具体的な施策の体系を示したものとなります。

前回からの変更点としては、基本目標2 安心して暮らせる地域づくりの中の、基本方針(1)安全安心なまちづくりの基本施策について、イ 高齢者虐待防止に向けた取組を追加しております。

当市では、令和5年6月に「青梅市虐待・配偶者暴力の防止に関する条例」を制定し、虐待防止について、より一層力を入れてまいりますので、今回こちらを追加いたしました。

また、同じく基本目標2の(2)認知症施策の充実のうち、エの基本施策を「介護する家族への支援」としておりましたが、認知症高齢者を介護する家族への支援に特化したものであることから、「認知症高齢者を介護する家族への支援」としております。

資料1-1の第2章までの説明は以上となります。

会 長 : それでは、ここまでの説明について、御質問・御意見等がありましたらお願いいたします。

<質問・意見無し>

会 長 : 特に無いようなので、協議を続けたいと思います。

事務局から説明の続きをお願いします。

事務局 : それでは、第3章に移ります。

47 ページを御覧ください。

ここからは、施策体系に沿って、各課が実施する事業について説明いたします。

初めに、基本目標1 「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えていきいきと過ごせる暮らしづくりについてです。

48 ページをお開きください。

ページの構成ですが、まず基本方針があり、その下に基本施策、さらにその下に基本施策ごとの事業をそれぞれ掲載しております。

個別事業については、通し番号、事業名、取組内容および主担当課を載せております。

なお、事業名に「【新規】」とあるものは、第9期計画から新たに掲載した事業を指し、再掲とあるものは、この計画内で2回目以降に出てきたものを指します。

なお、上位計画である地域福祉計画にも同じ事業を掲載している場合は、取組内容の欄に、「(地域福祉計画から再掲)」と記載しております。

それでは説明に移ります。

基本方針1 生きがいづくり・介護予防等の推進における、基本施策ア 健康づくりのための継続的な支援におきましては、1番の健康増進ポイントアプリ活用事業として、アプリを活用した継続的な運動習慣の確立に努めることを新規で掲載したほか、11番の高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施においては、高齢者への個別的支援および通いの場での積極的関与による支援を行う等、11の事業を掲載しております。

続きまして、49 ページを御覧ください。

基本施策イ 健康のための体づくりにおきましては、14番の梅っこ体操の普及等、4つの事業を掲載しております。

続きまして、基本施策ウ 社会参加の機会の充実では、16番の高齢者クラブへの支援や、18番の地域サロンの開設等、仲間や地域との交流について、4つの事業を掲載しております。

50 ページを御覧ください。

基本施策エ 高齢者の就労支援では、20番のシルバー人材センターの運営支援等、2つの事業を掲載しております。

基本施策オ 移動支援サービスの充実におきましては、22番の高齢者移動支援補助事業や、23番のマイナンバーカードを活用した公共交通の利用促進の2つの新規事業を掲載しております。

基本施策カ 敬老事業の推進におきましては、24 番の敬老金の贈呈等 3 つの事業を掲載しております。

51 ページを御覧ください。

ここからは基本方針 2 住民主体の生活支援の推進となります。

基本施策ア 地域で支え合う体制づくりにおきましては、31 番の元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手（おうめ生活サポーター）養成研修等、5 つの事業を掲載しております。

基本施策イ 地域の見守り体制の充実におきましては、32 番の救急通報システム事業として、高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったときに速やかに援助できる機器や、33 番の住宅火災通報システム事業による防災機器の設置等、3 つの事業を掲載しております。

基本施策ウ 介護する家族への支援におきましては、35 番の家族介護教室等、2 つの事業で支援をしております。

52 ページを御覧ください。

ここからは、基本方針 3 介護人材の確保等、事業者への支援となります。

基本施策ア 介護人材対策の推進におきましては、市のイベント等において、介護の仕事に関する普及啓発等を行う、37 番の介護人材確保事業の実施等、2 つの事業を掲載しております。

基本施策イ デジタル化の推進におきましては、39 番の介護サービス事業所の I C T 化促進支援を新規に掲載しております。年々複雑化する介護サービス業務を簡素化するため、システム等の情報を周知する等、I C T 基盤構築に係る支援を行います。

続いて 53 ページを御覧ください。

ここからは、基本目標 2 安心して暮らせる地域づくりについてです。

54 ページを御覧ください。

まず、基本施策ア 権利を守る取組の推進におきましては、40 番の権利擁護の推進や、41 番の成年後見制度の利用促進等、3 つの事業を掲載しております。

続いて、基本施策イ 高齢者虐待防止に向けた取組におきましては、43 番の高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備という事業を掲載しております。

具体的な内容としては、介護サービス事業者の代表や、学識経験者を委員とする青梅市虐待防止ネットワーク連絡会を開催し、高齢者虐待に関する情報交換や関係機関の連携強化、また高齢者虐待の防止に関する広報啓発活動を行ってまいります。

続いて、55 ページをお開きください。

基本施策ウ 災害対策の推進におきましては、46 番の防災訓練の実施、また 47 番の避難行動要支援者の支援等、5 つの事業を掲載しております。

続いて 56 ページを御覧ください。

基本施策エ 感染症・熱中症予防の推進におきましては、50 番の介護事業所等の感染症対策に関する支援や、51 番の熱中症予防のための情報提供・啓発活動の実施等、5 つ

の事業を掲載しております。

53 番の新規事業、涼み処開設事業につきましては、夏季の一定期間、暑い日や外出時の休憩場所として、市の公共施設等を開放する事業を行ってまいります。

続いて、57 ページを御覧ください。

基本施策オ 防犯対策の推進におきましては、54 番の消費生活に関する啓発相談および犯罪防止のための情報提供等、2 つの事業を掲載しております。

続いて基本施策カ バリアフリーの推進におきましては、56 番の公共建築物等のバリアフリー化の促進等、2 つの事業を掲載しております。

続いて、基本目標 2 の（2）認知症施策の充実について、58 ページを御覧ください。

基本施策ア 認知症に関する普及・啓発に向けた取組におきましては、58 番の認知症サポーター養成講座や、62 番の介護予防講演会等、5 つの事業を掲載しております。

認知症サポーター養成講座につきましては、市内の小・中学校における積極的な講座の実施等、地域福祉計画においても掲載をしております。

続いて、59 ページを御覧ください。

基本施策イ 認知症予防の推進におきましては、63 番の認知症支援コーディネーター事業の推進や、64 番の認知症地域支援推進員の配置等、3 つの事業を掲載しております。

認知症の早期発見・対応に向けて、また、地域における認知症への理解を促進するため、認知症本人や家族への相談支援等を行ってまいります。

続いて 60 ページを御覧ください。

基本施策ウ 社会参加に向けた支援におきましては、66 番の本人発信支援、社会参加に向けた基盤づくりへの取組や、67 番の認知症サポーターの活動の場づくりといった 2 つの事業を掲載しております。

認知症サポーターの活動の場づくりにつきましては、養成講座を受講した認知症サポーターの方が、受講終了後にボランティア活動などができる場を提供し、認知症本人や家族への支援活動ができることを目指してまいります。

続きまして基本施策エ 認知症高齢者を介護する家族への支援におきましては、68 番の認知症カフェの普及など、2 つの事業を掲載しております。

認知症カフェの普及におきましては、認知症地域支援推進員を中心に、認知症本人や家族が集う活動を推進します。

続いて、61 ページを御覧ください。

基本施策オ 適切なサービス提供に向けた取組におきましては、71 番の認知症初期集中支援推進事業等、3 つの事業を掲載しております。

認知症初期集中支援推進事業におきましては、本人の拒否などから医療や介護のサービスに結びついていない、認知症またはその恐れがある 40 歳以上の市民を適切なサービスに繋げる支援を行います。

続いて、62 ページを御覧ください。

基本目標 3 持続可能な福祉の仕組みづくりについてです。

63 ページを御覧ください。

基本方針 1 地域包括ケアシステムの深化における、基本施策ア 在宅で生活を続けるための支援では、74 番、ひとり暮らしの高齢者等に昼食を配送する配食サービス事業や、78 番、寝たきり等の状態にある高齢者へ向けた紙おむつ等給付事業等、8 つの事業を掲載しております。

続いて基本施策イ 多様な住まいの確保におきましては、高齢者でも住みやすい環境を確保することを目的とした、81 番の新規事業、居住環境の整備を含めた 3 つの事業がございます。

続いて、64 ページを御覧ください。

基本施策ウ 介護予防のための取組になります。

84 番、健康な状態と要介護状態の中間を意味する「フレイル」を予防するために、運動・栄養（口腔機能）・社会参加にかかる情報提供の機会を作ることにより、普及啓発を行う事業や、90 番、介護予防について理解しつつ、地域で健康づくりを推進する、介護予防リーダー養成事業等の 9 つの事業を掲載しております。

続いて、65 ページを御覧ください。

基本施策エ 多職種による連携です。

こちらは、在宅医療・介護連携に関する情報収集や共有、医療・介護の関係者との連携、地域住民に向けた普及啓発を中心とした 6 つの事業から構成されております。

続いて、基本施策オ 相談体制の充実です。

こちらは、99 番の新規事業である包括的相談支援事業や、100 番の地域包括支援センターによる総合相談支援等、6 つの事業を掲載しております。

続いて、66 ページを御覧ください。

基本方針 2 介護保険サービスの充実と適正運営です。

基本施策ア 介護保険サービスの適正な給付では、要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知の、大きく分けて 4 つの項目からなる給付適正化事業のほか、1 事業を加えた 2 つの事業がございます。

最後に 67 ページ、基本施策イ 介護保険サービスの整備におきましては、今後整備の必要がある、需要が求められる等の地域密着型サービス事業所の整備について、新規事業として挙げております。

それでは続いて、資料 1 - 2 の評価指標一覧（案）を御覧ください。

こちらは各個別事業に対し、令和 8 年度までの目標を数値化し、表にまとめたものとなります。

68 ページからになりますが、中心あたりの列に、事業に対する評価指標という項目がございます。

これは、評価をする際に何をもとに評価したのかという基準になります。

そこから1つ右の列が、令和4年度末の実績となります。

さらに1つ右の列が、令和5年度末見込、さらにその右は令和6年度の目標、と続いでいきます。

なお、事業によっては数値化できないものもございますので、そのような事業に関しましては、今後どのように表記するか検討し、整理してまいります。

続いて、79ページを御覧ください。

こちらは、当初150個以上あった個別事業につきまして、先日行われた計画策定部会の意見等も踏まえ、内容が重複している事業や、上位計画である地域福祉計画に移行あるいは統合されたもの、高齢者に特化しない事業等、見直しを行った結果の一覧となっております。

表記としては廃止となっておりますが、移行や統合等の見直しによるものでございます。

見直しの結果、事業の総数は現在107事業となっております。

全体の掲載レイアウトにつきましては、地域福祉計画との整合もございますので、今後調整を図ってまいります。

説明は以上になります。

会 長 : ただいま事務局から御説明をいただきました。

また、本件に関しまして、10月26日に開催された第2回計画策定部会について、部会長の私から御報告させていただきます。

部会で出た意見等について、いくつか抜粋いたします。

まず1つ目は、移送サービスについて、全国的に公共交通の不足が課題となっているが、青梅市では移動手段をどのように確保していくかという質問に対して、外出の機会が減っている高齢者に向けて、介護予防の活動を行う通いの場へ送迎を行う事業を実施する団体や法人に対し、補助金を交付するとの説明がありました。

2つ目としては、認知症等に関する事業は対症療法的な事業がほとんどだが、健康な高齢者がフレイルや認知症にならないような方策に焦点を当てた事業はあるかとの質問に対し、介護予防リーダーによる通いの場や、介護予防教室等で盛り込んでいること、また、認知症施策については正しい知識を持ったサポーター等で見守りの体制を整えられるような地域づくりが必要と考えているとの説明がありました。

3つ目は、介護人材対策として、仮に中高生への普及啓発を行うような場合、いきなり介護を仕事として捉えるのではなく、中学校や高校の空き教室を利用して、高齢者の通いの場とする等、若年層が早い段階からお年寄りに触れる機会を作ってみてはどうかとの質問に対し、人材対策については介護事業所への支援だけでは難しいと思うので、まずは事業者の方々と意見交換をさせていただきたく考えているとの説明がありました。

4つ目は、ボランティアポイントについて、健康増進アプリとうまく連動するような形にすることで、ボランティアに参加しても、健康づくりのためのウォーキングをしてもポイントが貯まるというような仕組みになれば、住民ニーズからしても良いのではないかと、等の意見がございました。

以上のような質疑等があり、第3章の部分までは部会全員一致で承認をいたしました。報告については以上になりますが、御質問・御意見等はございますでしょうか。

委員：資料1-2、評価事業一覧（案）内の廃止事業の8番についてです。

市内特別養護老人ホームとの災害協定についての内容になりますが、これは廃止した場合、今後どうなるのでしょうか。

事務局：資料1-1の55ページを御覧ください。

御質問いただいた災害協定についての事業は、基本施策ウ 災害対策の推進の47番、「避難行動要支援者の支援」が地域福祉計画にも盛り込まれておりますので、現時点ではこの中で保持していく見通しとなっております。

資料1-2に記載されている廃止事業につきましては、表記上廃止という扱いになっておりますが、そのほとんどにつきましては、第9期計画に位置付ける各事業の中に統合、あるいは事業内容の重複が見られるものについて整理したのようになっておりますので、必ずしも記載のある全ての事業が完全廃止となるものではございません。

委員：資料1-1の認知症サポーターの活動の場づくりというところで、今回はまずこの認知症サポーターの活動の場として、具体的には認知症カフェやチームオレンジ等をイメージされているところかと思われませんが、チームオレンジをどう定義づけるかによって、この活動の形というものは結構変わってくるのではないかと思います。

また、資料1-2の廃止事業11番「認知症本人の社会参加への取組」について、これもどこかの事業に統合されるような形で継続されるかと存じますが、このチームオレンジの定義づけによって、認知症の方の通いの場等、より広い視点でアプローチできるのではないかと感じたもので、まずはチームオレンジについてどう定義づけているかというところをお伺いしたいと思います。

事務局：まず、認知症サポーターの場づくりにつきまして、現時点では認知症サポーター養成講座を受講された方に対し、市の事業に御協力いただけるかどうかのアンケートを実施しておりましたが、実際に活動の場の御提供までは至っておりませんでした。

ここで、地域密着型サービス事業所や認知症家族の会、認知症カフェの開設等、認知症サポーターが活躍できる基盤が整ってまいりましたので、認知症サポーターの活動の場づくりとして、そういった場所の一覧を、実際に養成講座を受講し終わった方にお示しできるような体制の構築を図っているところです。

また、チームオレンジにつきまして、本市においては認知症高齢者による本人発信に関する事業が思うように進んでおらず、いかに認知症の本人にもチームオレンジと一緒に参加していただくかということがネックになっております。

ただ、認知症家族の会や認知症サポーター本人が関わっている認知症カフェも既にご
ざいますので、そういった形で認知症サポーターにも一緒に活動していただくことで、
「現状より広い範囲での認知症への支援」という目線でチームオレンジを捉え、事業に
繋げてまいりたいと考えております。

また、認知症になったから認知症カフェに行くということではなく、本来的には認知
症になる前からでも通い続けられるような環境が必要であると考えておりますので、通
いの場等でそういった環境づくりができるよう、協議を重ねてまいりたいと思います。

委員：ありがとうございます。

ただいま御説明をいただいた中で、認知症サポーターの活動を「役割」と捉えなおす
と、いずれその地域全体で、より幅広い形で認知症の方をサポートできる体制も作れる
のではないかと感じました。

また、既に認知症になっている方を社会参加に繋げていくという支援と併せ、まだ認
知症にはなっていないものの、仮に認知症になったとしても馴染みある環境に居続けら
れるような支援という2つの視点から、事業の全体像をお考えいただくと良いのではな
いかと感じました。

委員：資料1-2の5番の特定健康診査のような、健診の受診率については、集計が漏れて
いるものもあるのではないかと感じました。

具体的には個人で個別に受診している人間ドックです。

最近では65歳を超えた人も、個人で人間ドックを受けるケースが多岐に感じ
ます。

そういった方たちをどのようにカウントするのか、お伺いしたいと思います。

今は健診の例を取ってお話しいたしましたが、12番や13番の、のびのび体操教室や
いきいき健康体操教室も同じで、これらとは別に若年層からでも参加できる体操等もご
ざいますが、やはり日中の開催になると、高齢者未満の世代はなかなか出てきません。

そうなるのとどの世代の方が出るのかということ、80歳以上の後期高齢者であるとか、そ
ういった実態がある中で、市としては恐らくこういった事情を把握しきれていないとこ
ろかと思えます。

したがって、こういったものへの参加率をどのようにカウントしていくかということが
課題になろうかと思えます。

せっかく市民も一生懸命健康の維持のために体操をしたり健康診断を受けたりしてい
るので、そういった意識を具体的な数値に表せないものかと考えているのですが、いか
がでしょうか。

事務局：ただいま御指摘のあった内容については、市としても課題であると考えております。

ただ、個々の会社で健診を受けているような場合等、民間での動きというものを把握
することは難しいので、こういった受診率等の集計は、当市が実施したものに限ってお
ります。

また、今回協議している計画は高齢者を中心としたものであるため、高齢者に関連する事業を載せておりますが、高齢者に特化していない全世代的な事業については、健診であれば健康増進計画であったり、そうしたところでそれぞれ把握をしております。

民間や個人で実施しているものについてはなかなか把握できないというのが課題の1つではございますが、このような中で、本計画においても健康増進ポイントアプリ事業というものを新規に実施させていただく予定でございます。

今回お示した事業の取組内容では65歳以上となっておりますが、例えばこの事業の対象を18歳以上とし、スマートフォンのアプリを活用するなどして、ウォーキングをすればポイントが付いたり、日常の食生活を振り返ったりすることができるようなアプリなどを参考にプロジェクトを組むことで、全世代の健康増進に寄与するとともに、ただいまお話しいただいた数値化といったところへもアプローチできるのではないかと考えておりますので、今後そういった事業についても検討を進めてまいりたいと思います。

委員：ありがとうございます。

ただいまお話しいただいた中でも、特にポイントに関しては利用者にとってのやる気に繋がるものであると思いますので、ぜひ早めの御検討をいただければと思います。

委員：2点ほどございます。

資料1-1の68番、認知症カフェについて、他の地域では、こういった「認知症の方向けのカフェ」というように特定をしないで、イオンの中のスターバックスを通いの場にするというようなことも実施しているので、ぜひ青梅市でもこういった開かれた場で事業を実施していただけると、市民の関心も得られるかと思えます。

実際に実施している自治体では、中高生といった若年層もボランティアに手を挙げたというお話も伺っておりますので、市の方でそういった活動について後押しをしていただけると良いのではないかと思います。

2つ目は梅っこ体操の普及について、これとは別に14番にゆめうめ体操というものがありますが、子どもから高齢者まで幅広い世代が対象とされている一方で、個人的にはこの体操について少し存じ上げないと、梅っこ体操ですら介護予防リーダーの講習会で初めて参加したというところからも、特定の場所や特定の方に対しての梅っこ体操の普及になっているように感じるので、本格的に市としてこれを広げていきたいということであれば、例えば学校のラジオ体操の代わりに梅っこ体操やゆめうめ体操をお願いしてみるとか、またその中で子どもたちの中に高齢者が入って一緒に体操するといったような力の入れ方をするのが良いのではないかと考えるのですが、普及に関してはどのようにお考えでしょうか。

事務局：ゆめうめ体操につきましては、高齢者に特化しないということもあり、市役所内の各部署においてゆめうめ体操の推進員を指名しておりますので、例えば子育ての部署であれば、学校や学童、保育園や幼稚園等へといった形で、それぞれの場で普及をしていきたいと考えております。

梅っこ体操に関しても、介護予防リーダー養成講座や通いの場などで普及を進めているところではございますが、確かに限定的なイメージも実感しております。

御指摘のとおり、より開かれた場での周知について考えていく必要があると感じました。

委員：資料1-1の46ページ、施策体系について質問がございます。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり(2) 認知症対策の充実の「エ 認知症高齢者を介護する家族への支援」について、現在内容を整理中とのことでしたが、主な事業内容等は現時点でもお伺いできますでしょうか。

事務局：資料1-1の60ページを御覧ください。

事業としては2つになります。

まず、68番の認知症カフェの普及ということで、認知症の本人や家族が集う活動を推進してまいります。先ほどのスターバックスの事例もお伺いしましたので、事業の展開についてはまた今後検討してまいりたいと思います。

次に69番、認知症高齢者家族支援サービス事業につきましては、認知症等で行方不明になる可能性のある高齢者に対し、二次元シールを配布し、もし実際に行方不明になった場合、発見した方がシールのQRコードをスマートフォン等で読み込むことで、家族に連絡が行くといった事業も行いますので、主にこれらの形で、認知症高齢者を介護する家族への支援を進めていく見込みでございます。

委員：もう1件お伺いしたいと思います。

資料1-1の50ページ、23番の「マイナンバーカードを活用した公共交通の利用促進」について、この事業で公共交通の運賃補助を行うということですが、補助の回数制限等はあるのでしょうか。

事務局：こちらの事業の内容につきましては、交通政策課が開催している公共交通協議会で協議をしておりますので、その具体的な制度設計につきましては、これから決定いたします。

委員：ただいまの御質問に関連して、現在青梅市では、期間限定でグリーンスローモビリティを運行しております。

私が運行ルートの近くに住んでいるので、頻繁に通っている様子を見るのですが、必ず乗客が乗っています。

無料ということもあるかとは思いますが、やはりニーズがあるということだと思います。

近隣の羽村市では、1回100円で乗れるような移動支援サービスもありまして、高齢者にとってそういった事業はとてありがたいものだと思います。

ぜひこういったものも早いうちに計画して、実行に移していただきたいと思います。

事務局：当市におきましては、御指摘のとおり公共交通に課題を抱えております。

そういった中で、例示していただいたグリーンスローモビリティであれば、利用状況

等の実証実験を行って検討していくことにはなりますが、当事業につきましては主に協議する場が別にごさいます、そちらで御意見をいただきながら協議を進めていくというものになっております。

委員：わかりました。

介護保険にかかる高齢者や後期高齢者を支援する立場からも、ぜひ大きな声で訴えていただきたいと思います。

委員：先ほど委員から健診の御指摘があった際に気づいたのですが、仮に人間ドック等民間で受診しているようなケースがそれなりに多い場合、果たして受診率がこれ以上上がるのか否かということについて、客観的に見ていく必要があるのではないかと感じました。

例えばニーズ調査等の中に、市の事業以外で人間ドック等を受けたことがあるかという設問を設けたりすることで、集計することもできるのではないかと感じました。

したがって、現行の資料1-2ですと、評価指標を「受診率」ということで打ち出されておりますが、仮に民間で健診を受けている人と、市の健診を受けている人を合算すればほぼ100%になるというようなことがあれば、市の健診に対する受診率というものはどこかの時点である程度頭打ちになるということも考えられますので、一概に受診率を高めることが目標になる、とは言い難いかもしれないと感じました。

会長：ただいまの特定健診について、青梅市の国民健康保険に加入されている方が人間ドックを受けられた場合には、青梅市からの費用補助がありますので、できればそういった方が市の健診に来ていただければ、民間で他に健診を受けているといったような事情等も分かるかと思っておりますので、そういった周知ができれば、集計も可能なのではないかと少し感じました。

委員：資料1-1、52ページの37番の事業についてです。

介護人材確保事業につきましては、具体的なメニューが様々ある中で、事業者としてどのような事業が望ましいかという視点で、市から御相談をいただいているところです。

主に考えられるものとしては、事業者の様々な事業に対する補助や、離職者を防止するための補助、それから新たな介護人材を確保するための取組の3点になろうかと思いますが、それぞれ各事業者間の調整等も含めて、日常的に細かく話を詰めていかないと上手くいかないのではと思っております。

仮に、先日開催された「介護の日」のイベントを例に取れば、介護現場についてブースを作って一般に周知しようとしたところで、実際に訪れる人は1人しかいなかったとか、そういった事態にもなりかねないので、やはりこの人材対策についてもっと実のあるものにしていくにはどうしたら良いのか、市と事業者での共同作業をぜひ積極的に企画していただきたいと思っております。

委員：ただいまのお話に関連して、先日都立の高校で、主に青梅市に基盤がある中小企業や、介護のダイサービス、介護施設の事業者等が集まり、民間の人材紹介会社とタイアップして、体育館で簡単な職業体験のようなイベントを開催されておりました。

そのときに、青梅市内のある介護施設の事業者が、現場での介護の方法について、実際に人形のようなものを用いて解説をしており、子どもたちもとても興味を持って見ていました。

また、仕事として介護や看護のことを考えている学生も実際におりましたが、そこで問題となってくるのが、進学についてです。家庭環境等様々な理由で進学ができないという子どももいるかと思えます。

そこで、今回例に挙げさせていただいたような、実体験として介護を捉えることができる場の開催や、進学についての後押しなども市からしていただけると良いのではないかと感じました。

もう1点別件で質問させていただきたいと思えます。

資料1-1の50ページ、22番の高齢者移動支援補助事業についてです。

こちらは11月15日の広報おうめでも掲載されておりましたが、実際にこの広報の効果によって応募してきた団体がいたかどうか、また、ガソリン代や保険について等様々な懸念が出てこようかと思えますが、そういったことについて市民からの反応はございましたでしょうか。

事務局：広報の効果につきましては、現在自治会から問合せをいただいております、今後事業の詳細について御説明をすることとなっております。

現在のところ、お問合せをいただいたのはこちらのみとなっております。

会長：それでは、他に御意見等は無いようなので、採決に移ります。

第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案につきまして、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

<全員賛成>

会長：それでは全員賛成と認め、原案どおり決定いたしました。

なお、計画の第4章につきましては、次回の協議とさせていただきます。

また、文中の表現等の修正・整理につきましては、事務局にて対応をお願いいたします。

それでは次の議題に移ります。

議題（2）報告事項 ア 令和5年度第3回青梅市介護保険運営委員会議事要旨について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：令和5年度第3回の議事要旨につきましては、11月2日に原案をお送りいたしました。

確認および修正期日を11月7日に設けましたが、修正はございませんでした。

その後、事務局では一部文言の整理をしておりますが、本日、資料2として配布いたしました議事要旨について、改めて修正等がございましたら、御意見をいただきたく存じます。

会長：ただいまの説明につきまして、御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

<質問・意見無し>

会 長 : それでは、御意見等は無いようなので、次の報告事項に移ります。

報告事項 イ 介護保険の実施状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : 報告事項の「介護保険の実施状況について」と、「青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について」は、会議の時間の都合により、資料3および資料4にてコメントで説明を付記しておりますので、説明を割愛させていただきます。

会 長 : それでは、報告事項 イ、ウの双方について、御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

委 員 : 114 ページの5、事故発生時の報告状況について伺いたいと思います。

(2) 分類別届出件数について、こちらは在宅サービス・施設サービス双方で合算した件数ということでしょうか。

事務局 : はい、各事業所から報告を受けた件数の総数となります。

委 員 : 分かりました。

また、事故の分類の1号のところ、①怪我等で入院や治療を受けたもの、②誤飲等で入院や治療を受けたもの、③利用者等のトラブルで入院や治療を受けたもの、といった形でケースが分かれています。それぞれのケースでの集計については取られていますでしょうか。

もし取られているということであれば、例えば同じ施設で同じような事故が多発しているような場合に、分析と対策のようなものも取れるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

事務局 : データとしては保有しておりますが、個々の事案についての分析というよりは、内容に疑いがあるような事故や、原因不明で何も分からないような事故について、直接施設と連絡をさせていただいて、都度聞き取りを行っているといった状況です。

委 員 : 113 ページの4 相談苦情受理状況(2-1)分類について、東京都全体と比較されており、簡単に見ると東京都の人口が1300万人、それに対して青梅市は13万人で、青梅市は東京都の1%に当たる人口であると思います。

その中で保険料について見ると、東京都は全体で3213件の苦情のうち、保険料についての苦情は728件、対して青梅市は全体48件のうち、22件が保険料の苦情であるということで、比率として青梅市は保険料の苦情が突出しているように見えるのですが、これについて具体的な理由は把握されていますでしょうか。

事務局 : 苦情の受理状況について、東京都は現時点で公表されている最新資料が令和3年度分であり、その時点での実績を掲載させていただいております。

そして、市の令和4年度実績についてですが、こちらは資料のコメントにも記載のあるとおり、これまではあくまでも対処が困難な事例についてのみカウントをしております。

令和5年度からは全件把握を目指し、保険料を含めた軽微な相談苦情についてもカウ

ントしていることから、令和5年度においては見かけ上突出して保険料の苦情が多いような集計になっているところでございます。

また、先ほど都との比較のお話がありましたが、他市区町村における苦情受理の基準等についてはこちらで把握をしきれておりませんので、もし他市区町村ではお電話での軽い苦情でも全てカウントしているというようなことであれば、確かに青梅市は集計上突出して見えてくるということもあるのではないかと思います。

事務局：ここで、報告事項 ウ 青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について、補足の説明がございます。

前回の運営委員会でも御質問をいただいている、地域包括支援センターの支所設置場所についてですが、現在も設置場所は決定しておりません。

今後のスケジュールについては、令和6年1月中には第2・第3地区ともに土地の契約を締結し、次回の運営委員会で結果をお示しできるように考えております。

また、それまでに市民の方への周知も行ってまいりたいと考えております。

会長：私からも1点、事務局に質問がございます。

以前に当委員会の協議にて、地域密着型サービスの看護小規模多機能型居宅介護、また定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備が決定いたしました。

その内の定期巡回につきましては、事業運営場所の変更もあったかと思いますが、現在の状況等をお伺いできますか。

事務局：ただいま御質問いただいた地域密着型サービスの整備の件につきまして、看護小規模多機能型居宅介護につきましては、工期スケジュール等の影響により、当初の計画から若干遅れているところではございますが、令和6年2月に開設予定との報告を受けております。

また、定期巡回につきましては、現在運営元の法人と協議を重ねており、既存の事業所を利用して令和6年3月末までに開設との報告を受けております。

いずれも事業所の開設に伴う補助金の申請期限等がございますので、第8期計画期間中の令和6年3月末までに開設いただく予定となっております。

会長：それでは、その他に御意見等はないようなので、次第の4 その他になります。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

委員：地域包括支援センターの業務の一つである「生活支援体制整備事業」についてお伺いします。

その中の第2層協議体について、先日意見交換会がございました。

この度成木地区でも協議体が誕生したことで、全市民センター単位で協議体が出来上がったところではございますが、その中で、活動費があればもう少し日々の活動を行いやすいという御意見が各地域から挙がっておりました。

そこで、現状の第2層協議体での活動費用がどのような状況なのか、教えていただけますでしょうか。

事務局：活動費につきまして、アンケートやチラシ等の紙代や印刷費については生活支援体制整備事業の予算で対応しているところでございますが、地域で活動するに当たり、その他に必要な経費につきましては、現在協議体内部でも御意見等をいただきながら、検討をしているところでございます。

委員：ありがとうございます。

先日の意見交換会に参加した際、地域によっては講師を呼んで研修会を行い、講師の報酬については会の代表がお支払いをされていたと伺ったので、その場はそれで良かったのかもしれませんが、そういったやり方は誰でもできるわけではなく、活動として長続きしないのではないかという恐れを感じたので、御意見させていただきました。

基本的には紙代や印刷代等、事務にかかる経費は現在負担していただいております、地域ごとの個別の活動については、各地域で生活支援コーディネーターや市民の方々とともに検討していくということで理解しました。

会長：それでは、他に委員の皆様から御意見等はないようなので、事務局から何かございませんでしょうか。

事務局：事務局から2点ほど御連絡させていただきます。

まず1点目ですが、第3回介護保険事業計画策定部会の日程になります。

当初12月中に開催する予定でしたが、前回の部会にて日程調整をさせていただいた結果、令和6年1月12日（金）13時30分から開催とさせていただくこととなりました。

国の制度改正の検討状況について御報告させていただきますと、本来昨年末に出る予定であった「介護保険料の負担段階」や制度改正の内容について、今年の年末まで持ち越しの協議となっております。

主に予定されている制度改正の内容としては、介護サービス費の支払いにおける自己負担の2割負担者の拡大や、所得金額が上位である高齢者の保険料の引き上げ等が検討されているところですが、まだ結論に至っていない状況でございます。

また、新しい介護保険サービスについての検討も始まっております。

構想としては、訪問介護と通所介護を統合したサービスということですが、こちらについてもまだ最終的な結論には至っておりません。

しかし、これらの結論が年末までに出るということもありますので、来年1月12日まで経過を注視しつつ、計画策定部会を開かせていただく予定となっております。

また、2点目でございます。

本日の議事録につきましては、作成後各委員に送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いたします。

次回の介護保険運営委員会でございますが、計画策定部会を経たのち、当初の予定どおり令和6年2月1日の13時30分からは予定しております。

事務局からは以上でございます。

会 長 : 本日は長時間にわたり、熱心に御討議いただきましてありがとうございました。
これにて終了とさせていただきます。
事務局では本日の議論を踏まえ、整理をよろしくお願いいたします。
それではこれで散会といたします。
御苦勞様でした。

令和 5 年度 第 5 回介護保険運営委員会 議事要旨 (案)

1 開催日時 令和 6 年 1 月 1 2 日 (金曜日) 15 時 00 分～15 時 30 分

2 出席委員

小山登美夫、沖山哲、橋本満智子、小嶋直之、角田昭文、相墨欽章、坂本竜、土田大介、
百瀬澄雄、田中三広、新井一夫、菅沼隆

(敬称略・順不同)

議 事

<開会>

事務局 : 皆様、本日はお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、令和 5 年度第 5 回の「青梅市介護保険運営委員会」を開催させていただきます。

事務局 : 本日の委員会は、15 時 00 分現在、委員 14 名中 12 名の御出席をいただきました。

委員の出席者が過半数を超えておりますので、青梅市介護保険規則第 52 条の 3 により、この委員会が有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日の傍聴者ですが、3 名おりますことを併せて御報告いたします。

事務局 : それでは、次第にしたがって進めさせていただきます。

まず初めに、増田健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

<部長のあいさつ>

事務局 : 日頃より、青梅市の介護保険事業に御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の介護保険運営委員会でございますが、急遽の開催となったこと、またその開催内容につきまして、事前に詳細な御説明ができませんでしたことをお詫び申し上げます。

今回の開催理由ですが、介護保険事業の予算確認の中で、6 事業者に委託している 4 事業について、市の担当者の認識不足等により、長期にわたり算定誤りがあることが判明しました。

詳細につきましては、後ほど資料にもとづき、担当から御説明させていただきますが、市といたしましては、まずは介護保険運営委員会に御報告させていただき、その後、市民の皆様、また議会等に御報告させていただきます。

市の不手際により、市民の皆様をはじめ、委員の皆様、事業者の方に御迷惑をおかけしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

今後このようなことがないように、国の通知等を改めて精査するとともに、職員の業務知識の向上に努めてまいりたいと考えております。

事務局 : それでは議題に入る前に、机上配布させていただきました、本日の資料について御確認させていただきます。

<配布資料の確認>

事務局 : 配布資料は次のとおりです。

次第(裏面委員名簿)

資料番号1が「地域支援事業等の委託契約にかかる消費税相当分の過払いについて」。

資料番号2が、「地域支援事業交付金算定の修正について」。

資料は以上となります。

過不足がございましたら、お申し付けください。

事務局 : それでは、お席にあるマイクの根元のボタンがマイクのスイッチになっております。

御発言の際はボタンを押していただくと、赤いランプがつき、これでマイクがオンとなります。

御発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただき、マイクをオフにしていただきたく存じます。

事務局 : それでは、以後の議事につきましては会長の進行でお願いしたく存じます。

<議題>

会長 : それでは次第に沿って進めたいと思います。

議題の(1) 報告事項 地域支援事業費について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : この度は市民の皆様、委員の皆様、関係事業者の皆様にご多大なる御迷惑をおかけしましたことを、お詫び申し上げます。

資料1を御覧ください。

この度、当市におきまして、複数の事業における委託契約について、本来は消費税法第6条の規定により「非課税」であるべきところ、消費税相当分を含んだ契約を行い、消費税相当額を過払いしていたことが判明いたしました。

まず(1) 在宅介護支援センター事業運営委託料についてです。

こちらは平成6年度から平成29年度まで、2事業者に対して11,520,517円の消費税相当額を過払いしておりました。

続きまして、(2) 地域包括支援センター事業運営委託料についてです。

平成18年度から令和4年度まで、2事業者に対して83,977,389円の消費税相当額を過払いしておりました。

続きまして、(3) 認知症初期集中支援チーム実施委託料についてです。

こちらは平成29年度から令和4年度まで、1事業者に対して68,165円の消費税相当額を過払いしておりました。

最後に、(4) 認知症BPSDケアプログラムアドミニストレーターフォローアップ研修実施委託料についてです。

こちらは平成29年度から令和4年度まで、1事業者に対して321,291円の消費税相

当額を過払いしておりました。

これらの消費税相当額の過払いが判明した経緯についてですが、令和6年度に向けての予算積算を行っている中で疑義が生じ、法令の再確認および税務署への照会を行ったところ、本件の過払いが判明したところでございます。

続きまして、今後の対応についてでございますが、市といたしましては、消費税相当分の過払い額につきましては、各委託事業者様に対し、返還を求めていきたいと考えております。

納付時期や方法等につきましては、各事業者と協議してまいりたいと考えております。

今年度に締結済みの契約につきましては、消費税相当額を差し引いた金額にて契約変更の協議を行う予定でございます。

資料1の説明は以上となります。

続きまして、資料2を御覧ください。

地域支援事業交付金とは、介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括支援センターの運営等の包括的支援事業を実施するにあたりまして、国や都から法定割合に応じて交付される交付金となっております。

当市は、平成18年度から地域支援事業交付金の交付を受け、事業を実施してまいりました。

ここで、平成29年度にこの交付金の算定方法が変更されましたが、同年度以降も、当市においては従前の算定方法で申請を行っておりました。

算定方法の修正内容について御説明させていただきます。

資料左側の「誤」と記載のある図を御覧ください。

当市はこれまで、太線で囲っている「B包括的支援事業」の社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師の3職種の人件費等を交付対象経費として算定しておりました。

また、地域包括支援センターの介護支援専門員等が作成したケアプランに基づくプラン料収入を、交付対象経費から控除していませんでした。

続きまして、平成29年度変更後の本来の算定方法ですが、右側の図を御覧ください。

先ほどの社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師の3職種の人件費だけではなく、それ以外の介護支援専門員や事務員の人件費も含めた、大きく太枠で囲まれた「A地域包括支援センター業務」の実支出額から、ケアプラン料収入を控除した額が交付対象経費となります。

これにより、平成29年度から令和3年度までの分で、51,468,453円が市に追加交付されることとなります。

こちら、先ほどの消費税相当分の過払いと同様に、令和6年度に向けての予算積算を行っている中で疑義が生じ、国や都に照会を行ったところ、交付金の算定方法に誤りがあったことが判明いたしました。

なお、令和4年度分の変更申請につきましては、令和6年度に行うよう東京都から指

示を受けております。

ここまで、地域支援事業等の委託契約にかかる消費税相当分の過払いと、地域支援事業交付金算定の修正について御説明させていただきました。

今後同様の事案が起こらぬよう、国や都から周知される制度改正内容や、関連する通知文書について、これまで以上に精査し、遺漏なく対応するとともに、不明瞭な部分については、必ず国や都に照会を行うなど、確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

市の認識不足により御迷惑をおかけしましたことを、改めてお詫び申し上げます。

地域支援事業費についての説明は以上となります。

- 会 長 : ただいまの説明について、御質問・御意見等がありましたらお願いいたします。
- 委 員 : 今回4事業6事業者に対してこのような確認不足があったという中で、金額を見てとても驚いたところですが、元々こういった業務委託契約を行う際に、課税・非課税についての確認はされているのでしょうか。
- 事務局 : 契約時の文書において、各委託料を提示する欄に、消費税分の記載がございますので、そちらで確認をしております。
- 委 員 : 契約時の文書はそれとして、毎月の業務委託費というものは記載されているのでしょうか。
- 事務局 : 毎月の委託費用の記載はございます。
- 契約の際に「非課税」として処理すべきところを、「課税」対象という認識で金額を出しておりましたので、契約時に「課税」として処理していたという経緯でございます。
- 委 員 : 金額の問題もありますが、各事業者と協議はされているのでしょうか。
- 事務局 : 先日、各事業者へ御説明させていただきました。
- 委 員 : 先方には御理解いただけておりますでしょうか。
- 事務局 : 現状は御理解いただいているという認識でございます。
- 委 員 : 各事業者からすれば、最初に提示された金額で納得して契約したつもりが、契約後に金額を下げられたという形になるかと思えます。
- 過払いであったという事情はありますが、今回は市の確認不足もあります。
- 各事業者との協議については、慎重かつ丁寧に進めていただければと思います。
- 事務局 : はい、本市としても先日の一度の説明で終了とは考えておりませんので、今後も引き続き御理解を求めてまいりたいと考えております。
- 委 員 : 可能であれば、事務局の第2・第3地区の地域包括支援センター長の方々にも御意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。
- 事務局 : 本件につきましては、市と法人本体の契約上の話になりますので、センター長からのコメントとしては差し控えさせていただきます。と思います。
- 委 員 : それでは、丁寧な御対応をよろしくをお願いいたします。
- 委 員 : 資料1の(1)在宅介護支援センター事業運営委託料のみ、平成29年度で過払いが終わっているということですが、それ以降はどうなったのでしょうか。

また、かなり長い期間の過払いということになりますが、時効は適用されるのでしょうか。

事務局：当事業におきましては、平成 29 年度を以って、地域包括支援センターの業務に吸収される形で終了しております。

また、民法上の債権としての時効は 10 年ということにはなっておりますが、こちらは各事業者が時効の援用を行った場合に限られるため、援用をされない限りにおいては期限はございません。

委員：そうした場合、市からはお願いをする形で返還していただくことになるかと思いますが、ここに法律上の返還義務は発生しないということでしょうか。

事務局：事業者が時効の援用を行った場合には、返還義務は発生しないこととなります。

委員：市の過失を根拠に時効の援用をされる場合もあるかと思いますが。

これだけ大きな金額となると、今後はそもそも地域包括支援センター業務の委託を行うべきか否か、検討する必要も出てきようかと思えます。

難しい問題かとは思いますが、丁寧に当たっていただきたいと思えます。

委員：今回 6 事業者のみで過払いがあったということでしたが、法令解釈に誤りがあったということは、他の事業者に対しても同様の事象が発生しているのではないのでしょうか。

事務局：今回問題となったケースについては、本来「非課税」となる事業であったものを、誤って「課税」扱いとしてしまったというものですが、その他の事業につきましては、本来的に全て「課税」扱いとなるものであったことから、結果的に誤りが起こらなかったということでありませう。

委員：今回の過払い対象になる各事業者については、廃業などされてはいませんか。

その場合、交渉そのものができなくなってしまうのではないかと懸念しました。

事務局：各法人につきましては、廃業はされておられません。

会長：他に御意見等が無いようでしたら、事務局から何かございますでしょうか。

事務局：委員の皆様におかれましては、数々の御指摘・御意見を賜り、誠にありがとうございました。

当市といたしましては、いただいた御指摘等を真摯に受け止め、再発防止に努めてまいります。

また、今回の対象となった各事業者におかれましては、当市としても長年にわたり連携しながら事業を行ってきたということもありますので、今後とも丁寧に協議を重ねてまいりたいと考えております。

最後に、改めてお詫び申し上げますとともに、今後とも市政への御支援・御協力を賜りたく存じます。

会長：事務局においては、今回の報告事項について適切に処理・対応していただくとともに、今後同様のことが起こらないよう、再発防止に向けて徹底いただくようお願いいたします。

続きまして、次第の4、その他でございます。

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

委員：次回の運営委員会の時に、今回の件の再発防止策等の御報告をいただきたいと思いません。

人的ミスは起こるものですので、今後の返還の流れ等も都度御報告いただけたら、分かりやすいのではないかと思います。

事務局：今後進捗がございましたら、その都度御報告させていただきます。

会長：それでは、他に委員の皆様からは無いようなので、事務局から何かございますか。

事務局：本日の議事録案につきましては、作成後に各委員へ送付させていただきますので、御確認いただきますようお願いいたします。

また、次回の運営委員会ですが、令和6年2月1日（木）の13時30分からを予定しております。

1年間御協議いただいた高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の答申をいただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

会長：それでは、本日はこれで終了させていただきたく思います。

御苦労さまでした。

イ 介護保険の実施状況について

1 要介護認定について

(1) 要介護度別認定者数の推移（令和5年11月30日現在）

要介護・要支援等認定者数（青梅市）		11月	
		人数	
要支援1	R5	943	14.3%
	R4	901	14.0%
	増減	42	0.3%
要支援2	R5	837	12.7%
	R4	789	12.3%
	増減	48	0.4%
要介護1	R5	1,235	18.7%
	R4	1,199	18.6%
	増減	36	0.1%
要介護2	R5	979	14.8%
	R4	932	14.5%
	増減	47	0.3%
要介護3	R5	855	13.0%
	R4	891	13.9%
	増減	▲ 36	▲0.9%
要介護4	R5	1,025	15.5%
	R4	1,022	15.9%
	増減	3	▲0.4%
要介護5	R5	721	10.9%
	R4	698	10.9%
	増減	23	▲0.0%
青梅市 計	R5	6,595	100%
	R4	6,432	100%
	増減	163	—
認定率※1	実績	R5	16.4%
		R4	16.2%
	計画値※2	R5	17.6%
		R4	17.0%

←前年同月比0.1ポイントの増

※1 認定率＝認定者数（1号認定者数＋2号認定者数）／第1号被保険者数（令和5年11月30日現在40,100人）

※2 認定率の計画値は、第8期介護保険事業計画における推計値（各年度とも9月末時点）

(2) 申請件数等の月別集計（令和5年11月30日現在）

		11月	合計※	月平均	
申請件数(件)	R5	新規	161	1,278	159.8
		更新	199	2,309	288.6
		変更	95	667	83.4
		計	455	4,254	531.8
	R4	新規	151	1,976	164.7
		更新	302	4,435	369.6
		変更	62	892	74.3
計		515	7,303	608.6	
認定調査数(件)	R5	455	4,219	527.4	
	R4	474	5,697	474.8	
審査判定数(件)	R5	433	4,295	536.9	
	R4	472	5,509	459.1	
変更率(%)	R5	6.0%	—	—	
	R4	11.4%	—	—	
認定結果通知平均日数(日)	R5	37.4	42.8	—	
	R4	32.6	35.3	—	

※合計は、令和5年度は令和5年11月30日末現在、令和4年度は年度計

コロナ特例(コロナウイルス感染防止の観点から、訪問調査を受けることが困難な場合に、要介護度の有効期間を12か月延長する取扱い)終了のため、認定調査数および審査判定数は前年同月と比べて増加、認定結果通知平均日数は30日を上回る状況が続いています。

(3) 審査判定内訳（件）（令和5年11月30日現在）

	11月	合計	構成比	構成比順
非該当	10	106	2.5%	⑧
要支援1	63	540	12.6%	④
要支援2	55	481	11.2%	⑦
要介護1	76	797	18.5%	①
要介護2	68	639	14.9%	③
要介護3	50	507	11.8%	⑥
要介護4	74	710	16.5%	②
要介護5	37	515	12.0%	⑤
計	433	4,295	100.0%	-

(4) 第1号被保険者における認定率（令和5年9月30日現在）

第1号被保険者数			9月		
			人数	構成比	認定率
全国	R5	合計	35,884,442	100.0%	19.3%
		前期(65~74歳)	16,070,048	44.8%	4.4%
		後期(75歳以上)	19,814,394	55.2%	31.4%
	R4	合計	35,890,242	100.0%	19.1%
		前期(65~74歳)	16,780,139	46.8%	4.4%
		後期(75歳以上)	19,110,103	53.2%	31.9%
東京都	R5	合計	3,154,872	100.0%	20.6%
		前期(65~74歳)	1,366,636	43.3%	4.8%
		後期(75歳以上)	1,788,236	56.7%	32.6%
	R4	合計	3,153,047	100.0%	20.2%
		前期(65~74歳)	1,423,827	45.2%	4.8%
		後期(75歳以上)	1,729,220	54.8%	32.9%
青梅市	R5	合計	40,051	100.0%	15.9%
		前期(65~74歳)	18,658	46.6%	3.9%
		後期(75歳以上)	21,393	53.4%	26.3%
	R4	合計	39,753	100.0%	15.8%
		前期(65~74歳)	19,470	49.0%	4.2%
		後期(75歳以上)	20,283	51.0%	27.0%

※ここでの認定率は、第2号被保険者の認定者数を含まずに計算しています。
 青梅市の合計は15.9%で、前年同月比(15.8%)0.1%増加しています。
 全国(19.3%)および東京都(20.6%)から、それぞれ3.4、4.7ポイント下回っています。

(5) 認定者構成比（令和5年9月30日現在）

介護度		9月		
		構成比		
		青梅市	国	都
要支援1	R5	14.4%	14.2%	15.2%
	R4	13.7%	14.2%	15.2%
要支援2	R5	12.4%	13.9%	12.9%
	R4	12.4%	13.8%	12.6%
要介護1	R5	18.9%	20.8%	20.7%
	R4	18.8%	20.9%	21.0%
要介護2	R5	14.5%	16.7%	16.5%
	R4	14.9%	16.8%	16.4%
要介護3	R5	13.2%	13.1%	12.8%
	R4	13.4%	13.2%	12.8%
要介護4	R5	15.4%	12.7%	12.9%
	R4	16.1%	12.6%	12.8%
要介護5	R5	11.2%	8.5%	9.1%
	R4	10.8%	8.5%	9.0%
認定率※	R5	16.3%	19.7%	21.0%
	R4	16.2%	19.4%	20.7%

※国と東京都の資料は9月30日現在が最新であるため、市も同時点のデータで記載しています。
 ここでの認定率は2号被保険者も含みます。
 分析としては、青梅市は国や都と比べて要介護4や5の比率が高い状況です。

2 介護保険料について

(1) 令和5年度介護保険料の賦課収納状況(11月末日現在)

(単位:千円)

区 分	予算額	調定額 (11月末日現在)	月 別 収 入 済 額 (月末値)									合計 (4~11月)	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			
現年度分	特別徴収	R5	2,274,377	2,255,543	0	380,728	△ 456	382,324	△ 7,181	379,325	△ 8,623	376,463	1,502,581
		R4	2,249,010	2,256,450	0	375,421	△ 293	376,324	△ 4,654	378,270	△ 5,672	377,627	1,497,024
	普通徴収	R5	188,054	212,774	0	60	35	30,742	39,065	22,637	27,862	23,596	143,997
		R4	210,664	203,537	0	25	26	25,460	38,876	22,596	24,180	23,021	134,183
	計	R5	2,462,431	2,468,317	0	380,788	△ 421	413,066	31,884	401,962	19,239	400,059	1,646,578
		R4	2,459,674	2,459,986	0	375,446	△ 267	401,784	34,222	400,865	18,509	400,648	1,631,207
滞納繰越分	普通徴収	R5	4,476	25,008	410	185	758	1,667	515	685	608	530	5,357
		R4	5,612	22,123	397	22	624	847	890	612	320	474	4,187
合 計	特別徴収	R5	2,274,377	2,255,543	0	380,728	△ 456	382,324	△ 7,181	379,325	△ 8,623	376,463	1,502,581
		R4	2,249,010	2,256,450	0	375,421	△ 293	376,324	△ 4,654	378,270	△ 5,672	377,627	1,497,024
	普通徴収	R5	192,530	237,781	410	245	793	32,409	39,580	23,321	28,470	24,126	149,354
		R4	216,276	225,659	397	47	650	26,307	39,766	23,208	24,500	23,495	138,370
	計	R5	2,466,907	2,493,324	410	380,973	337	414,734	32,399	402,647	19,847	400,589	1,651,935
		R4	2,465,286	2,482,109	397	375,468	358	402,631	35,112	401,478	18,829	401,122	1,635,394

※ 普通徴収は7月から第1期の納期がはじまるため、4月、5月、6月分は前年度相当分。ただし、財務会計上は当該年度の調定として処理します。賦課決定が新年度(4月以降)であるためです。対象となる者 ⇒ 3月以前に転入した者(所得調査を行ったのちに賦課決定します。)や遅れて税の申告をした者

※ 特別徴収(年金特徴)が市の収入となるのは奇数月のみですが、還付金については毎月処理しているため、奇数月はプラス、偶数月はマイナスとなります。還付金が発生する理由 ⇒ 課税更生のため過納となり還付が発生します。

(単位:千円)

区 分	予算額	調定額 (11月末日現在)	月 別 収 入 済 額 (月末値)									合計 (4~11月)	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			
延滞金	普通徴収	R5	200	15	5	3	2	5	2	5	1	6	29
		R4	200	6	0	4	0	2	2	8	0	1	18

(2) 督促状の発送状況(11月末日現在)

(単位:件)

区 分	-	-	-	-	1期	2期	3期	4期	合計 (1期~随時)
R5	-	-	-	-	839	784	798	590	3,011
R4	-	-	-	-	718	633	646	567	2,564

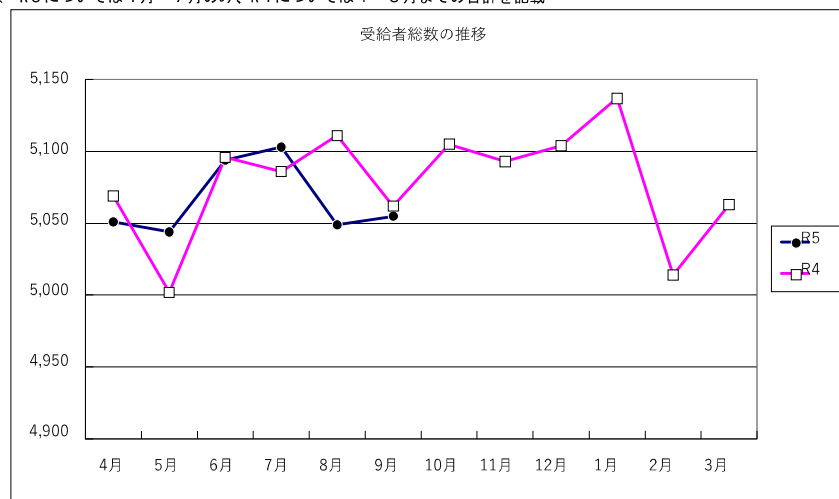
3 受給者数および給付費の状況について

(1) 受給者数

(単位：人)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(※) 計	月平均
居宅介護サービス受給者	R5	3,145	3,164	3,193	3,186	3,161	3,174	3,152	3,225					25,400	3,175
	R4	3,150	3,108	3,173	3,165	3,194	3,173	3,181	3,183	3,192	3,236	3,143	3,112	34,898	3,168
地域密着型サービス受給者	R5	541	539	550	546	534	529	530	552					4,321	540
	R4	539	530	563	564	556	551	547	549	553	545	525	530	6,022	546
施設サービス受給者	R5	1,365	1,341	1,351	1,371	1,354	1,352	1,372	1,377					10,883	1,360
	R4	1,380	1,364	1,360	1,357	1,361	1,338	1,377	1,361	1,359	1,356	1,346	1,421	14,959	1,365
介護老人福祉施設	R5	980	979	985	1,003	992	982	992	996					7,909	989
	R4	966	975	970	962	973	964	985	984	983	978	970	969	10,710	973
介護老人保健施設	R5	346	318	329	331	332	343	348	347					2,694	337
	R4	363	342	340	341	344	326	345	333	329	338	331	418	3,732	346
介護療養型医療施設	R5	16	18	16	16	8	9	8	7					98	12
	R4	30	25	30	22	17	19	18	16	16	16	17	18	226	20
介護医療院	R5	33	27	28	29	24	23	28	27					219	27
	R4	29	26	25	39	38	35	38	35	35	35	32	32	367	33
受給者 計	R5	5,051	5,044	5,094	5,103	5,049	5,055	5,054	5,154	0	0	0	0	40,604	5,076
	R4	5,069	5,002	5,096	5,086	5,111	5,062	5,105	5,093	5,104	5,137	5,014	5,063	55,879	5,079

※ R5については4月～7月のみ、R4については4～3月までの合計を記載



前年同月比で、居宅介護サービス、施設サービス受給者数は増加しています。

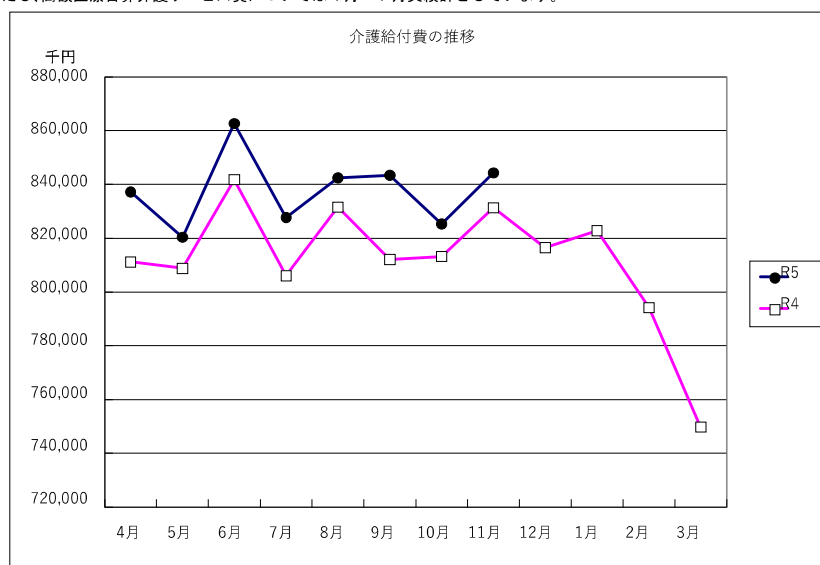
(2) 給付状況

(単位：円)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(※)計	月平均
居宅介護サービス費	R5	264,288,315	259,402,305	270,900,914	258,810,387	271,210,131	267,397,281	263,069,438	266,737,786					6,365,449,671	265,227,070
	R4	246,710,116	246,239,123	254,854,288	250,276,690	256,454,215	249,221,212	250,219,190	259,440,832	258,167,111	251,408,403	238,194,422	237,626,678	2,998,812,280	249,901,023
地域密着型サービス費	R5	74,589,192	70,521,526	76,195,542	73,139,214	69,364,200	77,277,291	75,289,575	78,233,431					1,783,829,913	74,326,246
	R4	75,456,391	74,268,755	80,577,644	76,589,514	76,488,657	76,084,933	72,994,155	74,794,731	74,850,279	71,727,214	68,145,688	67,573,956	889,551,917	74,129,326
施設介護サービス費	R5	406,244,226	389,482,513	404,073,978	398,980,796	407,102,103	405,343,024	396,659,094	407,391,414					9,645,831,444	401,909,644
	R4	400,681,978	386,956,894	398,585,398	384,938,422	400,732,958	393,966,571	397,508,004	404,148,745	389,142,243	405,117,126	396,044,124	355,608,014	4,713,430,477	392,785,873
福祉用具購入費	R5	2,134,872	1,083,893	1,229,200	925,364	1,407,186	1,435,448	460,179	900,285					28,729,281	1,197,053
	R4	2,193,448	82,813	1,628,268	1,079,006	1,166,031	958,151	1,420,622	983,575	1,018,202	725,972	1,125,565	963,782	13,345,435	1,112,120
住宅修費	R5	4,142,498	1,004,299	2,973,501	3,028,506	2,817,236	2,546,586	1,947,392	3,060,737					64,562,265	2,690,094
	R4	2,613,696	3,073,455	3,839,672	1,463,804	6,297,935	3,023,868	1,666,148	2,699,147	3,306,010	3,580,522	1,658,714	2,063,039	35,286,010	2,940,501
サービス計画給付費	R5	40,393,868	40,984,411	41,265,671	40,922,478	40,767,304	40,976,530	40,346,162	41,295,303					980,855,181	40,868,966
	R4	40,525,662	40,136,003	40,896,096	40,843,198	40,453,575	40,354,842	40,614,155	41,213,292	41,071,841	41,411,188	40,456,904	40,209,873	488,186,629	40,682,219
審査支払手数料	R5	687,425	699,158	707,714	698,425	705,331	700,198	702,397	713,214					16,841,586	701,733
	R4	681,254	674,226	693,231	684,126	690,909	680,947	690,786	697,753	698,669	697,081	682,109	685,836	8,256,927	688,077
高額介護サービス費	R5	20,155,771	24,755,630	23,342,789	23,743,591	23,514,832	24,279,793	23,725,802	22,920,873					559,317,243	23,304,885
	R4	18,674,086	24,522,703	22,366,400	22,794,282	23,804,612	24,327,995	23,758,178	22,916,422	24,624,559	23,659,879	23,857,714	23,288,187	278,595,017	23,216,251
高額医療合算介護サービス費	R5	59,624	8,563,480	17,756,126	4,107,291	1,093,504	404,674	344,090	116,701					32,445,490	4,055,686
	R4	62,023	10,180,942	14,634,498	4,623,786	1,322,691	834,607	953,003	454,191	248,701	178,862	102,945	143,957	33,740,206	2,811,684
特定入所者介護サービス費	R5	24,501,014	23,873,767	24,207,359	23,349,670	24,465,754	23,026,547	22,729,782	22,940,448					567,283,023	23,636,793
	R4	23,622,479	22,642,893	23,683,637	22,790,451	24,190,340	22,651,197	23,355,694	23,992,841	23,321,133	24,294,095	23,939,467	21,574,022	280,058,249	23,338,187
給付費計	R5	837,196,805	820,370,982	862,652,794	827,705,722	842,447,581	843,387,372	825,273,911	844,310,192	0	0	0	0	20,110,036,077	20,110,036,077
	R4	811,221,133	808,777,807	841,759,132	806,083,279	831,601,923	812,104,323	813,179,935	831,341,529	816,448,748	822,800,342	794,207,652	749,737,344	9,739,263,147	811,605,262

※ R5については4月実績計×12で計上しています。

ただし、高額医療合算介護サービス費については4月～7月実績計としています。



前年同月比で、受給者数の総数はほぼ横ばいながら、給付費全体は増加しています。

4 相談苦情受理状況(令和5年11月末現在)

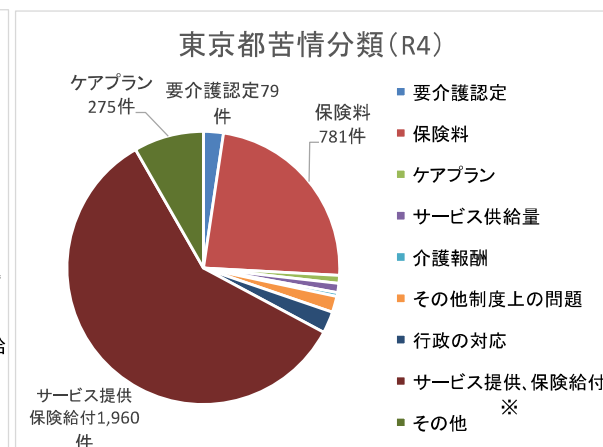
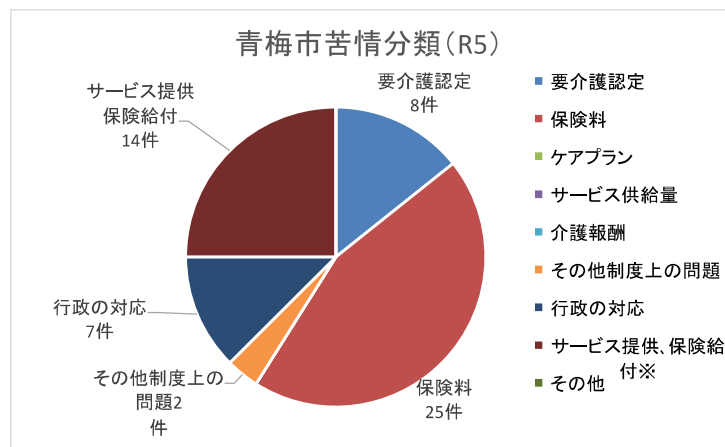
月	R4	R5	都全体(R4)
04月	2	9	220
05月	3	4	228
06月	5	2	207
07月	4	23	379
08月	3	5	715
09月	1	5	245
10月	5	4	274
11月	4	4	242
12月	3	0	219
01月	0	0	191
02月	1	0	184
03月	5	0	222
計	36	56	3,326

	R4	R5	都全体(R4)
要介護認定	1	8	79
保険料	3	25	781
ケアプラン	1	0	31
サービス供給量	0	0	37
介護報酬	0	0	15
その他制度上の問題	0	2	63
行政の対応	1	7	85
サービス提供、保険給付※	30	14	1,960
その他	0	0	275
計	36	56	3,326

	R4	R5	都全体(R4)
サービスの質	5	1	528
従事者の態度	9	8	337
管理者等の対応	11	3	243
説明・情報の不足	3	1	393
具体的な被害・損害	0	0	180
利用者負担	0	0	36
契約・手続関係	0	1	139
その他	2	0	104
計	30	14	1,960

※2の分類がサービス提供、保険給付の場合の苦情内容

R4年度は対処困難な事例等のみを件数としてカウントしていたため、実際の苦情より件数が少なく計上されていました。今年度は全数把握のため、改善を図ります。R5年度は主に介護保険料、次いでサービス提供、保険給付の苦情があり、保険料に関する問い合わせ・苦情が当初賦課を行った7月に増加しました。サービス提供、保険給付では従事者の態度に対する苦情が多く見られます。



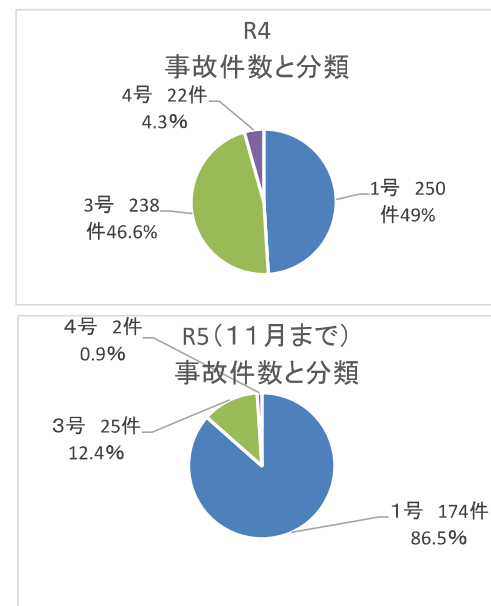
5 事故発生時の報告状況(令和5年11月末現在)

(1) 月別届出件数 (件)

	R4	R5
04月	43	29
05月	34	25
06月	25	18
07月	31	23
08月	69	27
09月	48	18
10月	36	30
11月	55	31
12月	57	0
01月	54	0
02月	39	0
03月	19	0
計	510	201

(2) 分類別届出件数 (件)

分類	R4	R5
1号	250	174
2号	0	0
3号	238	25
4号	22	2
計	510	201



*** 分類 ***

【1号】

介護サービス利用者に対する介護サービスの提供により発生した死亡または重傷等の入院加療等を必要とする事故

- ①ケガ等で医療機関で入院や治療を受けたもの
- ②誤飲が原因等で医療機関で入院や治療を受けたもの
- ③利用者等のトラブルで医療機関で入院や治療を受けたもの

【3号】

食中毒、感染症等(結核、疥癬)で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故

【2号】

利用者に対する介護サービスの提供に伴う業務遂行により発生し、請求された損害賠償にかかる事故

【4号】

その他市長が必要と認める事故

- ①従業員の法令違反
- ②不祥事等利用者の処遇に影響があるもの
- ③震災、風水害、火災等これに類する災害

R4年度は新型コロナウイルスの影響で分類3号が事故報告の約半数を占めています。

R5年度11月時点では分類3号の事故報告は25件と減少傾向であり、1号の事故報告が大半を占めています。

6 市内介護サービス事業所数 令和5年11月30日現在
 (1) 介護サービス () 内は、令和5年9月30日現在。

サービス種別	区 分	
居宅介護支援 (ケアプラン作成)	31	(32)
居宅サービス	103	(100)
訪問介護	16	(15)
訪問入浴介護	3	(3)
訪問看護	20	(18)
訪問リハビリテーション	6	(6)
通所介護	17	(17)
通所リハビリテーション	4	(4)
短期入所生活介護	24	(24)
短期入所療養介護	3	(3)
特定施設入居者生活介護	2	(2)
福祉用具貸与	4	(4)
特定福祉用具販売	4	(4)
施設サービス	30	(30)
介護老人福祉施設	24	(24)
介護老人保健施設	3	(3)
介護療養型医療施設	2	(2)
介護医療院	1	(1)
地域密着型サービス	28	(28)
地域密着型通所介護	14	(14)
認知症対応型通所介護	4	(4)
小規模多機能型居宅介護	2	(2)
看護小規模多機能型居宅介護	1	(1)
認知症対応型共同生活介護	7	(7)

(2) 予防サービス () 内は、令和5年9月30日現在

サービス種別	区 分	
介護予防支援 (ケアプラン作成)	3	(3)
介護予防居宅サービス	69	(67)
介護予防訪問入浴介護	3	(3)
介護予防訪問看護	20	(18)
介護予防訪問リハビリテーション	6	(6)
介護予防通所リハビリテーション	4	(4)
介護予防短期入所生活介護	23	(23)
介護予防短期入所療養介護	3	(3)
介護予防特定施設入居者生活介護	2	(2)
介護予防福祉用具貸与	4	(4)
特定介護予防福祉用具販売	4	(4)
地域密着型介護予防サービス	13	(13)
介護予防認知症対応型通所介護	4	(4)
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	(2)
介護予防認知症対応型共同生活介護	7	(7)

(3) 介護予防・生活支援サービス
 () 内は、令和5年9月30日現在

サービス種別	区 分	
介護予防・生活支援サービス	65	(63)
介護予防通所介護相当の通所型サービス	28	(28)
軽度者向けの通所型サービス	11	(11)
介護予防訪問介護相当の訪問型サービス	12	(11)
家事支援に特化した訪問型サービス	12	(11)
研修修了者による訪問型サービス	2	(2)

※各項目の事業所数については、調査時点で市が把握している限りのものになります。

休止等各事業所の状況に応じ、遡及して事業所数に変化が生じることもございますので、御了承ください。

7 地域密着型サービスの利用状況について

※ R4の計は4～3月までの実績を記載。R5の計は4～11月までの実績を記載。

(1) 認知症対応型通所介護

圏域	事業所名		定員		11月	計	
第1地区	東青梅デイサービスセンター	R5	1日	営業日数	26日	209日	
				延利用者	191人	1,726人	
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
	すずらん	R4	12人	1日	1日平均	7.3人	8.3人
					営業日数	26日	308日
					延利用者	251人	3,034人
第2地区	河辺デイサービスセンター	R5	1日	電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
				延利用者	293人	2,203人	
				営業日数	26日	209日	
	わかくさ	R4	12人	1日	1日平均	9.5人	10.4人
					延利用者	247人	3,212人
					電話連絡・訪問対応者	0人	0人
第3地区	デイサービスセンター	R5	1日	電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
				延利用者	204人	1,546人	
				営業日数	22日	173日	
	リバーパレス青梅	R4	12人	1日	1日平均	9.3人	10.1人
					延利用者	204人	2,597人
					電話連絡・訪問対応者	0人	0人
第1地区	東青梅デイサービスセンター	R5	1日	電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
				延利用者	385人	2,959人	
				営業日数	26日	209日	
	デイサービス のぞみ	R4	10人	1日	1日平均	3.2人	3.9人
					延利用者	84人	1,203人
					電話連絡・訪問対応者	0人	0人
第1地区計	カラダラボとまりぎ青梅駅前	R5	1日	電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
				延利用者	318人	2,278人	
				営業日数	22日	172日	
	第1地区計	R4	10人	1日	1日平均	10.7人	11.2人
					延利用者	236人	2,901人
					電話連絡・訪問対応者	0人	0人
第1地区計	R5	38人	1日	電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
				延利用者	769人	5,817人	
				1日平均	10.4人	9.9人	
	R4	38人	1日	1日平均	9.4人	9.4人	
				延利用者	693人	8,248人	
				電話連絡・訪問対応者	0.0人	7.0人	

(2) 地域密着型通所介護

圏域	事業所名		定員		11月	計	
第1地区	東青梅デイサービスセンター	R5	1日	電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
				延利用者	385人	2,959人	
				営業日数	26日	209日	
	デイサービス のぞみ	R4	10人	1日	1日平均	3.2人	3.9人
					延利用者	84人	1,203人
					電話連絡・訪問対応者	0人	0人
第1地区計	カラダラボとまりぎ青梅駅前	R5	1日	電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
				延利用者	318人	2,278人	
				営業日数	22日	172日	
	第1地区計	R4	10人	1日	1日平均	10.7人	11.2人
					延利用者	236人	2,901人
					電話連絡・訪問対応者	0人	0人
第1地区計	R5	38人	1日	電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
				延利用者	769人	5,817人	
				1日平均	10.4人	9.9人	
	R4	38人	1日	1日平均	9.4人	9.4人	
				延利用者	693人	8,248人	
				電話連絡・訪問対応者	0.0人	7.0人	

第1地区 前年同月比で、延べ利用者数に大きな変化はありません。

第2地区												
事業所名		定員		11月	計	事業所名		定員		11月	計	
デイサービスセンター たんぼぼ	R5	1日	営業日数	22日	171日	デイサービスセンター シエロ 青梅	R5	1日	営業日数	26日	209日	
			延利用者	141人	1,256人				延利用者	175人	1,534人	
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
	R4	10人	1日平均	6.4人	7.3人		R4	1日	10人	1日平均	6.7人	7.3人
			営業日数	22日	251日					営業日数	26日	308日
			延利用者	175人	1,980人					延利用者	220人	2,458人
電話連絡・訪問対応者	0人	0人	電話連絡・訪問対応者	0人	0人							
1日平均	8.0人	7.9人	1日平均	8.5人	8.0人							
デイサービス めくもり	R5	1日	営業日数	26日	209日	デイサービスセンター ほたる	R5	1日	営業日数	20日	158日	
			延利用者	164人	1,350人				午前10人	延利用者	260人	2,087人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
	R4	10人	1日平均	6.3人	6.5人		R4	1日	10人	1日平均	13.0人	13.2人
			営業日数	26日	305日					営業日数	19日	232日
			延利用者	215人	2,301人					延利用者	275人	3,034人
電話連絡・訪問対応者	0人	0人	電話連絡・訪問対応者	0人	0人							
1日平均	8.3人	7.5人	1日平均	14.5人	13.1人							
リハビリデイサービス 足軽	R5	1日	営業日数	23日	192日	第2地区計	R5	95人	延利用者	1,552人	12,567人	
			延利用者	347人	2,674人				1日平均	9.4人	9.5人	
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	3.0人	29.0人	
	R4	10人	1日平均	15.1人	13.9人		R4	95人	1日	延利用者	1,678人	18,989人
			営業日数	24日	288日					1日平均	10.2人	9.7人
			延利用者	314人	3,760人					電話連絡・訪問対応者	4.0人	30.0人
電話連絡・訪問対応者	0人	0人	1日平均	13.1人	13.1人							
デイサービスセンター CLUB RIVER	R5	1日	営業日数	22日	174日	第2地区 前年同月比で利用者数が7.7%減少しています。また、1日平均の利用者数は7.0%減少しています。	R5	15人	延利用者	230人	1,842人	
			延利用者	230人	1,842人				電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人				1日平均	10.5人	10.6人	
	R4	15人	1日平均	11.3人	11.3人		R4	15人	1日	営業日数	22日	258日
			営業日数	22日	258日					延利用者	249人	2,909人
			延利用者	249人	2,909人					電話連絡・訪問対応者	0人	0人
電話連絡・訪問対応者	0人	0人	1日平均	11.3人	11.3人							
二俣尾幸廻堂	R5	1日	営業日数	26日	210日	第3地区	R5	59人	延利用者	798人	6,631人	
			延利用者	235人	1,824人				1日平均	8.5人	8.8人	
			電話連絡・訪問対応者	3人	29人				電話連絡・訪問対応者	0.0人	0.0人	
	R4	10人	1日平均	9.0人	8.7人		R4	59人	1日	延利用者	854人	10,068人
			営業日数	26日	309日					1日平均	9.1人	8.9人
			延利用者	230人	2,547人					電話連絡・訪問対応者	1.0人	51.0人
電話連絡・訪問対応者	4人	30人	1日平均	8.8人	8.2人							
1日平均	8.8人	8.2人										

第3地区												
事業所名		定員		11月	計	事業所名		定員		11月	計	
デイサービス やぎさん家	R5	1日	営業日数	26日	209日	トータル・ライフ・ヘア・サポート 華暖	R5	1日	営業日数	22日	174日	
			延利用者	171人	1,471人				延利用者	245人	1,971人	
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
	R4	15人	1日平均	6.6人	7.0人		R4	14人	1日	営業日数	22日	263日
			営業日数	26日	308日					延利用者	240人	2,873人
			延利用者	196人	2,207人					電話連絡・訪問対応者	0人	0人
電話連絡・訪問対応者	0人	0人	1日平均	7.5人	7.2人							
デイサービス さくら	R5	1日	営業日数	20日	162日	デイサービスセンター きぼうの里	R5	10人	延利用者	221人	1,869人	
			延利用者	161人	1,320人				電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人				1日平均	8.5人	8.9人	
	R4	14人	1日平均	11.1人	11.1人		R4	10人	1日	営業日数	26日	313日
			営業日数	22日	263日					延利用者	227人	2,615人
			延利用者	240人	2,873人					電話連絡・訪問対応者	1人	51人
電話連絡・訪問対応者	0人	0人	1日平均	10.9人	10.9人							
デイサービスセンター CLUB RIVER	R5	1日	営業日数	20日	162日	第3地区計	R5	59人	延利用者	798人	6,631人	
			延利用者	161人	1,320人				1日平均	8.5人	8.8人	
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	0.0人	0.0人	
	R4	14人	1日平均	11.1人	11.1人		R4	59人	1日	延利用者	854人	10,068人
			営業日数	22日	263日					1日平均	9.1人	8.9人
			延利用者	240人	2,873人					電話連絡・訪問対応者	1.0人	51.0人
電話連絡・訪問対応者	0人	0人	1日平均	10.9人	10.9人							
デイサービスセンター CLUB RIVER	R5	1日	営業日数	26日	209日	第3地区 前年同月比で利用者数が9.6%減少しています。	R5	10人	延利用者	221人	1,869人	
			延利用者	221人	1,869人				電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人				1日平均	8.5人	8.9人	
	R4	15人	1日平均	10.5人	10.6人		R4	10人	1日	営業日数	26日	313日
			営業日数	22日	258日					延利用者	227人	2,615人
			延利用者	249人	2,909人					電話連絡・訪問対応者	1人	51人
電話連絡・訪問対応者	0人	0人	1日平均	11.3人	11.3人							
二俣尾幸廻堂	R5	1日	営業日数	26日	210日	第3地区計	R5	59人	延利用者	798人	6,631人	
			延利用者	235人	1,824人				1日平均	8.5人	8.8人	
			電話連絡・訪問対応者	3人	29人				電話連絡・訪問対応者	0.0人	0.0人	
	R4	10人	1日平均	9.0人	8.7人		R4	59人	1日	延利用者	854人	10,068人
			営業日数	26日	309日					1日平均	9.1人	8.9人
			延利用者	230人	2,547人					電話連絡・訪問対応者	1.0人	51.0人
電話連絡・訪問対応者	4人	30人	1日平均	8.8人	8.2人							
1日平均	8.8人	8.2人										

(3) 認知症対応型共同生活介護

R5. 11. 30現在

圏 域	事 業 所 名	定 員		利用者内訳（保険者）			利用者内訳（要介護度）						
		定員数	充足率	青梅市	他	計	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1地区	グループホームひだまりの家	9人	100.0%	9人	0人	9人	0人	2人	3人	2人	2人	0人	9人
	グループホームみんなんち	9人	100.0%	9人	0人	9人	0人	5人	2人	2人	0人	0人	9人
第2地区	グループホームはびねす若草	18人	100.0%	18人	0人	18人	0人	5人	3人	6人	2人	2人	18人
	グループホームみんなんち第2	9人	100.0%	9人	0人	9人	0人	2人	1人	2人	4人	0人	9人
	グループホームともだ	18人	100.0%	17人	1人	18人	0人	3人	8人	4人	3人	0人	18人
第3地区	グループホームはびねす新田山	9人	100.0%	9人	0人	9人	0人	1人	2人	4人	2人	0人	9人
	地域ケアサポート館 福わ家 グループホーム	18人	100.0%	18人	0人	18人	0人	3人	6人	6人	1人	2人	18人
合 計		90人	100.0%	89人	1人	90人	0人	21人	25人	26人	14人	4人	90人

定員90名に対して89名利用中。そのうち青梅市民は88名。
令和5年10月時点と比較して、要介護度別利用者内訳は大幅な変化は見られません。

(4) 小規模多機能型居宅介護

圏域	事業所名			11月	月平均			
第1地区	多機能 ケアホーム みんなんち	R5	定員(基準)		営業日数	30日	-	
			登録定員 29人		登録者数	24人	23人	
			利用者数	通所	定員/日	延利用者	380人	374人
					15人	1日平均	12.7人	12.3人
			訪問	基準なし	延利用者	639人	612人	
					1日平均	21.3人	20.1人	
		宿泊	定員/日	延利用者	68人	66人		
				9人	1日平均	2.3人	2.2人	
		R4	定員(基準)		営業日数	30日	-	
			登録定員 29人		登録者数	22人	22人	
			利用者数	通所	定員/日	延利用者	400人	404人
					15人	1日平均	13.3人	13.3人
			訪問	基準なし	延利用者	556人	543人	
					1日平均	18.5人	17.9人	
宿泊	定員/日	延利用者	90人	112人				
		9人	1日平均	3.0人	3.8人			
第3地区	地域ケアサポ ート館 福わ家	R5	定員(基準)		営業日数	30日	-	
			登録定員 29人		登録者数	29人	28人	
			利用者数	通所	定員/日	延利用者	321人	306人
					18人	1日平均	10.7人	10.0人
			訪問	基準なし	延利用者	689人	627人	
					1日平均	23.0人	20.6人	
		宿泊	定員/日	延利用者	57人	26人		
				5人	1日平均	1.9人	0.9人	
		R4	定員(基準)		営業日数	30日	-	
			登録定員 29人		登録者数	28人	28人	
			利用者数	通所	定員/日	延利用者	299人	313人
					18人	1日平均	10.0人	10.3人
			訪問	基準なし	延利用者	585人	573人	
					1日平均	19.5人	18.9人	
宿泊	定員/日	延利用者	16人	23人				
		5人	1日平均	0.5人	0.7人			

(5) 看護小規模多機能型居宅介護

圏域	事業所名			11月	月平均			
第2地区	青梅複合型 ケアサービスセン ター	R5	定員(基準)		営業日数	30日	-	
			登録定員 29人		登録者数	26人	25人	
			利用者数	通所	定員/日	延利用者	343人	338人
					15人	1日平均	11.4人	11.1人
			訪問介護	基準なし	延利用者	304人	326人	
					1日平均	10.1人	10.7人	
		訪問看護	基準なし	延利用者	22人	22人		
				1日平均	0.7人	0.7人		
		宿泊	定員/日	延利用者	76人	121人		
				9人	1日平均	2.5人	4.0人	
		R4	定員(基準)		営業日数	30日	-	
			登録定員 29人		登録者数	17人	19人	
			利用者数	通所	定員/日	延利用者	281人	325人
					15人	1日平均	9.4人	10.7人
			訪問介護	基準なし	延利用者	303人	302人	
					1日平均	10.1人	9.9人	
		訪問看護	基準なし	延利用者	81人	78人		
				1日平均	2.7人	2.6人		
宿泊	定員/日	延利用者	102人	136人				
		9人	1日平均	3.4人	4.5人			

前年と比べ、登録定員・利用者総数に大幅な変化は特にありません。
 第1地区 前年同月比で全てのサービスで利用者数が減少してます。
 第2地区 前年同月比で通所・訪問利用者数が増加しています。
 第3地区 前年同月比で登録定員が増えています。

ウ 青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について

※成年後見制度の利用や申立てに関する相談等：16件（3包括計）

1 青梅市地域包括支援センター連絡会

回	開催日	内 容
175	10月4日（水）	・ウォーキング教室について ・地域ケア会議について ほか
176	11月1日（水）	・ケアマネジャー勉強会について ・第2層協議体意見交換会について ほか

2 地域ケア会議

開催日	内 容
11月24日（金）	3事例検討 ・認知症が進行しているが、家族支援が困難な日中独居の事例 ・糖尿病悪化予防の先に、本人の意欲の回復と楽しみを感じ過ごせるために ・家族のために生きてきた方が、これからは自分の時間を楽しめるように地域で見守っていききたい

3 総合相談支援業務 (延べ件数)

区 分	相 談 件 数	
	R5年10月～ R5年11月	R4年10月～ R4年11月
地域包括支援センター（市）	775	592
地域包括支援センターうめぞの	806	957
地域包括支援センターすえひろ	1,150	1,155
計	2,731	2,704

※令和5年11月30日現在 第1号被保険者数 40,100人)

(要支援1・2 1,780人、事業対象者 63人)

4 権利擁護業務 (延べ件数)

区 分	相 談 件 数	
	R5年10月～ R5年11月	R4年10月～ R4年11月
地域包括支援センター（市）	22	19
地域包括支援センターうめぞの	16	11
地域包括支援センターすえひろ	60	52
計	98	82

5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 相談件数 (延べ件数)

区 分	相 談 件 数	
	R5年10月～ R5年11月	R4年10月～ R4年11月
地域包括支援センター（市）	21	15
地域包括支援センターうめぞの	24	16
地域包括支援センターすえひろ	8	1
計	53	32

(2) 勉強会等

開催日	名 称	参加 人数	内 容
10月30日 （月）	ケアマネジャー 勉強会	68	実例を通じて学ぶ～ケアマネジャーの気づきと関わりから生まれた資源～
10～11月 各月7回 （計14回）	ケアプラン勉強会	241 （延べ 人数）	各グループの目標に沿った事例検討、自立支援のケアプランへの指導、地域のケアマネジャーからの相談 ほか

6 介護予防に係るケアマネジメント

(1) 介護予防支援委託にかかる居宅介護支援事業所

令和5年11月分

介護予防支援事業所名	委託事業所数	委託件数	契約事業所数
地域包括支援センター（市）	31	121	65
地域包括支援センターうめぞの	34	240	62
地域包括支援センターすえひろ	36	212	66

(2) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援件数 (延べ件数)

区 分	プ ラ ン 件 数	
	R5年10月～ R5年11月	R4年10月～ R4年11月
地域包括支援センター（市）	448	400
地域包括支援センターうめぞの	845	771

地域包括支援センターすえひろ	671	570
計	1,964	1,741

7 任意事業

(1) 認知症サポーター養成研修事業

指定のカリキュラムを受講したキャラバン・メイトを講師とし、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成する研修を実施した。

開催日	受講者	開催地区	参加人数
10月26日(木)	周辺住民	新町	4
11月15日(水)	専門学校の学生	根ヶ布	27
11月20日(月)	周辺住民	藤橋	18
11月21日(火)	高齢者クラブ会員	畑中	22
計			71

(2) 介護サービス相談員派遣等事業

派遣期間	派遣回数	派遣施設等	
10月	9施設 延べ9回 個人宅1名 延べ1回	グループホームひだまりの家	二俣尾幸廻堂
		特別養護老人ホーム第二喜久松苑	特別養護老人ホーム和楽ホーム
		特別養護老人ホーム第二青梅園	デイサービスセンターきぼうの里
		特別養護老人ホーム青梅天使園	特別養護老人ホーム御岳園
		博仁会デイサービスセンターさざなみ	介護サービス利用者宅(個人)
11月	10施設 延べ10回	グループホームひだまりの家	デイサービスぬくもり
		喜久松苑デイサービスセンター	特別養護老人ホーム喜久松苑
		グループホームともだ	河辺デイサービスセンター
		地域ケアサポート館福わ家(小多機)	地域ケアサポート館福わ家(グループホーム)
		デイサービス のぞみ	デイサービスセンター湯梅の郷

8 その他

(1) 介護予防教室

介護予防、フレイル予防等をテーマに、リハビリテーション専門職などを講師として、講義や体操、レクリエーションを実施した。

開催日	場 所	参加人数
10月 4日(水)	東青梅市民センター	12
10月11日(水)	東青梅市民センター	12
10月11日(水)	和田町自治会館	24
10月13日(金)	新町市民センター	11
10月18日(水)	東青梅市民センター	10
10月19日(木)	長淵市民センター	11
10月20日(金)	新町市民センター	11
10月26日(木)	長淵市民センター	10
10月27日(金)	新町市民センター	11
10月28日(土)	末広会館および末広公園	19
10月30日(月)	滝ノ上町自治会館	12
11月 2日(木)	長淵市民センター	10
11月28日(火)	師岡会館	33
計		186

(2) 出張もの忘れ相談会

認知症に関する相談や相談窓口の周知のため、出張相談会を実施した。

開催日	場 所	参加人数
11月22日(水)	中央図書館 多目的室	22

(3) 介護の日イベント

11月11日の「介護の日」にあわせて、介護についての講座や介護施設の紹介のほか、施設入所の相談会等を実施した。

日 時	場 所	内 容
11月11日 (金)	市役所2階 204～災害対策本部室	<ul style="list-style-type: none"> ・講座 「おいしく安全に食べる方法を学ぼう」 「お互いの負担が少ない介助方法を学ぼう」 「高齢者見守り支援事業のご紹介」 ・市内介護施設の紹介 ・介護や介護の仕事に関する相談 (介護施設職員、東京都福祉人材センター、地域包括支援センター職員対応) ・肌年齢測定 ・血管年齢測定 ・福祉用具の展示・体験 ・施設利用者の作品展示

(4) 趣旨普及および広報

広報おうめ

10月1日号	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者スマートフォン体験会 ・東京都シルバーパス新規申し込み ・認知症予防！脳イキイキ教室 ・おいでください地域サロン
10月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス相談員の派遣 ・第33回高齢者教養講座合同文化祭 ・高齢者向けパソコン教室
11月1日号	<ul style="list-style-type: none"> ・おいでください地域サロン ・人生会議 講演会 ・青梅市エンディングノート ・認知症サポーター養成講座 ・認知症サポーターステップアップ講座 ・11月11日「介護の日」の催し ・高齢者スマートフォン体験会 ・「虐待ってなんだろう？」～気になる様子をみかけたときには～ ・寄りませんか「うめカフェ」
11月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者移動支援事業の実施団体を募集します ・高齢者向けスマートフォン教室 ・今だからできるフレイル予防について

※令和5年10月1日～令和5年11月末まで

令和 6 年度青梅市介護保険運営委員会開催予定

回	開 催 日 時	会 場
1	令和 6 年 4 月 2 6 日 (金) 1 3 : 3 0 ~	議会大会議室
2	令和 6 年 8 月 9 日 (金) 1 3 : 3 0 ~	議会大会議室
3	令和 6 年 1 0 月 2 5 日 (金) 1 3 : 3 0 ~	議会大会議室
4	令和 7 年 1 月 3 1 日 (金) 1 3 : 3 0 ~	議会大会議室

地域支援事業等の委託等にかかる進捗状況について

1 消費税相当分の過払いにかかる対応について

各委託事業者と、消費税非課税であることや返還等について説明を行い、市の説明に対し意見等を頂いたことへの対応の検討や協議を進めております。

2 地域支援事業交付金について

国および都に対し、修正の申請を行い国から令和6年1月29日に追加交付を受けました。都からは令和6年2月から3月の間に追加交付を受ける予定となっております。

3 再発防止について

- (1) 国や都から送付される制度改正や関連する通知文書についてこれまで以上に精査し、遺漏なく対応するとともに、不明瞭な部分は必ず国や都に照会を行うなど、確認を徹底してまいります。
- (2) 毎年度契約手続きの事務を進める際に、契約案件の消費税が根拠を持って適正に取り扱われていることの確認を徹底してまいります。
- (3) 契約事務にかかる研修や勉強会の受講等、あらゆる機会を通じて、職員のスキルアップを図ってまいります。
- (4) 交付金算定の考え方を整理し、職場内で勉強会や打合せ等を行い、定期的に点検できる体制を整備してまいります。

以上の再発防止策を実施し、今後このような事態が生じないように徹底してまいります。